

各刑事施設視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

平成29年4月末日現在

刑事施設視察委員会意見等一覧表

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	H29. 3. 29	刑事施設において常態化している医師不足などの医療上の問題点について、次年度以降の具体的な改善策を提示されたい。	矯正医療に対する国民や関係機関等の理解の促進及び医師の確保については、施設や矯正管区、矯正局が一体となって取り組んでおり、医師不足の解消も含めた矯正医療の課題に適切に取り組んでまいりたい。
2	札幌刑	H29. 3. 29	風邪や生理痛等の痛み止めの薬について、自棄薬の購入と自己管理を希望する意見が出されている。風邪や痛み止めの薬は依存性等もほとんどないものと思われるため、重ねて具体的に検討されたい。	一般用医薬品の自棄を許す取扱いについては、法令の規定により、その対象が特定刑事施設に限定されており、施設限りで対応方針を検討することは相当でないため、頂いた意見については上級官庁に報告する。
3	札幌刑	H29. 3. 29	職員の言葉遣い、対応等について、多くの意見が出されている。研修内容については講義形式の座学研修にとどまっているようであるので、ロールプレイや様々な対応の在り方の改善策を具体的に検討いただいた上、委員会に提示いただきたい。	被収容者に対する職員の言葉遣いや対応等を含む適正な職務執行の推進については、職員研修や日々の指導等の機会を通じて継続的に実施している。また、職員研修等の内容については、講義形式のほか、具体的な事例検討や討議形式の研修等を取り入れるなど、職務執行能力の向上を目指した研修内容の充実も図っていききたい。
4	札幌刑	H29. 3. 29	職員研修の方法について、委員の意見や助言を聴取する機会を別途設けていただきたい。更に、職員研修の講師等に、視察委員や外部の適切な人材を積極的に活用していただきたい。	委員会の意見を踏まえた研修内容の充実を図っていく。また、研修項目や研修の内容によっては、専門的な見地や経験豊富な外部講師を招へいすることで、実効性のある研修になるよう努めていきたい。
5	札幌刑	H29. 3. 29	職員の方々の勤務条件や悩み等について、毎年定期的にアンケート等を実施し、その結果及び改善点や改善内容等について、次年度内に具体的に情報提供いただきたい。	職員の勤務に関する意見や悩み等については、定期又は臨時に幹部職員による職員面接を実施し把握している。 また、各課・部門で発生した懸案事項についても、関係部署において情報共有し解決に努めるなどし、風通しの良い職場づくりを更に推進していききたい。 なお、これらの結果等については、刑事施設視察委員会の開催時等に情報提供することを検討したい。
6	札幌刑	H29. 3. 29	「軍隊式行進」といわれる行進「指導」の問題は、受刑者からみると、行進「指導」が依然として厳しく感じられ、苦痛を伴うことが意見内容から伝わってくる。被収容者の申立内容を前提とすると、行進の在り方は、行刑の社会化に逆行するばかりでなく、受刑者の自尊心まで傷つけることとなり、担当行刑官だけでなく、刑事施設全体に対する反抗心を醸成しかねないと懸念されるため、改善を求める。	集団で移動する際は、不体裁な動作や受刑者同士の接触等の防止、規律違反行為等防止などの観点から、整然と移動させる必要があるため、職員が号令を掛けながら、必要な指導を行っているが、その態様は決して軍隊的なものなどではなく、身体上の事情を有する受刑者については所要の配慮を行っているなど、「軍隊式行進」を強制しているなどの事実はない。今後も適切な指導を行ってまいりたい。
7	札幌刑	H29. 3. 29	人権救済申立て、不服申立て、法テラスの手続等を担当職員が制限するとの申出があったが、事実関係について、認識が異なっているところではあるものの、被収容者の司法等へのアクセスを制約していると被収容者が受け止めるような対応は、そのこと自体が人権侵害となり得るため、極めて人権に配慮して対応していただきたい。	人権救済申立て、不服申立て、法テラスの手続等を担当職員が制限している事実はないところ、その申出があった場合の対応につき、被収容者に制限をしているとの誤解を与えることのないよう引き続き配慮していききたい。
8	札幌刑	H29. 3. 29	本年度は就労支援指導の様子を一部傍聴し、このような特別改善プログラムの実施により、受刑者等の社会復帰後に向けた実質的な支援がなされていることは評価したい。他方で、改善指導プログラムや教科指導等を多くの受刑者を対象に実施するための基盤整備はまだ不十分と思われる。改善指導や教科指導をより多くの受刑者が受けられるように、次年度以降、更に必要な内容を拡充していただき、かつ、委員会に報告いただきたい。	平成29年2月から薬物依存離脱指導対象者全員に対する必修プログラムを実施するなど、多くの受刑者が改善指導を受講できる環境整備に努めている。 今後も、本省の方針等に従い、改善指導・教科指導の内容の見直し、拡充等に向け検討していききたい。
9	札幌刑	H29. 3. 29	刑務支所の例で、受刑者に対する矯正指導日には未決拘禁者の戸外運動が人的な体制もあってできないとされている。しかし、戸外運動は、被拘禁者にとっては非常に貴重な健康維持及び気分転換の時間でもある上、無罪推定の中で、身柄拘束による人的制約は必要最小限にとどめることが相当であることから、矯正指導日にも戸外運動ができるよう配慮いただきたい。	受刑者が矯正指導日である日の未決拘禁者の運動は、室内運動の時間を設けることにより運動を行う機会を付与しているが、これを戸外で行うとすると職員配置が極めて厳しくなるため、引き続き同様の運用とせざるを得ない状況であることに御理解願いたい。
10	札幌刑	H29. 3. 29	懲罰中の入浴が、夏は週2回と拭身1回、冬は週1回とされており、規則（又は省令）では週1回以上実施することとされているため問題はないとしているが、健康保持や保健衛生の観点から、懲罰中であっても、入浴回数は他の受刑者と同様に実施されることが望ましいため、改善を要請したい。	懲罰中の入浴回数を増加させるとした場合、単独で入浴を実施させる対象者が増加することとなり、職員配置上、相応の負担増となることに加え、汚損が著しいなど、衛生面で問題が認められる者に対しては、入浴日を変更したり、入浴回数を増やすなどして個別に対応しており、健康保持・保健衛生のいずれの観点からも、現在の運用で問題ないとする。
11	札幌刑	H29. 3. 29	女性受刑者からと思われるが、夏場のチューリップハットの貸与を希望する意見が多数出されているので、改善をお願いしたい。	全受刑者に対して、戸外運動時には体育帽子を貸与し、熱中症対策及び工場の区別を講じている。その中でも、医療上必要と認められる者については、麦わら帽子を貸与するなどして、個々の被収容者の健康管理に留意していることから、現行の運用で問題はないと考えている。
12	札幌刑	H29. 3. 29	食事について、とろろやめかぶが凍っていて時間内に食べられないとの苦情が多数あり、食べられる温度で提供できるよう配慮いただきたい。	冷凍保存されているものを自然解凍して給与しているめかぶ等について、喫食が困難であるほどの状態で配食されている事実はないところ、冷凍庫から出す時間を早めるなど、解凍のための時間を増やして対応していく。
13	旭川刑	H29. 3. 17	被収容者の病気や症状に応じた的確な診断と治療が受けられるよう、医療体制を引き続き強化すべきである。	当所医務課長、非常勤医師等で対応が困難な場合は外部医療機関等での診療等を実施しており、今後ともこれを継続し、更なる診療体制の強化に努める。

14	旭川刑	H29. 3. 17	職員の被収容者に対する言動などの対応について適切な教育指導を徹底すべきである。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、若年職員に対する面接や各種研修等により、被収容者の人権尊重に関する教育指導を実施してきており、今後もこれを継続して更なる意識高揚に努める。
15	旭川刑	H29. 3. 17	被収容者の単独室収容やカメラ室への収容は最小限度とすべく、一層取り組むべきである。	昼夜居室処遇者に対する工場出役の積極的な働き掛けを行うつつ、動静視察の必要性に応じた第二種単独室（カメラ室）への収容について、今後とも適切な運用を図っていく。
16	旭川刑	H29. 3. 17	被収容者による社会貢献活動に、より積極的に取り組むべきである。国は社会貢献活動に対応できるよう、職員定員を増員し、財政的措置をすべきである。	今後とも、受刑者の社会貢献作業の積極的な推進など、受刑者の再犯防止及び社会復帰に向けた矯正処遇の充実及び良好な地域社会との連携構築に取り組む。また、これらの施策の推進に係る要員の確保に向け、上級庁への職員の増員要望を継続して行う。
17	帯広刑	H29. 3. 29	冬期間の昼間の居室内温度が12度と設定されているが、設定温度を引き上げるよう検討されたい。	昼間設定温度を15度に引き上げ、下回った場合には1時間送蒸することとした。また、休日等の最終送蒸時間を30分延長することとした。
18	帯広刑	H29. 3. 29	被収容者が廃棄する書籍をレンタル業者等に売却して売却代金を犯罪被害者の弁償金として活用してほしい。	釧路刑務支所において、被収容者が廃棄する書籍を犯罪被害者支援等に役立てる取組を始めた。
19	帯広刑	H29. 3. 29	懲罰中の自己所有の書籍等の閲覧に関し、審査の申請書を作成している受刑者から「逐条解説刑事収容施設法」の使用の申出があった場合には、使用を相当とする場合には認める方向で対応されたい。	使用が相当と認められる場合には許可している。
20	帯広刑	H29. 3. 29	土・日・休日の新聞紙は各居室に回覧していたので、これまでは工場及び運動場に配置することはしていないとのことであるが、これを配置するようにしてほしい。	土、日及び祝日の新聞紙について、翌週の就業日に、運動場に掲示することとした。
21	帯広刑	H29. 3. 29	受刑者との面会の許可については、法111条1項3号の「改善更生に資すると認められる者」か否かに関し、施設側からも適切な質問を行ってこれを認定することとし、面会を制限しない扱いを原則とされたい。	改善更生に資すると認められるか否かについて必要な確認をした上で、改善更生に資すると認められる場合には許可している。
22	帯広刑	H29. 3. 29	休日の午前9時30分から11時30分の間に映画等のVTRを視聴しているが、炊場工場就業受刑者は昼食の準備のために一部視聴できない時間帯があるので改善してほしい。	当該映画等VTRを炊事工場就業受刑者も視聴できるよう、平日に振り替えて居室内で放送することとした。
23	帯広刑	H29. 3. 29	ソフトボール大会の結果をトーナメント表以外の方法でも知りたいとの意見があったので、周知方法を検討してほしい。	所内紙に掲載することとした。
24	帯広刑	H29. 3. 29	優遇区分3類集会の開始時刻が昼食終了直後のため、菓子とジュースを飲食するのに無理がある。開催日ないし開始時刻について改善してほしい。	時間帯変更の必要性を検討したが、昼食終了直後でも十分に喫食できる量であり、また、他の優遇区分の集会比較して特段の不公平もないことから、現状のまま変更しないこととした。
25	帯広刑	H29. 3. 29	パン食と菓子は食感が被るので、優遇区分1、2類集会はパン食の日にしなないでほしい。	可能な限り、パン食給与の日に集会を開催しないようにすることとした。
26	帯広刑	H29. 3. 29	釧路刑務支所の常勤医師が欠員となっており、その確保のため、給与等の経済的な面のみならず、研修への参加の機会の確保等待遇面全体への配慮が必要であり、予算の確保を伴うものであるが、刑事収容施設法62条の要請に鑑み、予算の要求等を含め早急な措置を執るべきである。	施設限りでは対応が困難な事情もあるが、今後も上級官庁へ働き掛けていきたい。
27	網走刑	H29. 3. 17	集会菓子の購入について、被収容者が選択できるようにすることを求める。	平成29年度において、優遇の上位の受刑者に対し、菓子の選択制を導入する方向で関係各課等及び業者間で検討する。
28	網走刑	H29. 3. 17	テレビ視聴につき、指定チャンネル解除の検討を求める。	一部の時間帯について暴力団の抗争等に関する報道がなされた経緯があり、今後も同様の報道がなされるおそれがあるため、同時時間帯を指定チャンネルとしているところ、今後の状況を踏まえ、指定チャンネル解除の検討を行う。
29	網走刑	H29. 3. 17	職員が被収容者に対し暴言を発することがないように、研修等を行うなど職員に対し指導することを求める。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も定期的に被収容者に対する言葉遣いその他職員の人権意識向上に資する研修等を行ってまいりたい。
30	月形刑	H29. 3. 28	可能であれば、職員の言葉遣いや態度に関する職員研修への視察委員会委員の立会いを検討されたい。	職員研修は、通常、勤務終了後に実施しているところ、同時時間帯に委員の立会いが可能であれば、実施を検討したい。
31	月形刑	H29. 3. 28	医務診察、歯科診療について、申出後から受診までの期間を短縮できるよう改善を検討されたい。	より適切な医療体制の構築の観点から、引き続き、治療を受けられるまでの期間を短縮できるような方策を検討する。
32	月形刑	H29. 3. 28	油性ボールペン、替芯の価格やメーカーを増やすなどして、受刑者が選択できるようにすることを検討されたい。	納入業者に申し入れて、実施の可否を含めて検討中である。
33	月形刑	H29. 3. 28	特別改善指導の対象者について、貴所が選定するほか、更生意欲のある希望者についても広く指導が受けられるにすることを検討されたい。	特別改善指導対象者の選定に当たっては、法令等に基づくほか、受刑者自身の更生意欲や受講希望の有無も勘案して選定している。
34	月形刑	H29. 3. 28	帰住先の調整を早期に行って、帰住先を確保できるよう十分な対策を検討されたい。	現状において、可能な限り早い段階で帰住先を確保できるよう調整しており、今後とも、帰住先を早期に確保できるよう努めていく。

35	月形刑	H29. 3. 28	平成28年4月25日、貴所において受刑者の自殺事故があったところ、受刑者の心情把握に一層努めた上で、自殺防止及び適切な処遇を実施されたい。	自殺事故以降、居室の網戸の改修などの物的設備の改修のほか、入所時面接等による被収容者の心情把握を適切に行うなどして事故防止に努めており、今後とも不断に事故防止策の検討、確認を行っていく。
36	月形刑	H29. 3. 28	居室、工場内、屋外運動時など十分な熱中症対策を講じられたい。	通風確保、扇風機の使用、水分補給の励行等の熱中症対策を講じているところ、今後も、特に高齢者の健康状態を適切に確認しつつ、必要な措置を講じていく。
37	月形刑	H29. 3. 28	受刑者の資格取得などに資する官本の充実を図ることを検討されたい。	法律や資格取得に関する図書については、予算の範囲内で計画的に改訂版を購入するなど、今後とも充実を図っていく。
38	函館少刑	H29. 2. 27	刑務所内において購読できる新聞紙の種類を増やすことを検討されたい。具体的には、日本経済新聞を読みたいという受刑者の声があるので、日本経済新聞を購読できるようにすることを検討されたい。	被収容者を対象としたアンケート調査を実施した結果を踏まえ、平成29年度は、読売新聞、日本経済新聞及び北海道新聞の3紙を閲読可能な日刊新聞紙として取り扱うこととした。
39	青森刑	H29. 3. 29	受刑者が職員に生活要領等について確認した際、受刑者がこれを誤解し、その結果、当委員会に対して苦情や要望を述べる例が多かった。受刑者に対して、より一層丁寧な説明・周知等をお願いしたい。	施設においては、刑執行開始時の指導や居室備付けの「生活の心得」、書面の掲示等により、規則等の周知を図っており、職員が説明する際も法令等に基づいた指導を行っているが、今後も適切な指導を継続していく。
40	青森刑	H29. 3. 29	食事については、味付けの工夫と健康のための塩分の減少に取り組んでいることの周知の効果が出たと思われ、苦情や要望があまりなかったので引き続き周知をお願いしたい。	減塩については、刑執行開始時の指導や社会復帰支援指導等による機会に周知しており、引き続き今後も機会あるごとに周知を図っていく。
41	青森刑	H29. 3. 29	いわゆる軍隊式行進は行っていないとのことだが、受刑者の側からすれば今も行っている状況に近いとの苦情が聞かれたため、指導に行き過ぎがなかったのかどうか、検証等の作業を十分に行っていただきたい。	居室から工場等への集団での移動は、不体裁な動作や受刑者同士の接触の防止等の観点から整然と行わせる必要があるため、前後等の間隔や腕の振り方等、必要な指導を行っているが、軍隊式行進を強制しているなどの事実はなく、今後も指導に関しては適切に対処していく。
42	青森刑	H29. 3. 29	認知症の人の対応について十分に研修等を実施するなど認知症や高齢の被収容者に対する取組は今後も継続して行っていただくことを要望する。	認知症等の疾患を有する受刑者が収容された場合は、必要に応じて職員に処遇要領等により周知するなどしており、今後も適切な処遇を継続していく。
43	青森刑	H29. 3. 29	特別改善指導として就労支援指導が33件実施されており、再犯の防止に資することから更に推進してもらいたい。一方、被害者の視点を取り入れた教育は0件であったので更なる指導が望まれる。	被害者の視点を取り入れた教育については、当所で定める選定対象の該当者がいなかったため実施していないが、該当者が収容された際には適切に実施する。
44	宮城刑	H29. 3. 31	裁判所からの補正命令通知について、通常の手紙の発信日まで待つよう指導しているようであるが、期日まで間に合わない場合もあるので改善を求める。	発信日以外の日に発信の申請があった場合、これについて一律に発信日まで待つよう指導している事実はない。各申請を個別具体的に検討し、次の発信日に当該発信の申請を受け付けたのでは、当該受刑者が被る不利益の程度が大きいと客観的に認められるなど、緊急に信書を発信する必要性が認められるときには、発信を許可している。
45	宮城刑	H29. 3. 31	所管の課長宛てに教示願いを提出した際、回答の限りではないとして回答していないケースがある。必要に応じて説明することも検討願いたい。	教示願いの内容を確認し、回答の必要性を検討した上で判断している。
46	宮城刑	H29. 3. 31	付録(DVD、カレンダー等)付の書籍の郵送差入について、被収容者に告知なく本を返送する扱いとなっているので、差入れ事実を被収容者に告知するよう要望する。	郵送差入れされた付録付き書籍について、差入人に引き取りを求める際、当該差入れがあった事実を被収容者に告知することについては、関係法令上に特段の規定はないところ、これらの差入れ全てについて被収容者に対する告知を行うことは、業務量の観点から通常業務に支障を来しかねないため、行っていないことを御理解いただきたい。
47	宮城刑	H29. 3. 31	差入れの際、差入票等に個人の場合姓名を記載することとしているが、個人情報漏えい事案を勘案すれば、姓のみとした方が妥当と思われるので改善願いたい。	同姓者が多いため、姓のみでは差入事務に際し過誤が生じる可能性があり、また、外部交通禁止者からの差入れを防止するためにも姓名を正確に記載することが必要であり、御理解いただきたい。
48	宮城刑	H29. 3. 31	通信教育に係る発信については、所定の発信通数外で発信できるよう改善を求める。	当所で受講を許可している通信教育に係る発信については、発信通数外での発信を許可しており、受講の申込み等に係る発信についても、緊急に発信する必要性が認められる場合には、発信通数外での発信を認めている。
49	宮城刑	H29. 3. 31	矯正指導日の余暇活動以外の時間帯において、私本の読書、日記の記載及び手紙の作成も認めるよう改善を求める。	矯正指導日は、矯正処遇等のうち専ら作業以外のものを行う日であり、余暇活動以外の時間帯は改善指導等を行う時間帯であるため、娯楽的図書の読書、日記記載、手紙作成は余暇時間で行うこととしている。
50	宮城刑	H29. 3. 31	願い事を受け付ける際、手順等の諸対応が嫌がらせのように感じる旨の申出があったので、改善を求める。	受刑者から願い事を受け付ける際には、適切に対応している。
51	宮城刑	H29. 3. 31	クラブ活動の申込み後、相当期間を待ったり、人数に空きがあっても受講できない場合があることから、柔軟にクラブ活動に参加できるよう改善を求める。	クラブ活動は、実際に指導を担当する指導者と調整して実施しているため、欠員が発生してもすぐに補充できないことがあることを御理解いただきたい。
52	宮城刑	H29. 3. 31	宗教系の通信講座を不許可としているようであり、許可されるよう改善を求める。	通信教育事業者ではない場合は、同講座を通信教育として取り扱うことはしていないので、御理解いただきたい。
53	宮城刑	H29. 3. 31	一部の工場担当職員は、訴訟関係等の願箋記載事項を他の受刑者に聞こえるように話している旨の申出があり、改善を求める。	願箋の内容等、個人情報に関する事項については、他の受刑者に聞こえないよう配慮して対応している。

54	宮城刑	H29.3.31	所長に対する口頭による苦情の申出について、願い出してから何か月も事情聴取に出来ないなど事務処理が遅滞している可能性があることから改善を求める。	申出件数が集中した場合、処理までに時間を要する場合があるが、申出を願い出た日から1か月以内に聴取を行っている。
55	宮城刑	H29.3.31	工場の指定に際し、一般工場で調査となった場合でも経理工場へ出業させることを検討するよう改善を求める。	受刑者の就業工場の選定については、処遇審査会において、受刑者の行状等を総合的に勘案して決定している。
56	宮城刑	H29.3.31	職員の言動が支配的であったり、卑下する言葉を発するなど、人権に対する配慮が希薄であると感じている被収容者が存在することから、人権に関する教育を実施するなど、改善を求める。	職員に対し、受刑者処遇に当たっては、適切な距離を保ちつつ温かみを持って公平、公正に対応するよう指導している。なお、人権に関する職員研修は定期的実施している。
57	宮城刑	H29.3.31	病室に収容中の受刑者に対する対応について、看護師の言葉遣いが荒い、ナースコールを押しても対応が遅いなど不適切であり、改善を求める。	当所の看護師は適正な対応を行っているが、今後も引き続き適正な対応に努めたい。
58	宮城刑	H29.3.31	夜間等の居室巡回勤務に際し、巡回ボタンを押すことを優先し、視察や病人の対応が遅れる場合があるよう、改善を求める。	巡回ボタンは、定められた頻度（下回ってはならない巡回時間）で職員が巡回視察していることを確認するために押させているものであるが、これを優先して視察や病人への対応を遅らせたといった事実はなく、夜間の申出等についても適切に対応している。
59	宮城刑	H29.3.31	不服申立ての処理に際し、組織で事実を隠ぺいしているなど疑われることがないよう、関係する書面を整え、透明性を担保するよう求める。	不服申立ての処理については、関係資料に基づき、事実を確認した上で、適正に処理している。
60	宮城刑	H29.3.31	被収容者が領置物品リストの作成を申し出た際、領置物品名称を略し、「等」や「他」と記載していることから、正確な名称及び数量を教示するよう改善を求める。	領置物品管理システムの都合上、入力可能文字数が限られているため、完全な品名で登録することが不可能な物品があるが、物品の特定には支障ないよう処理している。なお、「等」といった表記は、手紙かメモか判断が難しいものである場合に使用し、また、数量については、蛍光ペン5色セットであれば各色ごとに記載せず、セット1点といった表記を行っている。
61	宮城刑	H29.3.31	昼夜単独室棟の保護室の騒音が大きく、昼夜単独室の安眠が妨害されているため、防音が整っていない保護室を使用しないよう要望する。	昼夜単独室棟は50年以上前の建物であり、防音は万全とは言えないものの、使用を続けざるを得ないため、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
62	宮城刑	H29.3.31	昼夜単独室では、写経の際、写経用紙、筆ペンの使用を許可されていないので、許可するよう要望する。	学習許可が必要な物品については、許可する必要性・妥当性を検討し、適切に対応しているところ、昼夜単独室に収容されている被収容者については、調査及び休養の場合、その期間は写経の実施を停止することとしており、当該期間は写経用紙、筆ペンの使用は許可しない取扱いとしている。
63	宮城刑	H29.3.31	職業訓練の選考に際し、公平性が保てるよう、残刑期のほか、普段の生活態度も考慮するなどの選考基準を改善するよう求める。	職業訓練生の選定については、受刑者の作業に関する訓令に基づき、残刑期、健康状態、受刑態度、適性等を総合的に検討して決定している。
64	宮城刑	H29.3.31	職員の巡回勤務に際し、1時間以上巡回がなく、巡回に際し鍵を鳴らし、室内の視察をせず、走って巡回する等の巡回方法の改善を要望する。	巡回の頻度は定められており、巡回状況はシステム管理され把握しているが、職員が1時間以上に渡って巡回しなかった事実はない。また、特に就寝時間帯については、被収容者の睡眠を妨げず、職員の視察を察知されないよう静かに巡回し、かつ、巡回経路を固定しないよう指導している。
65	宮城刑	H29.3.31	医務診察に際し、様子を見るのと診断が多く、被収容者は納得していないことから、理解できるように説明することを求める。	診察時の説明については、医師が可能な限り分かりやすく説明するよう心掛けており、今後も引き続き丁寧な説明に努める。
66	宮城刑	H29.3.31	CTやMRIについて、多岐にわたる症状にも使用するよう改善を求める。	医療機器については、医師の指示に基づき適正に使用している。
67	宮城刑	H29.3.31	診療科目によっては、診察の順番が来るまで、相当の時間を要することから改善を求める。	外部の招へい医師により診療を行っている科目については、来所の時間及び回数に制限があるので、御理解いただきたい。なお、緊急を要する場合には外部の医療機関を受診させている。
68	宮城刑	H29.3.31	爪水虫の治療に際し飲み薬を服用させることも検討するよう改善を求める。	医師が必要と判断した症例には投与している。
69	宮城刑	H29.3.31	医師の診察時に、医務課職員が介入し、診察環境を侵害している場合があるので、治療環境の改善を要望する。	矯正施設においては、医師以外の医務課職員が、保安上の理由や医師の補助業務のために診察に立ち会っているものであり、医師と医務課職員等が連携し、引き続き適切な対応に努める。
70	宮城刑	H29.3.31	入浴時間を15分又は20分にするよう要望する。	通年、被収容者の入浴は、2週につき5回実施し、かつ、15分入浴は2週につき4回実施し、10分入浴は、2週に1回の頻度で行っているが、入浴場の設置個数（仮設入浴場1箇所、単独入浴場4箇所）及び入浴ボイラーの容量上、複数の入浴を同時進行できない箇所もあり、職員の配置上の問題（限られた人員での対応）もあるため、入浴時間の延長は困難である点について、御理解いただきたい。
71	宮城刑	H29.3.31	工場内の通路、調室、入浴場等が汚れているので、所内美化に努めるよう要望する。	当所は建築後50年以上を経過する建物も使用しているため、一部は老朽化が著しいものの、定期的に清掃や補修を実施し所内美化に努めている。
72	宮城刑	H29.3.31	個室入浴場のカミソリの入れ物が汚れており、清掃や更新について要望する。	予算的な制約はあるものの、老朽化した備品については、計画的に更新するよう努める。
73	宮城刑	H29.3.31	掛布団や敷布団などについては、入所時から出所時までの間、個人貸与として同一の物を持たせ、汚損等があった場合に交換させた方が効率的ではないか。検討を求める。	平成29年度、準備が整い次第、個人貸与へ変更することを予定している。

74	宮城刑	H29. 3. 31	入浴順番が固定されているので、入浴日の都度、順番を変更するよう改善を求めます。	入浴日の都度、全ての工場の入浴順番を変更することは困難であるため、御理解いただきたい。
75	宮城刑	H29. 3. 31	布団乾燥は年3回から4回程度しか実施していないようですので、回数を増やすよう改善を求めます。	寝具類（掛布団、敷布団及び毛布）の乾燥は、冬期も含めて3月に1回以上実施し、全被収容者が均等になるよう実施している。なお、当所には布団乾燥機の設備がなく布団乾燥機で対応しているほか、寝具の天日干しは天候に左右されるため、回数増加には配慮するものの、実情を御理解いただきたい。
76	宮城刑	H29. 3. 31	居室の衣類や寝具等の洗濯間隔が長く、最長25日間洗濯できない物もあるようであり、洗濯の間隔を短くするよう求める。	設備的制約もあるので、肌に直接触れるものを優先し計画的に実施している。なお、汚れが著しい物については別途対応するなど、衛生保持に配慮している。
77	宮城刑	H29. 3. 31	入浴場給湯ボイラの故障が多いようであり、早急に修理又は更新することを求めます。	入浴場給湯ボイラが故障した場合は、直ちに修理するなど適切に措置を講じている。なお、給湯ボイラの更新については、予算的な制約があるため、上級官庁と相談しながら検討する。
78	宮城刑	H29. 3. 31	入浴時間が明確でないことから、タイマーを設置するなど改善することを求めます。	入浴場には入浴経過時間を示すタイマーを設置しており、入浴終了5分前、2分前及び1分前には職員がその旨を告知している。また、入浴場に設置されているタイマーのほか、勤務職員がストップウォッチで入浴経過時間を計るなど、適正に実施している。
79	宮城刑	H29. 3. 31	年末年始の入浴時間については、通常の入浴時間より延長するよう求める。	年末年始等の休庁期間は、職員配置にも限りがあり、通年で入浴回数は確保しているものの、入浴時間の延長は困難であるため、御理解いただきたい。
80	宮城刑	H29. 3. 31	居室棟での配食に際し、副食が居室棟へ運搬された後に人員の変更があった場合、運搬された副食量を人員で分けるため、給与量が少なくなる場合があり、改善を求めます。	人員の変更に応じて、副食を追加で運搬するなどして、一人当たりの給与量が決められた量を下回らないよう、配食している。
81	宮城刑	H29. 3. 31	免業日午後の運動時間中、配茶作業があり運動ができない場合があるため改善を求めます。	受刑者の動作時限から、配茶作業と運動時間を完全にずらすことが困難である場合があるため、御理解いただきたい。
82	宮城刑	H29. 3. 31	配食直前の食事について、配膳室にビニール袋を被せた状態で準備しているため、食事が冷え、また、衛生上問題があることから改善を求めます。	配食準備のため、やむを得ず、一時的に配膳室に並べることがあるが、衛生上問題がないように特に配慮して対応している。
83	宮城刑	H29. 3. 31	献立のアンケート作成時間が短く、書式が定まっているため自由な意見を記載することができないことから改善を求めます。	給食アンケートについては、作成に要する時間は十分確保されているものと考えており、集計の都合上、自由意見欄はないが、次回と同アンケートの際には、自由意見欄を設けることを検討予定である。
84	宮城刑	H29. 3. 31	食事の質が良くなく、主食の量が少ない場合があることから改善を求めます。	食事は、関係法令に基づき、必要な熱量を下回らないよう、適正に給与している。 また、予算上の制約はあるものの、毎月の献立会議により献立内容を決定しているほか、被収容者のアンケート結果についても考慮している。
85	宮城刑	H29. 3. 31	炊事工場は、調理師免許を保有している者や作業の性質上長期刑受刑者の方が安定して作業を行えるものと考えられることから検討を要求する。	炊場就業者の選定に際しては、調理師免許保有の有無や刑の長短についても考慮している。
86	宮城刑	H29. 3. 31	食事時間が30分とされているところ、同時間に準備や食器片付けが含まれているため喫食時間が短いことから改善を求めます。	受刑者の動作時限や職員配置の関係から、喫食時間を延長することは困難であるため、御理解いただきたい。なお、動作時限表は、朝食開始時間及び出室時間を示したものとなっている。
87	宮城刑	H29. 3. 31	麺類や汁物に蓋をすることを求めます。	配食時間が限られていることから、配膳時に汁物を盛り付けた後に全ての食器に蓋をすることは困難であるため、御理解いただきたい。
88	宮城刑	H29. 3. 31	運動時間を1時間に延ばすことを求めます。	受刑者の動作時限から、運動時間を1時間確保することは困難であるため、御理解いただきたい。
89	宮城刑	H29. 3. 31	運動器具を増やすことを求めます。	予算的な制約があるが、計画的な更新整備を検討している。
90	宮城刑	H29. 3. 31	運動時間を長くするため、例えば、グラウンドを半分ずつ2つの工場で使用するための工夫を求めます。	保安警備上の観点から実施は困難であり、御理解いただきたい。
91	宮城刑	H29. 3. 31	官本の種類及び冊数を増やすことを求めます。	予算的な制約があるが、計画的に更新整備を実施している。なお、昨年度整備した書籍については、工場ごとに順転して閲覧を実施している。
92	宮城刑	H29. 3. 31	書籍の許可基準が曖昧なところがあるので、一般に販売している書籍程度は閲覧許可とするよう求めます。	書籍の審査基準は、規律秩序の維持及び本人の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれがあるかについて、個別に判断するものであり、御理解いただきたい。
93	宮城刑	H29. 3. 31	各類集会における嗜好品購入金額は1回につき500円以内とされているが、平成19年から据え置かれたままであるので増額するなどの改善を求めます。	通達により「500円を超えない範囲内」とされているので、御理解いただきたい。
94	宮城刑	H29. 3. 31	電子辞書や学習に使用できる物品(日用品を含む)について、種類を増加するよう求めます。	訓令に基づき、学習科目及び学習用具等所持・使用基準について内規で定めているので、御理解いただきたい。なお、原則として、指定業者が指定する物品としている。
95	宮城刑	H29. 3. 31	購入品の耳栓の防音性が低いことから、耳栓の購入に際しては、指定品を解除するよう求めます。	自弁物品の規格等については、全国的な公募により選定された事業者の指定によるものであり、施設限りでの他の規格のものを導入するなど、指定を解除することは考えていない。なお、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。

96	宮城刑	H29.3.31	官給品の防寒ベストや長袖シャツなどは、病棟において休養となると貸与されないので、引き続き貸与するよう改善を求めると。	病棟における衣類については、季節、病状、年齢等を考慮し、個別に必要な衣類を貸与しており、休養になると貸与していないなどの取扱いは行っていない。
97	宮城刑	H29.3.31	職業訓練科目と実施施設の増加、また、当所における職業訓練の回数を増加することについて検討願いたい。	職業訓練科目の増加等については、予算上の措置や訓練に伴う職員配置も必要であり、当所のみで対応することは困難である。頂いた意見については上級官庁に伝達する。
98	宮城刑	H29.3.31	T V番組を自由に視聴できるよう改善を求める。	ニュース番組や特集番組で、暴力団の抗争や事件について扱う場合もあり、当所に収容している受刑者の特性を考慮すると、規律秩序の維持又は矯正処遇の適切な実施に支障を生じる可能性が高いことから、番組の適否について選定している。
99	宮城刑	H29.3.31	面会時間を60分にするよう改善を求める。	面会件数や面会所数から、面会時間を一律に60分にすることは困難であり、御理解いただきたい。
100	宮城刑	H29.3.31	西2棟の窓、手すり、配管スペース等が汚れているので清掃するなどの改善を求める。	必要に応じて清掃を行うことに配慮しているが、更に所内美化について努める。
101	宮城刑	H29.3.31	居室の夏の寒暖差が激しいので、居室内にエアコンや電気ストーブ等を設置することについて検討願いたい。	居室に冷暖房設備を整備するには、整備費や運用費等の予算措置が必要であり、当所のみで対応することは困難である。頂いた意見については上級官庁に伝達する。
102	宮城刑	H29.3.31	建替工事を早急に進めるよう求める。	当所としても老朽化が著しいため建替工事は早急に進める必要があると認識している。頂いた意見については上級官庁に伝達する。
103	宮城刑	H29.3.31	冬期間、防寒対策のため、居室内が寒い時には仮就寝時間前であっても布団に入れるよう改善を求める。	冬期間には、仮就寝時間を早めるなど、様々な防寒対策を実施している。
104	宮城刑	H29.3.31	就寝中、掛布団を頭までかぶってしまった場合、顔を出して寝るよう起こして指導しているが、病室で同様に対応した場合、体調悪化となる場合があることから改善を求める。	受刑者の動静を確認するために必要であり、指導している。なお、病棟においては、病状等を考慮して対応している。
105	宮城刑	H29.3.31	冬期間、防寒対策のため、カイロ、耳当て、発熱性保温クリーム等を購入できるよう改善を求める。	使用が必要と認められる事情があり、かつ、購入させることが特に必要であると認められる場合に許可している。
106	宮城刑	H29.3.31	冬期間、居室棟に4台ストーブが設置されているが寒く、食器口の開放、ストーブの増設等について検討を求める。	暖房設備の増設には予算上の制約があり、また、食器口開放による採暖効果も検討する必要があるため、適切に判断していく。
107	宮城刑	H29.3.31	社会とのつながりを維持し更生復帰を促す方策として、社会で困っている人のニーズを受刑者に伝え、何らかの手助けをすることを検討してはどうか。	社会との連携については、社会貢献作業等の導入について検討している。
108	宮城刑	H29.3.31	病棟の安静時間帯における職員の会話の音量について、改善を求める。	安静を妨げることがないよう配慮して勤務しているが、引き続き適正な処遇環境が維持されるよう留意する。
109	秋田刑	H29.3.31	意見書・提案書の申出内容検討は、委員会が施設運営の状況を検討する上で重要である。今後も速やかなる説明・回答を励行するよう要望する。	申出内容に関する説明・回答については、これまで同様、速やかに対処できるよう努める。
110	秋田刑	H29.3.31	職員の言動で高圧的態度、差別的発言が被収容者からの不満として、平成27年度の意見書で述べているが、平成28年度では一部職員が処分対象となったのは残念である。職員の研修・教育をさらに充実していただきたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員に対する各種研修・教育を通じて職員の人権意識向上に努めており、今後も継続して実施していく。
111	山形刑	H29.3.16	常勤医師が不在であることから、地元医師会及び大学病院等の協力を得ながら医師の確保に努めること。	常勤医師の不在については、喫緊の課題として、地元医師会や地元大学医学部等への協力を依頼するとともに、求人情報への掲載も行うなど、引き続き常勤医師の確保に努めていきたい。
112	山形刑	H29.3.16	職員の被収容者に対する勤務姿勢の改善を図るため、より実践的な事例の設定やグループワーク等、職員が相互に高めあう実効性のある教育研修を実施すること。	職員に対する教育については、研修内容を工夫して、より実践的な研修になるよう努める。
113	山形刑	H29.3.16	医薬品の誤飲により生命の危機を招く場合があるので確認作業を徹底し、医薬品の誤飲がないよう対策の徹底を継続的に図ること。	医薬品の誤飲がもたらす危険性等について、職員研修を実施するなど、対策を推進してまいりたい。
114	山形刑	H29.3.16	炊場作業者の作業時間が一般工場より長く、作業者の不満が蓄積されていることから、炊場担当職員の増員を図るなどして、他の作業場との作業時間の不均衡を是正する措置を講ずること。	炊場作業者の作業時間短縮策として「早退制度」の導入や、作業人員を増員させることを検討する。
115	福島刑	H29.3.13	本省レベルでの、人件費の大幅な増額を含む抜本的な職員体制見直しを要望する。	施設だけでは対応が困難であることから、意見があったことを上級官庁に報告する。
116	福島刑	H29.3.13	自弁物品の取扱業者の選定の在り方について検討願いたい。	上級官庁において公募を実施しているものであり、施設限りで回答することは困難である。意見を頂いたことについては、上級官庁に伝える。
117	福島刑	H29.3.13	医師の安定的確保と、一般社会と同水準の医療の提供に努め、受刑者の尊厳性に配慮するよう要望する。また、刑務所医療の管轄変更も検討願いたい。	関係医療機関との定期的な協議を行い、医師の派遣依頼をしているところであり、今後も継続していく。今後も定期的に人権研修を実施し、被収容者の人権に配慮した啓蒙・教育の機会を増加させる。矯正医療の管轄の変更については、意見があった旨、上級官庁に報告する。

118	福島刑	H29. 3. 13	幹部職員は、部下や職員相互間の言動、被収容者に対する言動に注意し、マナー化を防ぎつつ定期的に啓蒙・教育の機会を設けるべきである。	今後も定期的な人権研修を実施し、被収容者の人権に配慮した啓蒙・教育の機会を増加させる。
119	福島刑	H29. 3. 13	高齢受刑者に対する、釈放前の効果的な訓練や研修により知識・スキルを教示する方法を検討願いたい。	今後は高齢受刑者に対する実践的な指導の導入を検討し、健康管理や社会生活に必要な知識、スキルの教示を進めていく。
120	福島刑	H29. 3. 13	社会復帰後の実効性のあるプログラムを積極的に開発・解説していくことが望まれる。	今後、一層職業訓練プログラムの内容の充実に努めていく。
121	盛岡少刑	H29. 3. 24	矯正医官特例法が施行されたことを踏まえ、今後も常勤医の確保に一層努めていただきたい。	本年4月から常勤医を採用することができたが、今後も地域における医療機関等との良好な関係を維持しつつ、矯正医療についての理解を広められるよう、更なる広報に努める。
122	盛岡少刑	H29. 3. 24	施設内での生活一般に関わる事項について、被収容者が画一的かつ必要十分な説明を受けられるよう、確認を行う体制を構築してもらいたい。	被収容者に対する説明については、処遇の不統一や誤解を生じることのないよう、所内生活全般について、平易な表現を用いて説明すること等、職員研修等の機会を通じて繰り返し確認しており、今後も引き続き実施する。
123	盛岡少刑	H29. 3. 24	委員会ニュースの周知について、掲示板への掲示や居室内回覧のほか、被収容者だけでなく施設職員等からの意見収集を広く行うための有効な方法について工夫してもらいたい。	当該ニュースについては、居室棟への掲示、居室内への回覧及び運動場掲示板への掲示を実施してきたが、今後は職員への周知を推進するため、職員待機室への掲示も実施する。
124	盛岡少刑	H29. 3. 24	「生活の心得」等の書類については、今後も毎回委員会開催時に各委員に配布し、閲覧が可能な対応を継続されたい。	今後も視察委員に対する「生活の心得」の事前配布を継続実施する。
125	水戸刑	H29. 3. 31	管下拘置支所において被収容者が同一日に2名死亡した事案は、やむを得ない状況であったと認められるが、巡回等により、被収容者の動静視察や健康管理を徹底されたい。	今後においても、さらに巡回、動静の把握及び健康管理を徹底したい。
126	水戸刑	H29. 3. 31	食事に関する被収容者からの不満・苦情が数多く存在していることから、被収容者の意見を吸い上げる体制とそれに対応する配慮を行っていることを被収容者に知らせる体制の構築を継続していただきたい。	被収容者に対し、食事に関するアンケート調査を実施するなどして意見提案を吸い上げ、食事内容の充実に配慮するとともに、「給食に関するアンケート結果」を掲示して、被収容者に周知しており、今後も継続していきたい。
127	水戸刑	H29. 3. 31	意見提案の内容として、刑務所職員に対する不満や苦情も散見されたことから、このような苦情を吸い上げ、事例を分析し、この種事案の再発防止に努めていただきたい。	これまでも職員全体研修において、人権に関する研修を行い、職員指導に努めているが、今後においても効果的な職員研修を企画し、被収容者の人権に配慮した適切な処遇が展開できるように努めていきたい。
128	栃木刑	H28. 7. 20	熱中症対策について、水分補給のみでは低ナトリウム血症のおそれがあると思われるが、その他の対策についても検討されたい。	熱中症対策として、①共同室での扇風機使用、②一部居室、工場でのエアコン使用、③冷茶の給与、④アイソトニック飲料の給与、⑤電解質補給用タブレットの支給、⑥経理作業就業業者に対するネッククーラーの貸与、⑦全受刑者に対するうちわの貸与を実施している。
129	栃木刑	H28. 7. 20	外国語チャンネルで放送される映画等について、英語以外の言語の映画等も放送できないか、検討されたい。	英語以外の外国語の映画等も放送しているが、当所で録画できる外国語番組の放送自体が限られていることに加え、英語以外の外国語番組はさらに放送回数が少ないため、当所での放送も限定的なものとならざるを得ない。
130	栃木刑	H28. 7. 20	食事メニューについて、レトルト食品が出される頻度が多いとの意見があるため、検討されたい。	レトルト食品は、炊事場で調理する食事よりも費用がかかるため、頻度を減らしたいと考えているが、実情として、炊事工場の設備や就業人員が、収容人員に対応しきれておらず、炊事工場の負担をこれ以上増加させる余裕がないことから、現状を維持せざるを得ない。
131	栃木刑	H28. 7. 20	貸与品のTシャツについて、夏季は1枚ではなく2枚にしてほしいとの要望があり、検討されたい。	予算上の制約により、現在の貸与用Tシャツの在庫量では、一人に2枚の貸与は困難であることを御理解願いたい。 頂いた意見については上級官庁に伝達する。 なお、洗濯替えには、ワンピースを1枚貸与しており、Tシャツの洗濯により着替えがなくなることはない。
132	栃木刑	H28. 9. 26	喘息症状のある受刑者について、就寝時に息苦しさを感じた場合には、うつ伏せの姿勢で寝たり、背当てを置いて寝ることも医学的にも有用であるので、このような対応をとることができないか、検討されたい。	受刑者がうつ伏せで寝ることは特に問題なく、背当てについても、喘息症状があれば、毛布を丸めて背中に当てるなどして代用させている。また、職員が巡回時に、喘息症状を起こしている受刑者を認めた場合には、症状を確認し、本人の状態に応じ、楽な姿勢で就寝させるなど、適切な対応に努めている。
133	栃木刑	H28. 9. 26	現金書留の開封について、職員が事前に開封して交付されるが、金員が抜き取られたなどの不要な疑念を抱かれぬよう、受刑者の前で開封できないか検討されたい。	現金書留封筒には、危険物等が封入されている可能性が否定できず、法令に基づく所要の検査を行う必要があることから、現行の取扱を維持することとしたい。
134	栃木刑	H29. 2. 22	新たに替えられた入浴場の椅子について、椅子の高さが高く、使いにくいとの意見があるため、検討されたい。	現在の椅子に入れ替えたのは、足腰の不自由な被収容者が立ち上がりやすくするよう配慮したものであるため、引き続き使用する。
135	栃木刑	H29. 2. 22	WOWOWの録画状況について、放送されている映画の画面両端が切れてしまっており、字幕部分が見えない場合があるため、対応について検討されたい。	設備上の問題であり、この解決のためには代替機の設置又は配線等の工事が必要であり、直ちに解決することは困難である。今後、上級官庁と相談の上、対応することとしたい。
136	栃木刑	H29. 2. 22	夜勤職員が外国人受刑者への対応に困らないよう、翻訳ソフトが入ったタブレット端末を携帯するなど、外国人受刑者への対応について検討されたい。	通信機能のない電子辞書等の導入を検討したことはあるが、緊急時の活用が難しいことや、予算措置上の問題もあることから、カード式の会話帳を作成するなどして対応している。外国人受刑者の対応については、引き続き、良策を検討していきたい。

137	栃木刑	H29. 2. 22	男性職員が巡回をする際は、被収容者の着替え等を見ることがないように、必要な配慮をされたい。	原則として、被収容者が在寮している時間帯は、監督者を除く男性職員の寮舎への立入りを禁止しており、業務上、立ち入る必要がある場合は、監督者の許可を受けた上で、女性職員の立会いを義務付けている。また、監督当直者及び副監督当直者は、被収容者の動静把握や職員の監督等を行う必要から、男性職員であっても寮舎の巡回を認めているが、必ず女性職員が先導しているほか、先導者が着替えや用便を認めた場合にはカーテンを引くなどして、居室内が見えないようにしている。さらに、寮舎における洗濯・洗面の時間帯は、着替え等の時間帯でもあることから、同時間帯については男性職員の監督巡回は行っていないなど、必要な配慮を行っている。
138	栃木刑	H29. 2. 22	運動時等に流しているラジオ体操について、受刑者が毎日行う体操であることを考えると、ラジオ体操第一だけでなく、第二も導入することについて、検討されたい。	一般に周知され、慣れ親しんだ体操を行わせることが適当と思われることから、現在のところ、ラジオ体操第二の導入は予定していない。今後要望が多ければ、検討することとしたい。
139	栃木刑	H29. 3. 17	面会の受付や差入れの手續に時間を要するのであれば、外来者用の椅子を設置することについて、検討されたい。	面会・差入受付窓口の前は屋外であり、施設の構造的にも、椅子を設置できるスペースはないが、受付に長時間を要することはない、また、仮に数件の申込みが重なり、若干の待ち時間が発生した場合であっても、受付窓口の近くにある面会待合所には椅子が設置されており、こちらを利用することができる。
140	栃木刑	H29. 3. 17	映画等の録画放送が流れる際、映像がフリーズすることが多いとの申出があったので、確認の上、対応されたい。	放送設備とDVDチェンジャーに不具合が認められたため、修理等の対応を行った。現在、不具合はない。
141	栃木刑	H29. 3. 17	いじめやトラブルについての相談先がないため、受刑者が安心して相談できるような心理職による相談窓口を設置することについて、検討されたい。	企画部門（分類）に所属する調査専門官（心理職）2名が、受刑者の申出又は職員が必要と認める場合に面接を実施している。
142	黒羽刑	H29. 3. 31	学習物品等の取扱いについて、指示の改正後、意見数としては減っているものの、なお許可してほしい旨の意見が残っている。被収容者が積極的に学習意欲を持つことは、本人の更生に資するものであり、処遇上も有益であると考えられることから学習資料については、制限しすぎることなく許可されたい。	学習物品の取扱いについては、柔軟に使用を認めている。通信教育の受講、クラブ活動の参加はもちろんのこと、自主学習であれば、学習資料の使用実績等を見て許可している。
143	黒羽刑	H29. 3. 31	炊場の配役の被収容者の心身の健康を維持するためには、配役の人数、出役の方法を抜本的に改めるとともに、それでも生じるテレビ等の視聴等における不利益については、他工場と同程度の環境が維持されるよう特に配慮されるべきであり、早急に改善されたい。	炊場の就業人員の増員を行い、休日は十分な休養がとれるよう改善を行った。 また、テレビ等の視聴については、炊場就業者が作業のため聴取できないことを考慮して、ラジオ放送を、別の日に3回実施するようにし、優遇措置として第4土曜日に放送する娯楽映画及び矯正指導日に放送するテレビ録画番組は、翌週の平日の月曜日から金曜日まで毎日午後1時から同3時までの時間帯で再放送することとした。
144	喜連川セ	H29. 3. 29	懲罰審査会の手続について、各参加者の立場の違いが分かりにくいものとなっているので、被収容者の権利を擁護する立場等、被収容者が理解しやすいようにされたい。	補佐人については、全ての反則容疑者とあらかじめ面接し、審査会では同容疑者のための意見を述べており、同審査会では、議長、補佐人等について必要な表示を行う等適正な運用に努めている。今後も引き続き適正な運営に努めたい。
145	喜連川セ	H29. 3. 29	懲罰審査会の審理について、参加者が限度を超えて大きな声を出す等、被収容者が弁解することを許さない雰囲気があるため改められたい。	反則容疑者が弁解することを許さない雰囲気で行われている事実はないと承知しているが、今後とも適正な運用に努めたい。
146	喜連川セ	H29. 3. 29	特定の工場において、特定の担当職員についての苦情が多いことから職員の指導を徹底されたい。	引き続き、適正な処遇の実施を確保するべく指導監督したい。
147	喜連川セ	H29. 3. 29	優良居室表彰制度について、社会生活適応能力の育成の観点からも、共同室における被収容者個人の態度が優遇評価の加点に反映される制度を検討されたい。	共同室においては、共有スペースがある関係上、共同室単位での整理整頓等の状況を基に評価することが相当であると考えているが、意見については今後の参考とする。
148	喜連川セ	H29. 3. 29	職員及び被収容者の発声等について、音量及び調子等を通常の日常生活で行われているものと同様の態様に改められたい。	職員の号令や受刑者の歩調等については、既に施設において見直しを図っているところ、被収容者を集団で管理する施設の性質上、施設の規律及び秩序維持のための必要な場合のほか、作業事故防止等のため必要なものは継続するが、引き続き、無用と思われる態様のもの見直しについては適切に対応したい。
149	喜連川セ	H29. 3. 29	被収容者の移動について、号令によって整然と移動させることなく、社会生活上通常行われているものと同様の態様に改められたい。	職員の号令や受刑者の歩調等については、既に施設において見直しを図っているが、被収容者を集団で管理する施設の性質上、規律及び秩序の維持に必要な一定の場面で、必要な範囲での号令等はかけているところ、引き続き適正な運用に努めたい。
150	喜連川セ	H29. 3. 29	職員の被収容者に対する言葉遣いについて、苦情が多いため改善指導することを要望する。	必要な場面で厳しく注意指導することは在り得るものの、今後とも、不必要に強い口調で被収容者に接することがないように指導したい。
151	喜連川セ	H29. 3. 29	被収容者の健康診断の結果について、受診した全ての被収容者に知らせるように改められたい。	通常の診療業務を実施しながら、健康診断を受けた全被収容者に対してその結果を診療の要否にかかわらず、別途、個別に告知・説明することは当センター及び診療所の業務を少なからず圧迫することから極めて困難であると考えているが、同診断の結果、異常所見が認められた被収容者には、説明等を実施しているほか、異常が認められない被収容者には特段の説明を行わない旨を事前に説明している。また、同診断の結果について個別に願ひ出があれば、可能な範囲で異常の有無等を診察時や回診時に告知を行うなどしており、今後とも診療所等の業務量などの諸事情を考慮した上で、可能な限りの説明責任を果たしていく。

152	前橋刑	H28. 5. 19	診察の申請から診察までに時間がかかる不満が多数出されており、常備薬の申請から投与までにも時間がかかるため、配慮されたい。	医師の診察については、緊急性のある場合を除いては受け付けた順番で実施しているところ、診察件数も多いことから、やむを得ず診察までに日数を要することを御理解いただきたい。緊急を要する症状については、直ちに診察を実施したり、外部医療機関に搬送するなどして適切に対応している。 備薬の申請から投与までについては、受け付けた職員が、交代職員が来るまでの間、現場を離れることができないため、交代した際に備薬を受け取り、また現場に戻って勤務した際に投与するため、時間を要することを御理解いただきたい。
153	前橋刑	H28. 5. 19	職員の被收容者の呼び方や注意の指導について、苦情が多数出されているので、配慮されたい。	職員は、職務の性質上、必要な場面では、厳しく注意指導を行うこともある。研修等の機会あるごとに、監督者から職員に対し、注意喚起を行い、人権意識の向上を図っていく。
154	前橋刑	H28. 5. 19	朝日新聞を自費購入している被收容者が、回覧新聞である読売新聞を閲覧できないとの苦情があった。新聞の閲覧は、時事の報道に接することで、被收容者の社会とのつながりを付けるものであることから、できる限り配慮されたい。	「被收容者の書籍等の閲覧に関する訓令」に基づき、当所においては、昼夜間単独室に收容されており、日刊通常新聞を購入している者に対しては、回覧新聞の閲覧は省略している。
155	前橋刑	H28. 5. 19	共同室での小机の使用について、手紙及び不服申立ての作成時のみとされていたところ、勉強時においても小机の使用を認めてもらいたい願望があるため、配慮されたい。	共同室に長机2台小机1台を備え付けていたところ、一人の者が小机を長時間使用している状況が散見されたことから公平性を期すため、事務連絡を發出し、小机の使用を手紙及び不服申立ての作成に限定している。
156	前橋刑	H28. 7. 19	被收容者から、起床前の読書を認めて欲しい意見が出されている。施設の管理運営等の考慮は要するが、対象を夜間単独室の者にするなど、一定の条件のもとで起床前の読書を認めるよう配慮願いたい。	起床前の読書によって、就寝している者がページをめくる音がうるさいなどとして、けんかなどの事案が発生することが思料され、一方で単独室だけ起床前読書を認めることは共同室との均衡性が保たれているとはいええず、他の施設の実情を調査した上で検討したい。
157	前橋刑	H29. 3. 8	冬季に、使い捨てカイロ、マスク、手袋及び耳当ての使用を認めて欲しいとの意見が多数あるため、配慮していただきたい。	訓令において、その使用は必要性が認められる場合等に限られることから、当該被收容者の手や耳の状態等の健康状態等を確認した上で、その必要性を判断する取扱いとしている。
158	前橋刑	H29. 3. 8	食事の副食の量が少ない、副食の分配が不平等であるなどの苦情が多数あるため、配慮されたい。	矯正施設被收容者食料給与規程に基づき、給与熱量は定められている。献立については、毎月1回献立会議を実施しており、管理栄養士の意見等も取り入れ、新メニューを考案するなどして、メニューが偏らないよう配慮している。また、食事の配食については、懲役受刑者が実施しているところ、職員が必ず立会しており、平等に配食している。
159	前橋刑	H29. 3. 8	テレビ視聴時間について、共同室より夜間単独室が短いのは不平等ではないかという意見に対し、貴所では夜間単独室が優遇的な扱いでもあり、視聴時間が短くなるのはやむを得ないとの回答であった。夜間単独室処遇が優遇であれば視聴時間も長くしてもよいと思われるため、検討を図られたい。	共同室の懲役受刑者は、夜間単独室の者よりも共同生活による人間関係等のストレスを溜めやすく、ストレスを原因とするトラブルを起こす可能性も否定できない。このため、テレビ視聴時間を優遇することで共同生活のストレスを軽減させ、規律及び秩序の維持を図っている実情にある。
160	前橋刑	H29. 3. 31	指示内容を実質的に変更する場合には、被收容者に対し丁寧に説明されたい。	処遇要領等を変更する場合には、事前に、担当職員が告知したり、変更点を記載した用紙を回覧させるなどして、周知徹底を図っている。また、被收容者から質問があった場合は、職員がきちんと説明している。
161	前橋刑	H29. 3. 31	平成28年11月1日付けで常勤医師1名が採用となったことは好ましいが、医師の定員は2名であるので、定員の確保を図っていただきたい。	常勤医師の確保については、引き続き鋭意努力していく。
162	前橋刑	H29. 3. 31	平成28年の職員の年次有給休暇の取得状況は、一人当たり年間6.6日であり、特に処遇部門職員は、一人当たり年間5.3日に過ぎない。貴所だけで解決できることではないが、職場環境の整備のため、職員の増員等を求めたい。	職員の増員については、施設として解決できる問題ではないため、意見を頂いたことについては、上級官庁へ報告する。
163	千葉刑	H28. 8. 25	受刑者から軍隊的行進が強化されているとの指摘があり、軍隊的行進の必要性・合理性について疑問があることから、再検討されたい。	少人数の職員で集団を安全かつ迅速に動かすためには、統一された集団行動が必要であり、日頃から職員の号令による行動をさせているが、極端に腕を上げさせたり、大声を出させる等の不自然な行動は取らせていない。
164	千葉刑	H28. 10. 13	浴槽の衛生面に留意されたい。	節水対策の一環として平成28年8月30日から浴槽内の湯量の使用を明示して適切な湯量の使用を徹底しているところ、単独入浴場では浴槽内に残した体毛等について被收容者個々が整備した網を使用してすくい取っており、衛生面に配慮している。 なお、共同入浴場については、湯が循環しており、単独入浴場のような取扱いをせずとも、衛生面の管理が十分に行われている。
165	千葉刑	H28. 12. 22	高齢受刑者、障害受刑者に対する処遇について、どのような配慮が必要かを検討されたい。	身体に障害等がある者や高齢等で一般の工場に就業させることが相当でない場合は養護工場で就業させるなどの配慮を行っている。
166	千葉刑	H29. 1. 23	手袋・耳当ての使用場所を保安上の観点から居室内のみとしているが、運動時の使用を認めることにより保安上問題になることはほとんどないことから、真冬の運動時の使用を許可されたい。	手袋・耳当ては、大臣訓令の「健康状態その他に照らして特に必要な場合に限り使用を許可する。」に基づき居室内での使用を許可しているが、運動時の使用は不正隠匿・不正授受等の保安上の観点から許可していないことを御理解願いたい。
167	千葉刑	H29. 3. 23	同じ書籍が差入れ日によって閲覧禁止になったり閲覧許可になったりすることがあり、閲覧禁止になるか否かの基準が不明確で予測できないとの指摘があることから、より具体的な基準を提示し得るよう検討されたい。	当該受刑者に対し閲覧禁止措置を講じていた同一書籍を同人に交付したものであり、今後、同種事案をじゃっせぬよう「禁止図書リスト」を新たに作成し再発防止を講ずる。

168	千葉刑	H29. 3. 28	本年度も複数の受刑者から職員に対するクレーム（暴言、えこひいき等）が寄せられていることから、更に職員に対する注意指導を徹底していただきたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、被収容者に対する適正な職務執行や言葉遣いについて職員研修等の機会を通じて注意喚起しており、今後も引き続き指導してまいります。
169	市原刑	H29. 3. 10	処遇や優遇等に関する受刑者からの不満があるが、これは開放処遇を十分に理解していないことと思われる。今後、受刑者に対して、処遇方針について正しい認識を持たせ、自覚に基づいて更生に励むよう教育指導すべきである。	これまでもできる限り、当所の特色である開放処遇について、各工場担当職員等が受刑者に訓示等するなどして開放処遇の指針となっている自主・自律の精神の醸成を促している。 今後も受刑者が開放処遇について正しく認識するように周知を図りたい。
170	市原刑	H29. 3. 10	配役の手続や基準について可能な限り周知して、無用の不満が出ないように配慮されたい。	受刑者を、各工場に配役するに当たり、企画部門（分類）において、本人の身体状況、精神状況及び職業歴等を調査した上、その適性を処遇審査会に付議し、配役先を審査、決定している。 これまでも工場担当職員等から配役手続や基準について説明しているところ、いまだ理解していない者がいることから、引き続き周知を図りたい。
171	市原刑	H29. 3. 10	炊場は、人が少なく休みが取りづらいので人を増やしてほしいとの要望があり、そのような実情があるなら、他の一般受刑者との間で不均衡が生じないような方策を講じられたい。	作業への習熟期間を考慮した受刑者の配置に努め、引き続き、業務負担が大きくなるような受刑者の就業状況を注視していきたい。
172	市原刑	H29. 3. 10	消防設備士試験について、私費で受験が可能であれば、実施の方向で検討されたい。	消防設備士試験については、電気通信設備科の職業訓練生を対象に公費で実施しているところ、試験会場が施設内であり、特段支障ないことから、私費での受験も実施することとしたい。
173	市原刑	H29. 3. 10	職業訓練の申込手続や基準について、受刑者が十分理解していないのであれば、可能な限り周知されたい。	職業訓練生の募集については、訓練種目、訓練期間、募集人員及び応募要領等について、担当職員が受持ち受刑者に告知するとともに、募集要綱を具体的に明記した書面を、工場及び各寮に掲示し周知を図っている。
174	市原刑	H29. 3. 10	特別改善指導について、受刑者の理解が十分でないと思われるので、概要等を受刑者に周知されたい。	特別改善指導としては、「交通安全指導」（「アルコール依存回復プログラム」を含む。）、「被害者の視点を取り入れた教育」及び「就労支援指導」を実施しているところ、刑執行開始時指導において、教育統括及び新入教育工場担当職員が、各指導の内容等を理解しやすいように説明している。
175	市原刑	H29. 3. 10	生活の心得を受刑者が理解していないと思われるので、これまで以上に「心得」の周知を図られたい。	当所入所直後、居室棟担当職員が、「所内生活の心得」を基に当所での生活要領を説明し、その後、新入教育期間中、新入教育工場担当職員が、「所内生活の心得」を全般にわたり説明し、理解を促しているほか、「所内生活の心得」を受刑者に一冊ずつ貸与し、余暇時間等を利用して自己確認させている。 また、工場配役後も工場担当職員等により「所内生活の心得」の内容を必要により説明しているところであり、今後も繰り返し周知を図り、理解を促していきたい。
176	八王子医刑	H29. 3. 8	医療刑務所としての性質上、必要な医療器具、医薬品の確保、充実に努められたい。	医薬品の確保については十分に行っており、医療器具については、移転を控えている状況下で、更新整備については慎重に検討する。
177	八王子医刑	H29. 3. 8	職員の態度、指示や説明の在り方について、無駄に高圧的な態度を改め、必要な説明を行うよう職員に対する指導を徹底し、年1回以上の研修を実施されたい。	施設の規律及び秩序を維持しつつ、受刑者に対する指導や指示については、幹部職員のほか夜勤班長及び居室担当職員等が講師となり被収容者処遇に関する研修を適時、継続的に実施しており、今後も引き続き職務執行能力の向上研修等を実施する。
178	八王子医刑	H29. 3. 8	購入物品、食事及び菓子に関するアンケートを実施し、可能な限り要望に応えること。 要望に添えない場合は、その理由等を掲示物や配布物等で説明することを強く求める。	食事や菓子については、毎年、被収容者に対する嗜好調査を実施し、調査結果を反映した内容になっており、十分に要望に応えているものと認識しているが、要望に添えない場合の理由等の説明については検討する。
179	八王子医刑	H29. 3. 8	人権救済申立てに関する情報を書面で配布する等の方法で周知されたい。	被収容者に係る不服申立制度については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定められているものは、所内生活の心得により周知されているところ、人権救済申立て等制度に関する周知については、施設運営の実情を踏まえ、今後検討してまいります。
180	八王子医刑	H29. 3. 8	法テラスの出張法律相談についての書面を配布したり、法テラスの発行している資料を閲覧に供する等の方法で周知されたい。	被収容者に係る不服申立制度については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定められているものは、所内生活の心得により周知されているところ、法テラス出張法律相談等に関する周知については、施設運営の実情を踏まえ、今後検討してまいります。
181	八王子医刑	H29. 3. 8	出張法律相談が実効的に実施される措置を法テラスと協議されたい。	対応については慎重に検討する。
182	八王子医刑	H29. 3. 8	視察委員との面接ができることについては、しおりに記載があるが、それだけでは不十分であり、必要な手続き等を書面により周知する機会を増やすよう求める。	視察委員会との面接については、所内生活の心得に明記しており、被収容者に周知されているものと認識している。
183	八王子医刑	H29. 3. 8	外部医療機関が実施する研修に職員が参加できる機会を増やすよう求める。	通知等に基づき、看護教育委員会を立ち上げ、また、医師及びその他医療スタッフの技能向上のため積極的に外部研修に参加させるなど充実させており、今後も同様に積極的な参加に努める。
184	八王子医刑	H29. 3. 8	がん専門、褥瘡、失禁ケア、感染管理棟の専門看護師を増やすため、専門看護師になる道を増やし、チーム医療を実現することの検討を進められたい。	感染管理認定看護師の育成は、平成30年度に研修参加を予定している。また、外部研修等参加による専門性向上を奨励するほか、定期的に内部勉強会を実施することで看護師のスキル向上に努めたい。

185	八王子医刑	H29. 3. 8	がんの早期発見、医療設備の整った施設への早期移送のための体制作りとして、医療対策協議会を通して十分な協議をされたい。	管区及び局での医療対策協議会等の機会を通じて、医療情報の早期提供による積極的な受入れについて、他施設への広報を継続していく。
186	府中刑	H29. 3. 27	視察委員会への意見・提案書については、用紙の交付や提出時に願箋を徴しないよう検討されたい。	意見・提案書の用紙の交付日や交付枚数等の把握が困難となる上、同用紙を不正連絡等の別の用途に使用することにより、施設の規律秩序維持を害することが懸念されるため、現行の運用としている。
187	府中刑	H29. 3. 27	視察委員会への意見・提案書の作成については、作成期間を限定したりすることのないよう検討されたい。	仮に作成期間を限定しなかった場合、受刑者によっては意見・提案書の用紙を漫然と所持することや、同用紙を不正連絡等の用に供されることが懸念されるため、作成期間を限定する必要がある。
188	府中刑	H29. 3. 27	自弁で新聞紙を購入していなければ、運動時間という限られた時間でしか新聞紙を閲覧することができない。特段の支障がなければ、ニュース番組の放送を行うことを検討されたい。	テレビ番組の放送については、全被收容者を対象に実施しているアンケートの結果を元に、録画番組を放送しているところ、ニュース番組については、暴力団同士の抗争等の情報が流れることから、放送していない現状にある。また、番組を編集して放送することについては、職員の業務負担が増加することから実施していない現状にあるが、今後検討したい。
189	府中刑	H29. 3. 27	季節ごとの特別食などを味わい、季節を感じることは、社会とのつながりを実感し、更生への意欲を抱く上で重要であると思われることから、可能な限り給与されたい。	献立については、嗜好調査の結果を踏まえつつ、旬の食材を使用するなどして、季節を感じることでできる献立となるよう工夫をしている。
190	府中刑	H29. 3. 27	時計の使用について、制限区分第1種、第2種に指定されている受刑者は保安上の要請から正確な時刻を知らせないでおく必要性は低いはずである一方で、生活を自己管理する意識を身に付ける必要性は高いと思われることから、これらの受刑者に対する時計の使用を検討されたい。	第1種、第2種に指定されている受刑者に対しては、当該受刑者の自発性や自立性涵養のため、今後、その要件を十分に検討の上、積極的に自弁使用を許可する運用に努める。
191	府中刑	H29. 3. 27	閉居罰執行中は、法律に基づき、施設長が指定する物品を除き、自弁物品の使用を停止することとなっているが、下着については、他人が使用したものに抵抗感を覚える人もいると思われることから、閉居罰執行中における自弁の下着の使用について検討されたい。	原則として官給品の下着を使用させる運用としているが、仮に懲罰執行時等に自弁の下着の使用を希望した者については、個別にその使用を認める取扱いとしている。
192	府中刑	H29. 3. 27	畳の交換について、畳の製作能力に限界がある中、施設として適宜交換していると認められるものの、社会一般の基準からすれば、交換のタイミングが遅いことは否めないように思われるため、畳の製作能力を増強することを検討されたい。	畳の製作については、従事する人員の確保等の問題から、直ちに増強することは困難であるが、居室の畳の交換時期について計画的に策定するとともに、擦り切れが目立つ居室については、個別に優先して交換するなどの対応をしており、今後も適切な交換に努める。
193	府中刑	H29. 3. 27	受刑者の行進について、目安として腕を後ろに30度程度に振るよう指導する場合があるとのことであるが、一律に指導する必要はなく個別に指導すれば足りることであるため、運用の見直しの余地について検討されたい。	職員は受刑者に対して、節度を持って行進するよう指導しているところ、その目安として腕を後ろにおおむね30度程度振るよう個別に指導することがあるが、これは、職員によって指導の差異が生じてしまうと受刑者に混乱を生じさせかねないことから、社会通念上の目安として設けている運用であり、その範囲についても適切である。
194	府中刑	H29. 3. 27	リップクリームの購入について、唇の荒れ等が認められた場合はワセリンを交付しているとのことだが、リップクリームは社会一般で広く使用されており、唇の荒れを予防するためにも用いられていることから、医療費節減の観点からも、リップクリームの購入が認められるよう検討されたい。	リップクリームについては、社会においても薬局以外で購入することが可能であり、唇の保湿等のため、ハンドクリームと同様の扱いとして検討する。
195	府中刑	H29. 3. 27	診察時に刑務官が立会していると、受刑者が医師に対して症状を訴えることを躊躇することが懸念されることから、立会の刑務官は、受刑者が声が届かないところで待機し、医師からの要請があった場合にのみ立会するという運用に改めるよう検討されたい。	看護職員は、日頃から工場及び居室を巡回し、受刑者の動静や症状等を把握しているところ、当該職員が立会に就くことにより、保安面のみならず、医師と被收容者双方の診察内容等に関する解釈のそごを防止することもできることから、立会は現行の運用とする。
196	横浜刑	H29. 3. 31	受刑者に自弁を許すことができる物品の品質、価格、種類について受刑者の苦情を積極的に聴取し、その内容を指定業者に伝え善処を求める等の対応を取っていただきたい。また、指定業者の選定手続は、地元業者も参入可能とするなど、競争原理が働くように善処されるべきである。その旨を検討の上、本省にも伝達して頂きたい。	指定業者の取り扱う商品について、製品の品質、種類等に関する受刑者の苦情を指定業者への要望とすることは検討していないが、納品された品物が不良品である場合は、速やかに指定業者に交換を求めている。また、指定業者の選定については、法務省において全国的な公募を実施し、一業者を適正に選定しているため、横浜刑務所から地元業者に競争入札の参加について働き掛ける予定はないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
197	横浜刑	H29. 3. 31	自弁品購入手続で、本人に書類を確認する際に、他の受刑者の氏名等が見える状態となっている。受刑者の日常全般において、受刑者の個人情報他者に知られることがないように、格別の注意を払うようにして頂きたい。	日頃から、職員に対しては、個人情報保護に関して周知しているところであり、現場職員も被收容者の個人情報に係る書面を他の被收容者に見られないようにするなどの配慮をしている。また、今後も機会を捉えて個人情報の重要性について周知していく。
198	横浜刑	H29. 3. 31	受刑者側が各職員を特定するための方策が講じられるべきである。職員に職員番号の表示をするなどの方策を検討して頂きたい。	被收容者が職員を特定する必要がある状況として、例えば不服申立て等を行う場合が考えられるところ、不服申立て等を行うに当たっては、時や場所、行為が明らかであれば職員の特定は可能であるため、職員番号を付すことは考えていない。
199	横浜刑	H29. 3. 31	受刑者から職員の対応がばらばらであるとの苦情がある。居室における受刑者への対応等において、担当職員が交代する際には、十分な引継ぎがなされるよう、職員を指導して頂きたい。	一般的に、職員に対しては、引継ぎの励行を指導しているところであり、今後も機会を捉えて周知を図っていく。

200	横浜刑	H29. 3. 31	横須賀刑務支所の一般改善指導「窃盗防止指導」の対象者は、再犯に至る背景や理由、本人の問題性は異なり、高齢者など認知行動療法に向かない者もいる。窃盗犯罪者をひとくりにするのではなく、個々の抱えている問題群別に指導が行われるように、改善を検討すべきである。	指導を受けた受刑者からの感想文や指導への反応から、取組意欲及び理解度が低い者に対してはフォローアップ指導を行うことで対処しているが、個々の抱えている問題群ごとに指導することについては今後検討したい。なお、窃盗防止指導の実践プログラムについては、指導対象者を拡大したことに伴い、心理学及び依存症に関する事項を強化したり、内容の調整を行い、本年3月に改正を終えたところである。
201	横浜刑	H29. 3. 31	管内各施設では、車椅子を使用する必要性のある歩行困難受刑者などに対するバリアフリー化が講じられていない。横浜刑務所においてもバリアフリー化が実現するよう、検討して頂きたい。	エレベーターの増設や階段昇降機の設置については、施設の構造上、設置は困難で、現在のところ、当所において大規模なバリアフリー化の予定はないが、段差解消スロープや手すりの設置等の検討を行っていく。
202	横浜刑	H29. 3. 31	職員の年次有給休暇取得率が低いので、年次有給休暇の取得が十分に確保されるよう努力して頂きたい。	前年度に引き続きワークライフバランスの推進を施設の運営目標として掲げ、本・支所含め、全職員が同目標達成のため取り組んでいる。
203	新潟刑	H29. 3. 23	常勤医を確保するための活動を引き続き行うこと、また、上級庁と連携し、適切な医療体制の構築を図ることを求める。	常勤医の確保に向け、医師会やインターネット等あらゆる情報網を活用して医師の求人活動を継続的に行ってきたところ、昨年度はそれに加え地元の薬科大学にも求人活動の幅を広げ、更に施設の医療に関する協議会において、矯正医官特別法の説明を実施するなど積極的に活動したものの、常勤医の確保に至らなかったが、今後も医療関係機関等に向けて積極的な広報活動を展開し、常勤の矯正医官の確保を目指す。
204	新潟刑	H29. 3. 23	職員の職場環境の改善を通じたメンタルヘルス対策の具体的な施策を推進されたい。	職員のメンタルヘルス対策として、平成27年度から矯正管区に専門的知識を有する「矯正管区メンタルヘルス相談員」（非常勤職員）が配置され、心の健康の増進を図る体制が整備されていることから、これを職員に周知し、同制度の積極的活用を推進している。また、新たに導入されたストレスチェック制度に基づき、平成28年度から職員に対するストレスチェックを実施している。
205	新潟刑	H29. 3. 23	インフルエンザ、肝炎、結核等の感染症対策をより一層徹底されたい。	感染症予防のため、マスクの着用、手指の消毒、うがい薬の配置等を積極的に実施しているところ、これらの一層の徹底を推進する。 なお、その効果もあつてか、今冬期間において被収容者にインフルエンザ患者は発生していない。
206	新潟刑	H29. 3. 23	被収容者の自殺を防止するために、被収容者のメンタルケアを充実させるなど適切な措置を講じられたい。	職員による職権面接を実施しているほか、法務技官（心理）による心情安定のためのカウンセリングを導入し、心情安定を図っている。
207	新潟刑	H29. 3. 23	職員の不祥事防止策の具体的な立案と実践を求める。	昨年度から不祥事案を自らに置き換えて考察させる職員研修を導入したほか、不祥事の起きにくい職場環境推進のため、挨拶運動や4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動を展開した。今後も創意工夫をもって不祥事防止活動を推進する。
208	甲府刑	H29. 2. 28	入浴場の脱衣場に、眼鏡の保管場所を備えてほしいという意見について、検討願いたい。	今後、検討予定である。
209	長野刑	H29. 3. 31	被収容者に対する刑務官職員の言動について、職員研修等を継続的に実施して指導等を行ってほしい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も引き続き、職員研修等の機会を通じて、人権意識の啓発に努め、適切な言葉遣い等について注意喚起する。
210	長野刑	H29. 3. 31	テレビの自由チャンネル化については、状況が整備され次第、速やかに実施されたい。	平成29年度において、完全自由チャンネル化を含めた視聴チャンネル数の増加を検討中である。
211	長野刑	H29. 3. 31	今後も積極的に就労支援を中心とした再犯防止対策に取り組まれたい。	再犯防止対策として、今後も絶やすことなく就労支援の充実を図る予定である。
212	長野刑	H29. 3. 31	円滑な施設運営及び施設の安全確保の観点から速やかに第5期、第6期の工事が実現するようしてほしい。	新営工事再開については、施設限りでは対応できないが、今後も引き続き上級官庁に要望を行っていく。
213	静岡刑	H28. 7. 28	視察委員会等に提出した意見に対する回答があるまで、6か月ほどを要し、また、「法務大臣を経るもの」については、9か月ほどを要するとの被収容者の意見があることから、回答時期を早めることが可能なら対応されたい。	施設限りで対応可能なものについては、引き続き速やかに回答を行うように努めてまいりたい。また、法務大臣を経るものとは、刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告の公表を指すものと思料するが、同公表に向けた手続きは、施設限りで行うものではなく、上級官庁においても相応の期間を要するものであり、施設限りで回答を早めるなどの対応を執ることは困難である。 なお、頂いた意見については上級官庁に伝達する。
214	静岡刑	H28. 7. 28	食事メニューの決定について、他刑務所の状況を参考にしたり、受刑者の嗜好傾向を参考にされたい。	公サ法により民間事業者が給食業務を受託している他の刑務所と献立を共有して情報交換したり、受刑者の喫食状況を調査するなどして随時献立の改善を図っている。
215	静岡刑	H28. 7. 28	クラブ活動について、手話クラブを新設することが可能であれば、検討されたい。	手話クラブについては社会貢献活動の面から有用であると聞き及ぶので、希望者等を調査の上、検討したい。
216	静岡刑	H28. 7. 28	施設内のクラブ活動の種類と定員の増加を要望する意見があるので検討されたい。	現在のクラブ活動は欠員が生じている状態であるが、要望を調査の上、検討したい。
217	静岡刑	H28. 7. 28	行事、集会等に受刑者の意見を取り入れて欲しいという要望があり、必要があれば改善されたい。	各工場の意見を出させるなどして被収容者の意見を反映させる機会を設けている。
218	静岡刑	H28. 7. 28	献立表の閲覧方式について、各居室に配付することを検討されたい。	献立表を各居室に配付すると毎月600枚程度の用紙が必要となる。現在、平日昼間に回覧して閲覧させており、特段の支障は生じていないため、現行のままとする。

219	静岡刑	H28. 7. 28	懲罰の告知について、書面による通知を希望するという要望があるので検討されたい。	懲罰の言渡しについては、法律、訓令等に定められたとおり実施しており、現状のままとする。
220	静岡刑	H28. 7. 28	意見・提案書の提出について、願箋提出日及び提案箱投かん方法を理解していない被收容者がいるため、定期的に広報されたい。	願箋提出日など意見・提案書の提出要領等については、定期的に周知を行う方法を検討してまいりたい。
221	静岡刑	H28. 7. 28	統合失調症患者と思料される者からの複数の意見提案が認められるため、事実確認とともに治療を優先されたい。	意見提案のうち、事実確認を要するものについては適切に対応している。また、意見提案の有無に関わらず、疾病にかかっている又はその疑いがあるときは、必要な医療措置を講じている。
222	静岡刑	H28. 7. 28	作業報奨金計算額について、間違いを指摘する意見があるため、事実関係を調査して対応されたい。	調査の結果、作業報奨金計算額に誤りは認められなかった。
223	静岡刑	H28. 7. 28	支所の備付図書について、独自に買い替えることは可能か検討されたい。	支所の備付図書は全て本所で管理しており、独自で備付図書を買い替えることはできない。
224	静岡刑	H28. 9. 23	タオルの洗濯を検討されたい。	タオルについては、居室内で洗わせているが、かびや異臭の発生はなく、特に問題がないため、現状のままとする。
225	静岡刑	H28. 9. 23	居室内で食器を洗うことにより不衛生で虫が発生するという意見があるため、検討されたい。	時季によって虫が発生することはあるが、食器洗いに由来するとは考え難い。なお、害虫駆除は適宜実施している。
226	静岡刑	H28. 9. 23	購入物品のデンタルマウスケア用品を充実されたい。	デンタルマウスケアという観点からは、現行の購入許可物品で目的は果たされている。なお、全国统一物品のため、当所限りでの対応は困難である。
227	静岡刑	H28. 9. 23	施設設備の点検修理について適切に対応されたい。	施設設備の点検は適切に実施しており、修繕が必要な個所については、適宜、営繕工場又は外部業者による補修を実施している。
228	静岡刑	H28. 9. 23	未決拘禁者に対する新聞の回覧を検討されたい。	未決拘禁者には自弁新聞の回覧を保障しており、今後同じ対応とする。
229	静岡刑	H29. 3. 21	次年度においても6回の委員会が開催されるようにされたい。	視察委員会の開催に伴う予算措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
230	川越少刑	H28. 6. 28	免業日に放送している居室VTRの視聴時間について、昼食時間前までに終了するようなVTRを選定していただきたい。	昼食時間前に終了するVTRを流すこととした。
231	川越少刑	H28. 6. 28	集会菓子について、ある施設では500円分又は300円分のものから選べるとのことである。当施設でも同じ扱いにできないか検討してほしい。	集会菓子の500円、300円の選択(購入)の導入について検討したが、同購入方法を導入した場合、購入に係る事務手続(購入事務から配布まで)の増大が予想されることから、現時点で直ちに導入するのは困難であるものの、今後、選択性の導入を前向きに検討する。
232	川越少刑	H28. 6. 28	自弁購入できる新聞の種類を増やすことで検討願いたい。	平成29年1月分から通常紙1紙(日本経済新聞)を増やした。
233	川越少刑	H28. 8. 2	行事(総集行事)中であっても面会を実施できるよう検討してほしい。	総集行事については、教育的側面が高いこと、また、行事の実施場所である当所講堂は狭いことで、途中で退席する場合は、他の受刑者の妨げとなることから、原則的には総集行事中の面会を実施せず、終了後に実施することとする。ただし、(総集行事ではない)娯楽的な行事の場合には、行事中であっても面会を実施することとする。
234	川越少刑	H28. 8. 2	免業日の午前中に放送する居室VTRと午前中の運動時間が重なってしまい、同VTRを集中して見ることができないとのことなので改善を検討してほしい。	居室用VTRの放送時間が午前中の運動時間と重ならないよう改善することとし調整を図ることとする。
235	川越少刑	H29. 3. 29	優遇区分第3類以上の者に、生花を購入できるよう業者を探してほしい。	優遇区分第3類以上の者が生花を購入できる取扱いに変更した。
236	川越少刑	H29. 3. 29	長袖シャツは、下着類以外の衣類として週に1回の洗濯となっているが、下着類と同じく毎日洗濯の機会があるものとしてほしい。	長袖シャツの毎日洗濯を可能とするには、1日にできる洗濯の許容量を超えるため、対応は困難である。
237	川越少刑	H29. 3. 29	川越少年刑務所及びさいたま拘置支所は早急に全面建て替えについて検討されたい。	建て替えについては、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。
238	松本少刑	H29. 3. 13	旭町中学校桐分校に従事する職員の努力を全国で紹介するなど十分な広報活動を行うことで、社会からの理解度を高めるとともに社会との連携を更に向上されたい。	旭町中学校桐分校の各種行事については、報道関係各社に取材依頼を行っているところ、平成28年度については、新聞社による年間を通じた取材が入り、全国紙一面に3度にわたって掲載していただいた。今後も十分な広報活動を行っていききたい。
239	松本少刑	H29. 3. 13	職員の年次休暇の消化率には常に気を配り、特に若年層職員のメンタルヘルス等にも配慮されたい。	各種業務効率化を実施した結果、昨年度に比して大幅に年次休暇取得率が増加している。また、平成28年度からメンター制度を取り入れて若年層職員等のキャリア形成の支援を行っている。今後も引き続き職場環境の改善を行っていききたい。
240	松本少刑	H29. 3. 13	受刑者の社会復帰を促し社会の受刑者に対する理解を高めるためには外部通働作業が重要なものであることから、外部通働作業の協力企業を拡大し、対象人数を増やすことにより取組が一層拡大するよう努められたい。	外部通働作業を開始して5年目を迎えるに当たり、新たな協力企業と調整を行っているところである。今後も外部通働作業の拡大発展に努力し、絶やすことなく、外部通働作業の充実を図っていく予定である。
241	松本少刑	H29. 3. 13	飯田拘置支所及び飯田拘置支所所属の職員官舎が老朽化しており、耐震性にも問題があると考えられるため、早急に建て替えられたい。	同支所庁舎及び官舎の建替えについては、予算上の問題等、当所限りでは対応できない事項であるため、意見については、上級官庁に報告する。

242	松本少刑	H29. 3. 13	食事の異物混入について、注意されたい。	平素から関係職員及び炊場就業者に対して注意を喚起するとともに原材料の納品検査を厳重に行っているほか、野菜の三度洗いを定着させたことにより、異物混入事案は減少傾向にある。今後も適切な給食衛生管理を実施していく。
243	松本少刑	H29. 3. 13	未決勾留施設のうち、屋外運動場については、みすばらしいことから、至急建て替えられたい。	未決拘禁者の屋外運動場については、壁面を明るい色で塗装したり、植栽を設置したり、運動器具を使用できるようにしたりと環境改善を行っているものの、建て替えについては予算上の問題等、当所限りでは対応できない事項であるため、意見については、上級官庁に報告する。
244	東京拘	H29. 3. 8	死刑確定者の親族以外の外部交通の相手方は5人までといういわゆる5人枠の制限について、当局から5人枠という制限はない旨の回答を得た。しかし、被收容者との面接や意見書などから、当所が外部交通の許可を恣意的に判断していると考えられるものも多い。運用に当たっては、細心の注意を払ってもらいたい。	刑事收容施設法は、死刑確定者の信書の発受の相手方及び面会の相手方の人数について、その上限を制限する規定は置いておらず、したがって当所においても、相手方の上限人数については何ら制限していないところ、外部交通を許可方針とするか否かは個別の事情等を考慮して判断している。
245	東京拘	H29. 3. 8	本年度も一般面会の拡大を求め、限られた人的物的資源の中で、当所も拡大に向けた努力をしているが、面会の重要性に鑑みて、引き続き面会の拡充を求めたい。	面会の回数や時間という管理運営上の制限は、当所の人的・物的設備が有限であり、多数の被收容者を收容する中で、被收容者に等しく面会の機会を保障するためのものであるところ、今後も、できる限り、公平・平等を旨とし、面会時間の延長に努めるなどして、面会の拡充に努めていきたい。
246	東京拘	H29. 3. 8	弁護士の面会は、無立会でこれを行うことができるが、依然として視察窓から視察するなどの行為が行われており、これは実質的に立会と同様の効果を持つことから、引き続き改善を求めたい。	職員が、面会室の視察窓から視察するのは、当所の規律及び秩序の維持上実施しているものであり、正当な職務行為である。もとより、秘密交通権を侵害するものではないので、御了解願いたい。
247	東京拘	H29. 3. 8	再審のための弁護士の面会について、平成25年12月10日の最高裁判所の判決に基づき、これを無立会で行わせるべきであるとの昨年度の意見書における意見に対して、当所からは、最高裁は一律に職員の立会いを許さないとしておらず、最高裁判所の趣旨を踏まえつつ適切に判断するとの回答を得た。しかし、最高裁の判決によれば、再審のための弁護士の面会への立会いが認められるには、秘密面会により施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められる場合、又は死刑確定者の面会についての意向を踏まえその心情の安定を把握する必要が高いと認められるなどの特段の事情が必要である。しかも、その特段の事情の証明責任は立会いをする当所の側にある。したがって、最高裁が立会いを一律に否定していないことは事実であるが、原則として無立会であるべきであり、立会いをする場合には事前に特段の事情があることを示してから、これを行うべきである。	死刑確定者と再審請求に関する打合せ等を行う弁護士の面会について、平成25年12月の最高裁判決においても、一律に職員の立会いを許されないものとはされておらず、刑事收容施設法第121条等の関係法令に基づき、職員の立会いの有無について適切に判断しており、今後も、同様に最高裁判決の趣旨を踏まえつつ、適切に判断していきたい。
248	東京拘	H29. 3. 8	昨年2月1日から、これまでの大型の提案箱2つのほかに、提案箱が大幅に増設され、壁掛けのものが当所内29か所に設置されたことは、非常に評価することができる。本年度になり、比較的多くの意見・提案書が投かんされているが、増設されたことの影響が大きいと思われる。しかし、被收容者からの意見・提案書によれば、職員の中には、提案箱についての理解が浅いと思われる職員もいて、願書を提出することによるこれまで通りの投かんをさせないようにする職員もいるようである。また、意見・提案書の内容についても、口を挟んでくる職員もいるようであり、非常にゆゆしき状況にある。意見・提案書の制度の重要性に鑑みて、意見・提案書に対する職員の理解を深めるべく、当所も努力してもらいたい。	被收容者が、提案書を提案箱に投かんする際、願書を提出する必要はないものの、被收容者が、願書の提出をもって提案書を提案箱に投かんしたい旨申し出たことをもって、職員が、提案書を提案箱に投かんさせないようにするというのではない（まず、職員が願書の提出は必要ない旨指導し、それでも引き続き願い出てくるようであれば、願書を受け付けて投かんさせることとなる。）。 また、被收容者が、提案書の記載を希望した場合は、原則として、当該被收容者が、職員に申し出た上で提案書用紙の交付を受け、同用紙に記載することになる。その際、提案書の記載内容を秘密にすることができるよう、提案書を保管するための保管袋の貸与も同時に受けるものとされ、記載内容については、秘密であることから検査等はしておらず、職員はその内容を知り得ないものであり、内容について口を挟むこともない。 なお、視察委員会への意見・提案書の制度の重要性については、職員研修等の機会を通じて、引き続き周知したい。
249	東京拘	H29. 3. 8	昨年度の増設に合わせて、提案箱の投かんに際しての願書が廃止されたことも非常に評価することができるが、願書を提出することによるこれまで通りの意見・提案書の投かみを望む被收容者もいることは否定できない。そのような被收容者の中には、願書を提出して投かんすることを職員に申し出たところ、拒否されたとの意見も出ている。意見・提案書の制度の重要性に鑑みて、職員研修などを通じて意見・提案書に対する職員の理解を深めるべく、当所も努力し、そのような事案が出ないようにしてもらいたい。	被收容者が、提案書を提案箱に投かんする際、願書を提出する必要はないものの、被收容者が、願書の提出をもって提案書を提案箱に投かんしたい旨申し出たことをもって、職員が、提案書を提案箱に投かんさせないということはない。視察委員会への意見・提案書の重要性については、職員研修等の機会を通じて、引き続き周知したい。
250	東京拘	H29. 3. 8	医師の定員が11名であるのに対して、依然として医師は9名しかいない。診療に関する意見書も決して少なくはなく、本年度も引き続き医療スタッフの充実を求めたい。特に、診療を申し出ても長時間待たされるという苦情が相変わらず多く、医療スタッフの不足がその根本原因であると考えられる。施設側も、努力していることは理解できるが、医療スタッフの充実のための改善に向けて更に努力してもらいたい。	昨年度、医師を2名採用し、現在は定員の11名を確保し、医療スタッフの充実を図った。
251	東京拘	H29. 3. 8	歯科診療も相変わらず申し出てから、2か月弱掛かっている。歯の問題は、被收容者が健康的に生活する根本の問題であり、この点についても、引き続き歯科診療の充実を図るよう求めたい。	現在、常勤歯科医師1名のほか、非常勤の歯科医師1名で歯科治療を実施しているところ、緊急性及び治療の必要性の高い者から優先的に治療を行っている実情にあり、引き続き複数の歯科医師による診療体制を維持しつつ、適切に歯科治療を行ってまいりたい。

252	東京拘	H29. 3. 8	<p>就寝薬の投与時間は午後7時30分から午後9時までとのことであるが、投与される薬の効果により、午後7時30分では早すぎるなどの問題が生じるという意見も出ており、本年度もこの点に関する不満は出てきている。服用者が多数いて、午後9時までに投薬を行わなければならないのは理解できるが、引き続き薬の効果により投与する時間を決めるなどの運用を求めたい。</p>	<p>できる限り就寝時間に合わせて投与することとしているが、夜間は職員数が限られており、投与対象者が多くいることから、午後7時30分頃から、就寝薬の投与を開始せざるを得ない状況であることを理解いただきたい。</p>
253	東京拘	H29. 3. 8	<p>性別を変更した者には、ホルモンの投与を認めるべきであるとの昨年度意見に対して、当所から、性同一性障害の被收容者に対するホルモン治療を一律に否定しているものではない旨の回答を得た。しかし、性同一性障害者の処遇の根拠とされている平成23年6月1日付け（改正平成27年10月1日付け）「性同一性障害等を有する被收容者の処遇指針について（通知）」は、性別適合手術を受けた者と受けていない者を区別せずにホルモン療法等について規定しており、しかも、極めて専門的な領域に属するとしておきながら、医師の診断及びホルモン投与等を行わなくても、收容生活上直ちに回復困難な損害が生じるものとは考えられないとしているのは、疑問である。日本精神神経学会の平成28年3月19日付け「矯正施設等の被收容者である性同一性障害当事者への医療的対応に関する要望書」においては、ホルモン治療を中断すると、ホルモン欠落症状として、うつや焦燥感、不眠などの精神症状、不定愁訴と呼ばれる身体各所への異常が生じるとともに、ホルモン療法での中断が何か月かにわたる場合は、骨粗しょう症による骨折リスクの増大や動脈硬化の進行にもつながることが指摘されている。性別適合手術を受けた被收容者には、できるだけ早い時期に外部の専門的な医師の診断を受けさせ、その判断に従い、ホルモン投与を認めるべきである。</p>	<p>本件については、現在、訴訟係属中のため、回答は差し控えていただきたい。</p>
254	東京拘	H29. 3. 8	<p>これまで、被收容者との面接や提案箱の意見で度々、職員の態度や言葉遣いへの不満が挙げられ、今年度も、多くの不満が出されてきた。特に、職員に対して異議を申し出ると、外部交通や入浴の順序などで不利益を受けるなどの脅しと受けとられて仕方のない言動をする職員がいるという意見が多く見られた。実際にそのような言動があったとすれば、非常にゆゆしき問題であり、本来認められるべき権利を制限するなどの言動は断じて許されるものではない。早急に職員研修などを通じて、このようなことがないように改善してもらいたい。確かに、職員と被收容者との間でのコミュニケーション上の齟齬も原因の一つであり、その結果職員の意図しないような形での誤解や曲解がなされているとも思われるが、そのような誤解を生じさせないようにすることも重要であると思われる。引き続き、職員の研修を通じて、さらなる職員のマナー向上に努め、できるだけ被收容者の不満を減らすよう努力していくことを要望する。</p>	<p>職員は、職務の性質上、状況に応じて、被收容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるところ、これまでも職員の執務姿勢に関する各種研修を実施してきた。今後も職員間のグループミーティングを活用するなど、より効果的な研修を企画・実施していく予定である。</p>
255	東京拘	H29. 3. 8	<p>被收容者による誤解や曲解に基づく不満を少しでも減らすためには、職員の勤務条件が過酷なものにならないようにし、職員の精神的な安定を確保することも、その1つの方法であると考えられる。確かに、2016年11月2日に行った女区職員との面談では、産休や育休をその職員の状況に応じて取得することができるようであり、その点については評価することができると思われる。しかし、職員の年休取得数は、処遇部門職員2.3日、事務部門職員4.9日、全体で2.9日という状況が改善されたとの報告は受けていないことから、今後も職員の増員と予算増を求めることにより、職員の心身の安定に努め、被收容者の処遇が安全かつ安心なものになるよう、追求してもらいたい。</p>	<p>執務環境の改善については、状況に応じて、その都度対応しているところであり、平成28年度における職員の年休取得数は全体として改善されたところである。 なお、職員の増員については、施設限りでは対応できない事項であるため、意見があったことを上級官庁に報告している。</p>
256	東京拘	H29. 3. 8	<p>自治体との連絡調整や被收容者に対する面接指導をより適切かつ効率的に行うことができるように、引き続き、他の刑事施設の社会福祉士等との情報交換の機会を設けたり、社会福祉士の増員又は精神保健福祉士の採用などを検討してもらいたい。</p>	<p>当所では、高齢又は疾病・障害により福祉的支援を要するケースは、専ら短期受刑者や労役場留置者であり、その数はそれほど多くはないため、当面、現行の配置数でも業務を遂行できる状況ではあるが、人的体制が強化されれば、自治体等との連絡調整や本人に対する面接指導をよりきめ細かく円滑に実施できるようになるものと考えている。</p>
257	東京拘	H29. 3. 8	<p>従来から求めてきたことであるが、死刑執行の告知をせめて前日には行ってもらいたい。これは、国連からも非難されていることであり、死刑確定者の「心情の安定」を害すると考えられる。</p>	<p>本件については、従前の回答に変更はなく、刑の執行に係る事項であり、当所限りでは対応することはできず、回答は差し控えたい。</p>
258	東京拘	H29. 3. 8	<p>宗教教誨を申し込んでも、許可されないとの意見も少なからずある。特に死刑確定者からの意見が多い。宗教教誨は、憲法20条の信教の自由に基づく権利であること、また、刑事收容施設及び被收容者の処遇に関する法律も、刑事施設の長に対して、宗教家の行う教誨を受けることができる機会を設けるよう努力すべき義務を課しており、規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合の制限をあくまでも例外として規定していることからすれば、宗教教誨の申込みに対しては、許可をするようにすべきである。</p>	<p>宗教教誨については、適当な場所・設備の提供、宗教家の来訪の依頼等の便宜を図るなど、法的地位によらない積極的な実施に努めているが、人的・物的資源に限りがあるため、宗教教誨を希望する者の個別具体的な状況等に応じて実施の可否を判断している。</p>
259	東京拘	H29. 3. 8	<p>今年度も引き続き、テレビやラジオの番組、備付の新聞の種類等に関するアンケート調査について、女子の意見も反映するような工夫を求めたい。</p>	<p>今後とも、必要に応じて、アンケート調査結果の集計段階において、男女別に集計した結果の傾向を把握するなどした上で、総合的に勘案して決定するよう工夫していきたい。</p>

260	東京拘	H29. 3. 8	今年度も引き続き、物品制限の理由を被収容者に明かすことを求めたい。被収容者も、物品制限を受けることについては理解しているが、制限を受けた理由が分からずに戸惑う場合が相変わらず多い。	当所では、精神状態が不安定な被収容者について、必要に応じ、自殺等に供される可能性がある物品の使用等を制限しており、その制限品目及び制限内容については、対象となる被収容者の動静等に応じて、個別に判断している。 同措置に至った理由については、当該被収容者に説明すべき性質のものではなく、また、その理由を具体的に説明することにより、偽装を誘発するなど、被収容者の動静把握や心情把握をより困難にさせるおそれが高いことを、御理解いただきたい。
261	東京拘	H29. 3. 8	昨年度も指摘したことであるが、証拠保全として必要な場合には、弁護人の面会時に面会室での写真撮影を認めるべきである。特に、特別公務員暴行陵虐などの訴えがあった時に、その被害状況（あざや傷など）を保全する緊急性・必要性は非常に高い。このような証拠保全は、弁護人の責任においてなされるべきことであり、そのための撮影を制限することは許されるものではない。	以前も同様の回答をしたが、平成27年7月9日、東京高等裁判所平成26年（ネ）第6249号国家賠償請求控訴事件に係る判決において、証拠保全として行った写真撮影行為は「接見」に含まれると解することはできないと判示され、同高裁判決は、平成28年6月15日最高裁第2小法廷決定により確定しており、面会時の写真撮影については許可いたしかねる。
262	東京拘	H29. 3. 8	被収容者が民事裁判を提起したとしても、出廷することができないという点について、当局からは、憲法第32条で保障されている裁判を受ける権利には民事事件については、裁判所に訴えを提起する自由を保障するにとどまるという解釈の下、出廷を制限することができるという回答を得ている。その理由として、訴訟代理人制度が認められているため、本人が出廷することが必要不可欠のものであるとは認められないということ、訴訟代理人を選任する費用がないものに対しては法律扶助等の制度が認められていること、民事法廷が刑事法廷に比べて、開放的であるということが挙げられている。 しかし、東京地判昭和62年5月27日行政事件裁判例集38巻4・5号457頁は、裁判所に訴訟を提起したのものにつき裁判所に出席する自由も憲法上の権利として保障されるとしており、訴えを提起する自由を保障するにとどまるとする理解は疑問である。確かに、同判決によれば、裁判所に出席する自由は一定の範囲で制限を受けるとされているが、逃亡若しくは罪証隠滅の防止、施設内の規律及び秩序の維持又は自由刑の執行の目的を達成する範囲での制限が許されるにすぎず、また、施設内の規律及び秩序の維持のために自由を制限することが許されるためには、右の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることを必要とし、かつ、その場合の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲での制限が許されるにとどまるとされている。 したがって、民事裁判への出廷の申出があった場合には、これを制限することは原則として許されるものではなく、当所は、被拘禁者の性向、行状、収容施設内の管理、保安の状況、収容施設から法廷への護送の際の戒護の難易、当該民事事件の審理の状況等を考慮し、可能な限り、出廷することができるように、配慮するべきである。	刑事施設の被収容者は、逮捕、勾留及び刑の執行等、種々の裁判の執行として収容されている。 被収容者であっても、憲法32条が保障する裁判を受ける権利を有するものの、同条は、民事事件については、裁判所に訴えを提起する自由を保障することとなり、自ら裁判所に出席して訴訟を進行する自由まで保障したものではない。 この点、平成22年10月6日東京地裁判決も、憲法32条について、「民事・行政事件については、裁判所に訴えを提起する自由を保障し、反面、裁判所は適式な訴えに対しては裁判を拒絶してはならないことを規定したにとどまるものであって、自ら裁判所に出席して訴訟を進行する自由まで保障したものとは解されない。」旨を判示している。 民事訴訟については、訴訟代理人の制度が定められており、自ら出廷することが必要不可欠のものではなく、訴訟代理人を選任する費用のない者に対して法律扶助等の制度が定められていることに加え、一般に民事法廷は、刑事法廷に比べて開放的であるから、当該被収容者を民事事件に出廷させるに当たっては、その戒護や警備のために刑事公判廷への出廷の場合よりもさらに多くの職員を増員する必要がある。 以上を踏まえ、被収容者の民事出廷については、収容目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において、当該事件の性質、内容、進行状況から見て当該被収容者が出廷することの必要性の有無、程度等、出廷が収容に及ぼす影響、護送の難易等の諸事情を総合的に勘案し、許否判断している。
263	東京拘	H29. 3. 8	回答書では、死刑確定者のカルテの開示について、極めて秘密性の高いものであって、一部であっても開示は困難であるとのことであるが、面談や意見・提案書によると死刑確定者の中には、拘禁反応が出ていると思われる者もあり、死刑確定者の心身の健康状態を把握する必要性からカルテの開示をするよう、引き続き求めたい。	死刑確定者のみならず、全ての被収容者の診療録の開示については、従前から説明しているとおり、病名や治療状況、医師名などの医療上の情報のほか、処遇上の参考となるべき情報なども記録されているため、秘密性の高いものであり、部分的であってもその開示は困難である。 なお、死刑確定者を含む被収容者の心身の状況を把握することに努めており、疾病にかかっている又はその疑いがある場合等には、適切な医療上の措置を講じている。
264	東京拘	H29. 3. 8	被収容者が共犯者の弁護人と面会した被収容者に対し、当日中に親族等から面会の申込みがあった場合には、個別の事情を考慮して許否判断しているとの回答があり、一律に禁じていないということが明確になった点で評価することができるが、裁判という国家作用への貢献ということに鑑みて、可能な限り、当日中の面会を許可するように運用してもらいたい。	当所では、被収容者と弁護人等（弁護人又は弁護人になろうとする者）以外の者との面会回数を、法令に基づき制限しているところ、この制限は、当所の人的・物的設備が有限であり、多数の被収容者を収容する中で、被収容者に等しく面会の機会を保障するためのものであり、必要かつ合理的な範囲のものと考えている。 そして、被収容者が、共犯者の弁護人と面会する場合は、弁護人等以外の者と面会する場合に当たり、面会回数の制限の対象となるところ、共犯者の弁護人との面会を実施した被収容者に対し、当日中に親族等から面会の申込みがあった場合、面会人が遠方から来所し、次回以降の面会の予定がたないなど、特別な事情があると認められるのであれば、個別の事情を考慮して許否判断している実情にある。 なお、刑事収容施設法においては、弁護人（等）と弁護士は明確に分けられており、今後も、同法に基づき、適正に面会の運用を行っていきたい。
265	東京拘	H29. 3. 8	被収容者が作成した原稿の他者への交付の許否について、基本的には被収容者が作成した原稿も他者へ交付することは認められているが、場合によっては認められない場合もあるという趣旨であり、一律に禁じるものではないという趣旨であるという回答を得、この点は評価することができる。表現の自由との関係から、可能な限り、他者への原稿の交付を許可するような運用を求めたい。	被収容者が作成した文書図画の他者への交付については、法令の規定に基づき、交付によって刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないかどうか等を個別具体的に検討して許否判断しており、一律に禁じてはならず、今後も適正に対応したい。
266	東京拘	H29. 3. 8	毎年指摘していることであるが、国際人権（自由権）規約委員会から日本政府に対して、死刑確定者の共同処遇が日常的にないことが批判されていることから、引き続き、死刑確定者の運動の共同処遇を行うよう求めたい。	死刑確定者の処遇については、刑事収容施設法第36条において、単独室で行うことが原則とされており、居室外において処遇を行うときも、原則として相互に接触させてはならないと規定されている。また、同条3項に、相互接触の禁止の原則に対する例外として、同法第32条第1項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合とされているが、相互接触が有益であると積極的に認められる場合でなければ、運動等の処遇を行う場合にも個別的にこれを行わなければならないと考えられ、今後も、同規定に基づき適正な処遇を実施していきたい。

267	東京拘	H29. 3. 8	視察委員会として刑場視察を求めたが相変わらず拒否回答がなされている。当所はその理由として、「刑場は、厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察になじまない箇所」であるということ挙げている。しかし、死刑だけではなく、その他の刑も厳正に執行されなければならないのは当然であり、懲役刑の執行を受けている者たちによって運営されている東京拘置所全体が厳正な刑の執行の場所であるはずである。したがって、死刑だけを特別に取り上げて、視察委員会が執行の状況を把握する対象から除外することは許されるものではない。視察委員会は、刑事収容施設法第9条第2項に基づき、その権限の範囲内で刑場の視察を要求しているから、同項に従い、刑場の視察を認めるべきである。	刑事収容施設法第9条第2項において、委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができる」と規定されているところ、刑場は、厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であり、視察の対象外とさせていたでいる。
268	立川拘	H29. 3. 27	引き続き、医官募集を続けるとともに、地元医師会の協力も求めて非常勤医師の確保に努め、更なる医療体制の補充を図るよう求める。	医師の確保については、上級官庁と協力し、地元医師会や近隣医療機関等に医師の派遣の依頼をするなど、鋭意努力している。また、医師が確保できるまでは、近隣施設にも協力を要請するなどして、医療体制の充実に努めている。
269	立川拘	H29. 3. 27	八王子医療刑務所が昭島市に移転し、矯正医療センターが稼働した際は、連携を強化し、更なる医師の派遣や同センターにおける各科受診を可能とするなどの働き掛けを行うよう求める。	東日本成人矯正医療センターが稼働した際は、今以上に連携強化を図れるよう、同センターを始め、上級官庁へも働き掛けしていく。
270	立川拘	H29. 3. 27	地元医師会や歯科医師会との連携だけではなく、災害医療センター等近隣の高度医療機関との連携関係を一層強化して、柔軟に外部受診を行うなどの努力を求める。	外部医療機関等における通院、入院の受け入れが円滑に行われるよう、地域の外部医療機関等との協議会を通じて理解を得ているところであり、引き続き、外部医療機関等との連携強化に向けた働き掛けを行っていきたい。
271	立川拘	H29. 3. 27	医務担当職員には、准看護師の配置に加えて、今後、看護師の有資格者を補充するなど、常時、専門性の高い医務担当職員が配置され、医療体制の充実に努めるよう求める。	医療従事者の増配置については、当所限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していきたい。
272	立川拘	H29. 3. 27	睡眠導入剤や精神安定剤等、他施設の常備薬も参考に、常備薬の種類を増やすことを求める。	備薬は、家庭医療程度の応急処置を行うため、通達に定められた品目から必要なものを整備しているところ、睡眠導入剤等は品目に含まれていないため、当所限りでの対応は困難であるため、意見があったことは上級官庁に報告する。 なお、医師が必要と認めた場合には処方箋にて対応している。
273	立川拘	H29. 3. 27	当所で刑を執行する受刑者について、受刑中に職業訓練を受講することが難しい状況にあるため、職業訓練を受講しやすくする工夫を求める。	当所では、主に自営作業受刑者に対し、他施設で募集している職業訓練を紹介し、希望者に応募させている。また、将来的に、当所の自営作業受刑者を対象に、パソコン操作等の職業訓練科目の開設を検討している。
274	立川拘	H29. 3. 27	比較的、長期間収容する受刑者に対し、通信教育を受講させる等、実施可能な学習の枠組みを充実させるよう求める。	当所で長期間収容する受刑者に対し、通信教育受講（公費、私費）の機会を付与しているが、今後、女子刑務所移送待ちの女子滞留受刑者にも、当所収容中に私費の通信教育を受講可能となるよう検討する。
275	立川拘	H29. 3. 27	出所後、円滑に保護観察所等の外部機関への引継ぎができるよう、釈放前指導時に、社会福祉士や臨床心理士等の専門的な資格を有する職員の面接指導の機会を設けてほしい。	釈放前の指導時に、釈放予定者に対し、外部講師（公共職業安定所及び保護観察所）による講義（雇用、労働、経済及び賃金状況等）を受講する機会を設けているが、今後、専門職員（臨床心理士等の資格を有する職員）による面接指導について検討する。
276	立川拘	H29. 3. 27	精神障害や知的障害のある未決被収容者に対しては、臨床心理士等の専門家との接見が必要であるから、接見方法や時間については柔軟に対応してもらいたい。	相手方からの申出に応じ、接見の必要性、本人との関係性等を踏まえ、面会時間を延長するなどして柔軟に対応しており、今後も同様の対応をしていきたい。
277	立川拘	H29. 3. 27	ボールペン・ノート等の筆記用具の質が悪く、使用に耐えないとの訴えが頻発しているため、法務省本省を通じて、購入できる物品の種類を増やし、被収容者が選択できるような改善策を求める。	当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
278	立川拘	H29. 3. 27	弁護士から未決被収容者に差し入れるノートや便箋類は、公判準備や内省を深めるために必要であるから、制限しないよう求める。	ノート及び便箋は、差入れの都度、個別具体的な判断により対応している。
279	立川拘	H29. 3. 27	差入れ物品が被収容者に届くまでに相当の日数を要しているとのことであり、これを短縮するよう求める。	当所の管理運営上の理由により、当日に回送できない場合があるものの、原則として、当日の回送となるよう処理している。
280	立川拘	H29. 3. 27	職員の接遇態度に関する不満が認められるので、職員の人権教育を徹底してもらいたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員研修を継続的に行い、被収容者に対する適切な対応についての人権教育を実施しているところ、引き続き、徹底した人権教育を実施することとする。
281	立川拘	H29. 3. 27	被収容者との面接や職員からの聞き取りは、現場の実情を理解する上で不可欠であり、有用であることから、予算上の制約があれば手当の増額を伴わなくてもかまわないため、委員会の開催頻度を一層増加してほしい。	予算上の問題等、当所限りでは対応が困難な事情もあるが、できるだけ視察委員会の希望に沿えるよう、上級官庁に要望していきたい。 なお、手当の増額を伴わずに委員会の頻度を増加させることは想定されない。
282	富山刑	H29. 1. 18	食事について、アンケートを行うなどし、被収容者の意見も踏まえて食事の改善に努めていただきたい。	嗜好調査の結果を踏まえ、毎月の給食委員会等で随時見直しを行っており、食事の充実に努めている。
283	富山刑	H29. 3. 15	集会で購入できる菓子を選択できるよう検討願う。	購入できる菓子の種類にあつては、購入に係る手続合理化の観点から施設が指定したものを購入させているところ、被収容者の動向を見据え、検討したい。
284	富山刑	H29. 3. 15	集会において、菓子の購入方法の変更があつたときは、被収容者へその理由の説明を望む。	購入方法の変更があつた場合は、口頭及び書面掲示をもって周知を図っている。

285	金沢刑	H29. 3. 22	処遇内容の変更などに関する情報を施設側から被収容者に対し、積極的に発信することを要望する。	被収容者の処遇変更については、変更の都度、放送告知や担当職員からの口頭告知を行い、取扱いを大きく変更する場合には書面による掲示・回覧を実施して各被収容者に周知している。
286	金沢刑	H29. 3. 22	工場付設備の格差を是正すべきである。	工場付設備については、就業している受刑者の性質（養護の処遇を必要とするなど）により差異があるが、それ以外の工場については、建物の新旧があるものの、点検の上、万が一格差が認められる場合には是正するよう配慮する。
287	金沢刑	H29. 3. 22	未決の被収容者に対する呼称等は番号に統一すべきである。	被収容者には称呼番号で呼ばれることを嫌悪する者もいるところ、未決拘禁者も同様であることから、新たな不満を生じさせることにもなりかねないため、取扱いを変更することは現時点では考えていない。
288	金沢刑	H29. 3. 22	看護師や准看護師によるのではなく医師による医療を受ける機会をできるだけ確保するために、医療の在り方について検討するとともに、医療問題について弁護士会の人権擁護委員会等から要望書、勧告書、警告書が発せられた場合にはその概要と実情を説明してもらいたい。	医療上の訴えをなす被収容者は多数に上るところ、施設の医療体制としては、まず看護師及び准看護師が当該被収容者から状態を聞き取り、その状況を医師に報告し、医師が診察の要否・緊急性を判断しており、適切に対応していると考えている。 なお、今後、医療問題について、弁護士会の人権擁護委員会から要望書、勧告書、警告書などが発せられた場合にはその概要と実情について説明することを検討する。
289	福井刑	H29. 3. 15	部屋の照明が暗く読書に支障があるので、健康面を配慮して適切な措置を講じられたい。	現状では190ルクスが確保されているが、順次、LED電灯に移行する等の対策を検討したい。
290	福井刑	H29. 3. 15	いじめについて、潜在化しやすく確たる証拠がない場合が多いことを踏まえて、早期の発見、対処ができるよう適切な対応を取られたい。	動静視察、心情把握の徹底に努めているほか、被収容者からの申出により、状況に応じて面接指導や居室の変更等の措置を講じて対応しており、今後も適切な処遇を実施していく。
291	福井刑	H29. 3. 15	病的潔癖症等の強迫性障害の被収容者への対応について、精神科の医師の指導を受けて慎重に対応されたい。	同様の症状を抱えた被収容者が入所した場合は、精神科の医師を含む医師の指導を受けて、慎重に対応している。
292	岐阜刑	H29. 3. 22	義歯作成に時間がかかる状況について、1人当たりの義歯の完成まで10週を要していることを改善されたい。	義歯作成には、5つの工程があり、当所が依頼している歯技工所では、各工程においてそれぞれ2週間を要するため、対応が困難であることを理解願いたい。
293	岐阜刑	H29. 3. 22	歯科技工士が一度に持ち帰る義歯について、2名分が限界であるとのことであるが、歯科技工士が施設に取りに来るなど改善すべきである。	当所においては、歯科技工士が所属する歯技工所が遠方にあるため、型取りした石膏や義歯については、便宜上、歯科医師が勤務ごとに持ち帰っている状況にあるところ、衝撃等に注意する必要もあることから、運搬できる量に限界があること、また、当所における歯科技工士との間での授受についても、立地上の理由により困難であることを御理解願いたい。
294	岐阜刑	H29. 3. 22	義歯について、通常破損しない箇所が破損する等、使用方法に問題があると思われる状況があるため、使い方の指導方法を強化すべきである。	義歯の使用法について、歯科医師及び医務課職員から指導しているが、通常の使用では考え難い破損も認められるため、保管方法についても指導を強化する。
295	岐阜刑	H29. 3. 22	義歯作成まで6年近く待機している状況であることについて改善されたい。	義歯作成の前治療に時間を要する者も多く、待機者も増加しているため、作成に長期間待機する状況にあるところ、派遣歯科医師を1名増員し、診察回数を週1回から2回に増加させて待機期間の短縮を図ることとした。
296	岐阜刑	H29. 3. 22	LGBTの刑務官及び被収容者に対する処遇上の配慮を求める。	平成29年度以降の職員研修において、LGBTの被収容者に対する適切な処遇について、研修等により周知徹底を図る。なお、当所刑務官にLGBTの者がいるかについては承知していない。
297	岐阜刑	H29. 3. 22	常勤医師が欠員している状況を解消されたい。	常勤医師の欠員状況については改善されていないが、引き続き地元及び近隣の医師会、大学へ赴き、採用活動を継続する。
298	岐阜刑	H29. 3. 22	昼夜居室処遇者の減少に向けて尽力されたい。	昼夜居室処遇者の中から高齢者処遇プログラムの実施対象者を選定し、同プログラムに参加させることで集団生活への意欲を喚起し、集団処遇に移行する者を増やすよう取り組んでいる。
299	笠松刑	H29. 3. 17	民間事業者による炊場での職業訓練が実施されているため、調理師の有資格者等の被収容者が炊場に配置されない現状があり、食事の質の低下等の問題が懸念されるため、職業訓練生とともに調理に熟練した被収容者を刑務作業として炊場に配置するなど、職業訓練の実施と給食の質の維持の両立のための方策を検討されたい。	当所炊事工場における調理科職業訓練は公共サービス改革法による民間事業者主導の訓練であったが、平成29年4月1日以降の次期事業においては調理科職業訓練は中止となり、炊事工場作業は通常の経理作業となるため、職業訓練生が調理することによる弊害は解消する見込みである。
300	笠松刑	H29. 3. 17	自弁購入物品について、すぐにインクが出なくなる油性ボールペンの銘柄の変更、肌色の下着、レターバック、オールインワン化粧品などの使用・摂取に関する要望が多いことから対応を検討されたい。	自弁物品については全国で統一した規格による物品を使用する取扱いとなっており、仕様の変更等が可能である物品については変更を検討することとした。
301	笠松刑	H29. 3. 17	女性刑務官の離職について、職員の定員の増員や労働条件の改善等長期的かつ抜本的な対策を検討されたい。	職員の定員の増員については、施設限りでは対応できないため今後も上級官庁に対して要求していくが、労働条件の改善等については、本年度、メンター制度の新設、若年職員と幹部職員の面談、男性施設からの男性刑務官の勤務応援、男性職員の異動及び男性の職域拡大による女性刑務官の負担軽減等の諸施策を実施した。
302	笠松刑	H29. 3. 17	性同一性障害者の処遇については、確定診断を受けずに収容された被収容者の対応など課題も多く残されていることから、日本精神神経学会やGID（性同一性障害）学会等、専門家の意見を尊重し、適切な対応をされるよう求める。	一般的に性同一性障害受刑者の対応については、戸籍上の性に従って収容施設や収容区域が決定され、戸籍上の性別の変更が認められればそれに従うこととなるが、戸籍上の性別の変更がなくても手術等により身体の外形が変更されている場合など、個々の被収容者に応じて身体検査や入浴等に当たっては羞恥心等に配慮した措置を講じている。

303	岡崎医刑	H28. 5. 24	所内制作のラジオ番組やのど自慢大会の実施について被収容者から要望があり、検討されたい。	所内制作のラジオ番組については、現行では番組を制作できるだけの放送設備はない。レクリエーションについては、出来るだけ多くの被収容者が参加できるものが望ましいと考えていることから、のど自慢大会の導入は考えていない。
304	岡崎医刑	H28. 6. 22	愛知県弁護士会から、出所者に対して職業訓練で取得した資格を失効させ、勧告を受けた件について、今後そのような事態を生じさせないよう改善されたい。	資格更新のため必要な実務経験が当所刑務作業では実施できない実情はあったものの、施設として適切でない対応であったことから、今後、被収容者が職業訓練を希望する前に、場合によっては、更新できないことを事前説明する。また、更新のために実務経験が必要である場合は、資格維持のため、可能な限り機会を設けることを検討する。
305	岡崎医刑	H28. 8. 16	医師不足は、全国的な傾向にあるが、当施設についても同様であり、改善を要望する。	矯正医療に関する理解の促進及び矯正医官の確保等については、「矯正医官の兼業の特例等に関する法律」において、国の責務とされており、施設や矯正管区、矯正局が一丸となって、広報活動や医療関係者への協力要請等に尽力しているところである。なお、委員会からの意見については上級官庁に報告する。
306	岡崎医刑	H29. 2. 21	岡崎医療刑務所の設備等の老朽化が顕著となっている。設備等の改修や建替えなどについて検討されたい。	施設の設備の改修については、予算の範囲内で、その都度、補修等を実施しているが、応急処置に留まる場合が多い。根本的に解決するならば、新規に建築ということとなり、当所限りでは対応できないため、上級官庁にはその旨を報告する。
307	岡崎医刑	H29. 2. 21	物品の購入日、洗濯物提出日等の案内が告知でなされ、また工場内で掲示されるため、聴覚不自由者が、免業日などが続く購入や提出の機会が失われるので案内を回覧させる等の改善が望まれる。	洗濯日等については、各居室棟・工場担任職員による告知や各工場に掲示等複数の方で周知させている。なお、当所被収容者は個々の能力に差があることを踏まえて、今後は能力に応じて個別に指導するなどして対応することとした。
308	岡崎医刑	H29. 2. 21	祝祭日などに出される菓子等について、他刑務所と比較してかなり粗末であるとの意見があった。他刑務所も同じ金額であり、工夫の余地があるように思われる。	祝祭日菜などについては、通達により一人当たりの金額が定められており、予算の範囲内で可能な限り配慮している。
309	名古屋刑	H29. 3. 30	豊橋刑務所において、収容受刑者を男子から女子に変更することになっているが、改修工事が遅れているとの説明を受けた。適切に変更手続を進められたい。	今後とも、上級官庁の指示を仰ぎながら、円滑に変更手続を進める。
310	名古屋刑	H29. 3. 30	岡崎拘置支所の施設が老朽化していることは、毎年指摘しているところである。職員の働くスペースも狭く、職員らの精神衛生上も問題がある。当委員会は、速やかに新築をする必要性を指摘する。	駐車場の舗装や事務室を含めたサッシ窓の改修など、予算の範囲内で職員の職場環境の改善を図っているところであり、今後も上級官庁に要望していく。
311	名古屋刑	H29. 3. 30	岡崎拘置支所の改築、新築の予定の概要が作成されるときには、当委員会及び愛知県弁護士会に開示されることを要望する。	改築及び新築の概要の開示については、警備上の問題もあるため、上級官庁と協議する必要があるものと考えている。
312	名古屋刑	H29. 3. 30	本年度は、覚せい剤の改善指導に関する授業が行われた。受刑者が更生できるよう、よりプログラムを工夫されたい。	平成28年6月1日に施行された刑の一部の執行猶予制度の趣旨を踏まえ、保護観察所と同様、認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入するとともに、受刑者個々の問題性や刑期の長さ等に応じたプログラムを実施しているところ、引き続きその適正な実施に努める。
313	名古屋刑	H29. 3. 30	覚せい剤の改善指導の受講生に限られているようで、より多くの受講生が得られるように努力されたい。	薬物依存離脱指導の指導対象者については、法令等に基づくほか、処遇調査で得られた受刑者個々の問題性や再犯の可能性の程度に加え、刑期の長さ等の情報を総合的に判断した上で選定しており、必ずしも多くの受講生を得ることを目的としているものではないが、対象とされた受刑者に適切に実施できるよう、今後も努力していきたい。
314	名古屋刑	H29. 3. 30	委員からの指名による面接では、意見書や面接では分からない受刑者の様子が分かり視察の参考になるので今後も機会があれば行えるよう協力されたい。	今後も委員からの要望に応じて実施していく。
315	名古屋刑	H29. 3. 30	医療について、診察が受けられない、薬を出してもらえないという訴えがあった。適正な取扱いを行うだけでなく、受刑者に納得を得られる説明や対応をし、受刑者が不満や不信を抱かないように努力することを求める。	診察や投薬の有無については、医療上の必要から判断されているものであるが、その理由等について必要な説明を行うなどして、理解を得るよう引き続き努めてまいります。
316	名古屋刑	H29. 3. 30	職員によって処遇に差があるという意見がある。どの職員も受刑者から評価される存在になれるよう研修で取り上げるなど工夫をしてほしい。	各種研修等を通じて統一的な対応に努めているところではあるが、今後も、研修等が形骸化しないよう、より効果的な研修等を検討・実施していく。
317	名古屋刑	H29. 3. 30	懲罰に関し、受刑者が、告知されている内容を十分理解されているのか疑問がある。口頭で説明を受け、言い分を直接述べる時間を長くする運用について検討されたい。	懲罰審査会において弁解の時間を設けており、供述を翻した場合は、発言の真意を確認するために確実に聞いている。その余の意見、質問等は調査時及び補佐人による聞き取りの際に対応している。
318	名古屋刑	H29. 3. 30	刑務官の労働環境は過酷であり、人数を増やして労力を減らすなどの刑務官の労働環境を改善すべきである。	随時、各配置箇所が必要を見直し、職員の負担軽減を図るため、勤務箇所の統廃合を検討していく。
319	三重刑	H28. 7. 14	職員が号令を掛けて、その号令に合わせて腕と足を一定の高さまで上げながら行う行進は廃止してほしい。	集団を他の場所に移動させる際、限られた職員数で節度を持って移動する手段として実施している。ただし、少人数での移動や身体上の理由、高齢者等に対しては、個別の事情に応じて対応している。
320	三重刑	H28. 7. 14	日の出から起床までの間の読書について検討願いたい。	平成29年3月30日から、冬季処遇期間中を除く日の出から起床時間までの間、他者に迷惑を掛けないことを前提に起床時刻前読書を試行的に認めることとした。
321	三重刑	H28. 7. 14	職業訓練の種類の増加について検討してもらいたい。	職業訓練の実施については、各施設で指定されており、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。

322	三重刑	H29. 1. 19	受刑者が医師の診療を希望して実際に受診できるまでに要する時間がより短くなるよう対策を講じていただきたい。	今後も医務課と処遇部門と緊密に連携し、応援職員を配置する等して、診察の空き時間を減らし、診察の機会が確保できるよう調整していく。
323	名古屋拘	H29. 3. 31	職員の被収容者に対する威圧的あるいは横柄な態度があるとの指摘があるので、同様の指摘が繰り返されないよう対策を講じられたい。	一般的に、職員が被収容者の反則行為を現認した際、施設の規律及び秩序を維持する必要がある場合は、当該行為を制止等するため、職員が厳しく注意等を行うことはある。しかし、職員に対しては、職員研修等を通じて、適切な言葉遣いや態度をもって注意等を行うよう指示しており、今後も、そのような研修を継続して実施していく。
324	名古屋拘	H29. 3. 31	入浴、運動の機会は、被収容者の日々の生活の中で重要な機微に属する事項であることから、十分な機会を確保することが望まれる。	入浴については、法令に規定された入浴回数を確保しており、被収容者の健康管理に配慮している。 また、戸外運動の実施にかかわらず、毎日、30分間の室内体操の時間帯を、2回から3回に回数を増やすこととした。 なお、雨天による戸外運動の実施の判断については、運動開始時間の午前8時の段階で雨天である場合又は運動開始後に雨天となった場合でも直ちに中止とせず、おおむね15分後に再度、降雨の状況を確認し、天候回復が見込めないときに戸外運動を中止するなど、慎重に行っている。
325	名古屋拘	H29. 3. 31	刑事施設に収容されていることに伴い、被収容者は、精神的にも肉体的にもさまざまな圧迫を感じていることから、被収容者の意見や要望についても取り上げるべきことは積極的に取り上げ、施設運営の改善に生かしてもらいたい。	被収容者が不必要な心理的圧迫を受けることなく刑事施設で生活を送ることができるようにすることは重要と考えており、苦情の申出、職員との面接、各種アンケート調査の結果、視察委員会の意見や提言等を積極的に活用し、被収容者の意見や要望の中で、施設運営の改善に資するものについては前向きに取り上げていく。
326	名古屋拘	H29. 3. 31	職員の資質の向上及び地域社会、関係機関との連携を深めるため、職員研修の充実、弁護士会などの懇談、地域活動への参加等を引き続き積極的に行われるよう配慮願いたい。	当所が地域社会の理解と支援を得つつ、安定的な施設運営を行うことは重要な課題であると考えており、そのためにも、今後も研修体制を充実させて職員の職務執行能力の向上を図るとともに、関係機関との緊密な連携を行い、また、地域社会とのつながりを深めることができるよう取り組んでいく。
327	滋賀刑	H28. 7. 23	木工工場での作業時、長袖の上着にセーフティガード等を装着するが、夏場は非常に暑く作業能率が落ちるので、半袖の上着で作業できないか検討願いたい。	木工工場において、機械作業等の特定の作業に従事する場合は、作業安全の確保のため、夏季であっても、長袖上着や安全保護具を装着させる必要があり、現状の取扱いを変更することは相当でない。
328	滋賀刑	H28. 7. 23	貸与されるかみそりは切れ味が悪いので、自弁購入物品で、3～4枚刃のかみそりを購入できるように検討願いたい。	自弁物品購入の指定事業者は、全国的な公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も全国的に統一されていることから、当所限りでの対応は困難であるが、貸与するかみそりの刃は、定期的かつ、必要に応じて交換することとしている。
329	滋賀刑	H28. 7. 23	面会時間は短縮することなく、可能な限り30分間面会できるよう検討願いたい。	面会の申出状況等による管理運営上の制限をすることはあるが、通常、面会時間は30分間を下回らない取扱いとしている。
330	滋賀刑	H29. 3. 31	障害を理由とする差別の解消を目的として、障害者全般の処遇について、適切に対応できるよう、職員を対象とした研修を実施されたい。	職員研修については、職員の人権意識向上に資するテーマを設定するよう努めており、今後も継続するとともに、障害者処遇に関する研修も予定している。
331	滋賀刑	H29. 3. 31	当委員会の活動内容の広報誌を、被収容者及び職員に周知するため、掲示について検討されたい。	視察委員会発行の広報誌については、昨年同様、職員掲示板、工場食堂及び各棟に掲示し周知を図りたい。
332	京都刑	H29. 3. 31	被収容者の熱中症及び脱水症状対策として、単独室についても扇風機を設置するよう改善されたい。	単独室への扇風機設置は、電気容量を増加させるためのキュービクル改修工事が必要であり、上級庁へ予算措置を要望している。 なお、夏季期間は、全被収容者にスポーツドリンクを給与するなど、熱中症及び脱水症状の対策を講じている。
333	京都刑	H29. 3. 31	工場就業の被収容者のグラウンド及び体育館での運動時間30分を確保されたい。また、冬季でもグラウンドでの運動を極力実施されたい。	運動時間については、連行時間を除いた実質30分を確保している。 冬季についても、グラウンドでの運動は制限しておらず、悪天候等で実施不可能な場合を除き、実施している。
334	京都刑	H29. 3. 31	単独室の被収容者に運動をさせる場合は、昼食直後とならないよう配慮されたい。	雨天等の理由から、昼食終了後に室内運動をする場合は、当該運動開始まで20分間の空き時間を確保し、昼食直後とならないよう配慮している。 なお、職員配置の都合上、他の時間帯での実施は困難である。
335	京都刑	H29. 3. 31	京都刑務所舞鶴拘置支所の職員宿舎の老朽化が著しいので、改築するよう関係機関に働き掛けられたい。	宿舎新営工事については自庁限りでの対応ができないため、上級庁と対応を協議中である。 なお、現在、浴室及びトイレの改修工事を実施中であり、職員の居住環境の改善を図っている。
336	大阪刑	H29. 3. 31	出所後の「仕事」の確保のための指導・支援を推進すること。	平成28年度からハローワーク職員が当所に駐在して職業紹介等する事業を開始しており、今後も、引き続き、関係機関との連携を活用し、在所中の就職内定を目標に就労支援の充実を図る。
337	大阪刑	H29. 3. 31	出所後の「住居」の確保のための指導・支援を推進すること。	高齢者や障害を有する者等に対する、帰住地の確保や、出所後の福祉及び医療体制の確保を含めた福祉の支援について関係機関との調整を積極的に行い、今後も、処遇調査のほか、処遇部や医務部との情報共有等を通じて、早期から対象者を把握し、支援の充実を図る。
338	大阪刑	H29. 3. 31	対象者の特性に応じた処遇を推進すること。	当所は、大阪矯正管内の調査センターに指定されていることから、26歳未満の初犯受刑者、性犯罪により受刑する者などに対する精密な処遇調査も行っており、また、受刑者個々の特性を明らかにすることで、その特性に応じた処遇につなげている。

339	大阪刑	H29. 3. 31	刑の一部執行猶予制度の円滑な運用を推進すること。	職務研究会や適宜の情報提供等により、担当者に制度を周知するとともに、保護観察所との連携により細やかな帰宅地調整によって、同制度を円滑に運用している。
340	大阪刑	H29. 3. 31	「処遇要領」の積極的な運用に努めること。	処遇要領の策定は、処遇調査の実施担当者が、処遇調査の結果に基づいて行っている。また、特別改善指導の指標はもちろんのこと、同指導のグループ編成や開始時期等の検討についても、処遇要領から得られる情報を読み込み実施されており、居室編成や作業指定等においても、積極的に活用することとしている。
341	大阪刑	H29. 3. 31	処遇調査結果における各課部門との情報共有を推進すること。	処遇調査においては関係部署との連携の下、処遇に当たり必要な情報を集約した上で、これを取りまとめた処遇調査票及び処遇要領の写しを処遇部及び教育部などに配布し、情報共有を図っている。
342	大阪刑	H29. 3. 31	ワークライフバランスの実現に向けて、職員の意識改革及び組織の充実を図ること。	今年度、幹部職員については、ワークライフバランスに資する効率的な業務運営への取組を人事評価の目標に設定するよう、事務連絡を発出する等して、ワークライフバランスに資する取組を充実強化するとともに、継続して職員の意識改革を図ることとしている。
343	大阪刑	H29. 3. 31	刑務官を大幅に増員すること。	職員の増員については、当所限りでは対応が困難であることから、意見があった旨上級官庁へ報告するとともに、職員の増員等について働き掛けていきたい。
344	大阪刑	H29. 3. 31	有給休暇を積極的に取得すること。	現在、当所に勤務する職員は、限られた職員数において業務を遂行している。絶対的に必要となる職員数を考慮した上で、可能な範囲で年次休暇を取得させるように努めている。
345	大阪刑	H29. 3. 31	刑事施設における女性職員等への配慮をすること。	女性職員による職場環境検討会の設置について所長指示を发出し、当該検討会において出された意見に基づき、女性用トイレの増設計画、男性トイレの扉目隠しの設置、女性更衣室の整備及び空調改善などの措置が取られ執務環境の向上につながっていると思われるので、引き続き取り組んでいきたい。
346	大阪刑	H29. 3. 31	刑務官等に対する研修を充実させること。	これまでも根拠法令に基づいた職務執行を適正に実践させるための研修又は職務研究会はもとより、基本的人権や倫理観を高揚するための研修についても、機会あるごとに全体研修、職域ごとのグループ単位で実施している。
347	大阪刑	H29. 3. 31	職員へのメンタルヘルス対策を推進すること。	昨年度からストレスチェック制度を導入し、メンタルヘルス不調者の早期発見に努めている。
348	大阪刑	H29. 3. 31	職員の被收容者に対する処遇態度を改善すること。	引き続き、職員研修等を積極的に行い、職員に対して、被收容者の人権に配慮した職務の執行を心掛けるように指導する。
349	大阪刑	H29. 3. 31	委員会の意見に基づく改善事項について職員への伝達を徹底すること。	引き続き、職員研修及び職務研究会などを通じて徹底を図りたい。
350	大阪刑	H29. 3. 31	刑務所入所時の健康診断において、人権への配慮をした上で可能な限り、感染症の血液検査を実施すること。	当所では、入所時健康診断において、個別に既往歴等の聴取後、感染症等に係る血液検査の受検について被收容者に希望を聴取し、希望者に検査を実施しており、今後も継続して実施したい。
351	大阪刑	H29. 3. 31	被收容者の健康管理を徹底すること。	被收容者の健康状態の把握方法としては、入所後速やかに、及び1年に1回以上定期的に健康診断を行い、検査結果から異常が認められた場合には適切に診察を行っており、今後も引き続き実施したい。
352	大阪刑	H29. 3. 31	大阪医療刑務所との連携強化に努めること。	医療共助について相当数の依頼を大阪医療刑務所に行っており、当所における医療現場の質の向上に努めているところであるが、今後も円滑に医療を実現していくための連携を行っていく。
353	大阪医刑	H29. 3. 29	大阪医療刑務所の早期建て直しの計画を立てること。	建替については、当所限りでは対応が困難であるが、意見があった旨を上級官庁に報告するとともに、積極的に働き掛けたい。
354	大阪医刑	H29. 3. 29	医療刑務所において、矯正医官の兼業の特例等に関する法律(旧「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」)がどの程度の効果をもたらしたのか検証するとともに刑務官の増員を検討すること。	矯正医官の特例法の施行後、広報・啓発活動が活発に行われており、矯正医療の認知度は向上していると思われ、当所医師が同法の制度を利用して部外診療や施設外勤務を行っていることを勘案すれば、勤務時間が弾力的に運用できている面は認められるものの、当所医師は減少しているのが実情であることから、今後は、当所における医師確保という観点から、これらの取組みの有効性を検証していく必要がある。 また、刑務官の増員については、当所限りでは対応が困難であることから、意見があった旨を上級官庁に報告する。
355	大阪医刑	H29. 3. 29	職員の住環境の整備に努めること。	職員の住環境の整備については、上級官庁と連携し、対応していきたい。
356	大阪医刑	H29. 3. 29	受刑者の優遇措置に関する訓令第6条を改め、医師の指導に基づき休養している受刑者については優遇区分第4類へ指定するとの規定の見直しを行うこと。	訓令の改正については、当所限りではできない事項であることから、意見があった旨を上級官庁に報告する。
357	大阪医刑	H29. 3. 29	国において本医療刑務所の医師の確保について対処すること。	当所においても近隣の大学等に働き掛けていく際に矯正局や矯正管区からも協力を得ているところであり、引き続きそれらの協力を得て医師確保に努めていきたい。

358	大阪医刑	H29. 3. 29	搬送後間もない時点で死亡事例が見られることに鑑み、より早期の当医療刑務所への搬送あるいは外部への入院が可能となるような方策を、上級官庁と協議の上、講じること。	他施設からの受入れについては積極的に進めており、早期に入所できるよう調整しているところではあるが、今後も引き続き、上級官庁及び当該施設と積極的な情報交換により、移送に係る連絡調整を速やかに行えるよう協議の上、早期受送及び必要に応じた病院移送の実施に努めたい。
359	大阪医刑	H29. 3. 29	義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料による治療ができる体制を整えること。	現時点において希望者がいないとはいえ、引き続き、専門的な治療が実施できるよう近隣の歯科医に協力を求めていきたい。ただし、義歯、ブリッジ等の歯科治療は刑事収容施設法第42条第1項の規定により自弁させる取扱いであると思料されることから、必要となる経費を自己負担させること、医師の都合と当所の職員配置等で治療期間が長期に及ぶことも懸念され病状によっては治療が困難となる場合がある。
360	大阪医刑	H29. 3. 29	刑事施設内において、被収容者が熱中症により死亡した例も報告されたことがあるように、働く職員にとっては執務環境、被収容者にとっては居住、作業環境の問題であり、冷暖房設備が設けられているのが当然と思われる現代社会の中にあつて、刑事施設だけが冷暖房設備がなくても当然とするのには、問題があると思われる。引き続き、職員にとっては執務環境、被収容者にとっては居住、作業環境となる冷暖房設備の改善を要請する	順次計画的にエアコンを整備しているところから、医療機器の更新及び増設により、施設全体の電気容量を圧迫していることから、各居室に整備することは困難ではあるが、今後も引き続き、処遇上、医療上、また予算上の観点から必要に応じて検討していきたい。
361	大阪医刑	H29. 3. 29	受刑者から他施設と同様にいろいろな資格が取得できるようにしてほしいとの要望、また、勉強に集中したい受刑者を集めた共同室を作り、自主学習できる環境が欲しいとの要望が出されている。このような被収容者の自発的な更生意欲を汲み取り、それらの要望が実現できるよう善処されたい。	他施設の取組も参考にしながら、余暇時間帯における教育的活動の援助に努めたい。
362	大阪医刑	H29. 3. 29	蚊・ダニ対策を講じること。	居室、廊下等の網戸の整備と管理に努めていきたい。また、建物等老朽化等も原因の一因となっていることから、上級官庁に対して早期の建て替えを引き続き要望していきたい。
363	大阪医刑	H29. 3. 29	職員は刑事施設の役割を十分理解し、被収容者に対して乱暴な言葉づかいや対応をしないよう心掛けること。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も引き続き、被収容者への言葉遣い、接する態度等について研修等を実施し、被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施するよう継続して指導する。
364	大阪医刑	H29. 3. 29	危機管理の問題であるので、上級官庁に強く要望して、職員用宿舎を本医療刑務所周辺に確保することを要望する。	奈良少年刑務所廃庁に伴い、当所における宿舎の削減計画が解消されたところではあるが、職員宿舎の増設は施設単位において実施できるものではないため、意見があった旨上級官庁に報告したい。
365	大阪医刑	H29. 3. 29	刑務官の増員を上級官庁に対し強く要求するとともに、刑務官が年次休暇を取得しやすくし、また、超過勤務時間を減らすようにすることを要望する。	刑務官の増員については、当所限りでは対応が困難であることから、意見があった旨を上級官庁に伝える。なお、年次休暇の取得や超過勤務時間の縮減についても、引き続き配慮してまいりたい。
366	大阪医刑	H29. 3. 29	職員全体に対し、パワーハラスメントに限らず、ハラスメントとは何か、何がハラスメントになるのかを含め、積極的に研修を行い、パワーハラスメント及び、セクシャルハラスメントの防止に努めることを要望する。	セクハラを含めた各種相談窓口の周知を図るとともに、今後も引き続き、執務環境の向上に努め、職員研修等を通して各種ハラスメントの防止に努めていきたい。
367	大阪医刑	H29. 3. 29	職場環境の改善として分煙を徹底すること	施設内の分煙化については、喫煙室の整備に取り組み分煙の徹底を図りたい。
368	大阪医刑	H29. 3. 29	研修等を通じて、職員に対し、当委員会の設置の趣旨を周知させて誤解を払拭し、そして、職員に対し、積極的に、当委員会に意見、提案を提出することを推奨してほしい。	職員に対しては、研修の場を活用するなどして、視察委員の業務や役割について説明し、意見の提出についても引き続き周知に努めたい。
369	大阪医刑	H29. 3. 29	意見・提案書の用紙及び封筒を個々の被収容者に複数部渡しておくことを要望したい。それが施設管理上困難であれば、当委員会として被収容者に対して「委員会だより」などを通じて周知しているところであるが、所定の用紙以外でも意見・提案書の投かんは可能であることを被収容者に対し繰り返し周知することを願いたい。	当該用紙や封筒を利用した反則行為（密書の隠匿等）を誘発し、管理運営上支障を生じるおそれがあることから、あらかじめ用紙等を配布するとの取扱いは困難である。また、意見・提案書の書式については、所定の用紙を使用しない場合であっても、投かん可能であり、刑執行開始時の指導等の機会において、その旨周知を継続する。
370	大阪医刑	H29. 3. 29	受刑者の処遇や職員の勤務体制の変更など、施設運用上の変更がある場合には、引き続き、速やかに当委員会に説明すること、また、処遇の上さまざまな取組や工夫についても、適宜当委員会に説明することを願いたい。	被収容者処遇に係る各種行事の開催、処遇内容の変更、施設運営上の変更等について、適宜説明するよう引き続き取り組みたい。
371	大阪医刑	H29. 3. 29	「平成28年度施設運営方針」及び「平成28年度各課・部門の重点目標」について、その進捗状況と今後の予定等がまとめられていると思われるが、残念ながら、当委員会への報告はなされていない。本年度の成果について、本委員会に文書で報告を願いたい。	御意見を踏まえ、別途、文書にて回答する。
372	神戸刑	H29. 3. 23	視察委員会への情報公開について積極的に行っており、評価している。引き続き施設の運営、矯正処遇について多くの国民への情報発信を求める。	今後も視察委員会を含め広く当所の運営について積極的な情報発信に努める。
373	神戸刑	H29. 3. 23	就労支援強化モデル矯正施設であることから、処遇などを含め他施設の職員との意見交換の機会を設け、積極的な情報発信を求める。	就労支援の取組について、他施設を含む職員間での意見交換の機会を設けるなど、引き続き積極的な情報発信に努める。
374	神戸刑	H29. 3. 23	常勤の福祉専門官の配置による職員の処遇能力の向上・改善に関する事例があれば、適宜報告願う。	事例があれば、適宜報告することとする。

375	神戸刑	H29. 3. 23	高齢・LB指標受刑者の処遇で発生している問題の調査を行った上で、必要な処遇に要する職員数を検討するなど、職員の負担が過度に及ばないよう人員体制の見直しを含め、職員増員の意見の公表を検討された。	処遇困難者の増加等に鑑み、必要な処遇に要する職員数について検討し、所内の職員配置の再配分を実施している。職員増員意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
376	神戸刑	H29. 3. 23	職員の言動を問題にする被収容者の意見は依然として多い。言葉遣いの問題は、被収容者に対する認識を誤って形成させるおそれもあることから、円滑な処遇を行う上でも、職員の定期的な教育を行うなど、一層の努力・工夫を求める。	職員の受刑者に対する言葉遣いについては、今後とも職員研修を適時適切に実施し、職員の人権に対する意識の一層の向上を図りたい。
377	神戸刑	H29. 3. 23	医師及び医療スタッフの意見・要望を最大限に尊重し、スタッフの確保に努めていることは承知しているが、引き続き刑務所医療に理解のあるスタッフを活用できる取組みについて検討されたい。	毎年開催している医療協議会において矯正医官の定員割れや刑事施設における医療の現状等を説明し、矯正医療への理解を深めてもらえるよう取り組んでいる。
378	神戸刑	H29. 3. 23	冬季の手袋の着用、霜焼け等の疾患を訴える被収容者が一定数あった。霜焼けなどの皮膚疾患については、過去の主訴を参考に、早期に発見し、重症化を防止するよう求める。	今後とも早期発見・治療に尽力したい。
379	神戸刑	H29. 3. 23	事実関係に争いのある懲罰など、被収容者が納得していない場合には、その後の処遇に消極的な効果を及ぼすことが考えられることから、被収容者の弁明に傾聴されたい。	今後も懲罰審査会における被収容者の弁明の傾聴に努めたい。
380	神戸刑	H29. 3. 23	被収容者へのアンケートを実施し、その結果を確認した献立を検討している点については評価するが、全国の施設の献立調査を行うなど、可能な限り工夫に努められたい。	他施設の献立を参考にするなどして、可能な限り工夫に努めたい。
381	神戸刑	H29. 3. 23	配食時の交談禁止が継続されているところ、管内の他の施設での交談禁止の実施例がないことが明らかになったことから、処遇の公平の観点から、他施設における交談防止策を調査・検討し、配食時の交談禁止措置を解除するよう求める。	配食時の交談については、食事時間中の反則行為等の防止を目的として禁じているところ、現時点においても不正授受などの反則行為が後を絶たないため、当所の規律秩序を維持する観点から、配食時の交談禁止を継続しているものである。
382	神戸刑	H29. 3. 23	委員会は、意見・提案により処遇上の意見交換を行っているため、今後も施設において意見・提案が促進されるよう努められたい。	入所時における指導時に視察委員会制度について説明をしているほか、被収容者向け所内誌において視察委員会の開催日が掲載されており、今後も視察委員への意見提案が促進されるように努める。
383	神戸刑	H29. 3. 23	精神疾患で複数の疾患を抱えている被収容者については、職員が処遇上の困難に直面することは必至であることから、職員の過労を回避するためにも、当該被収容者に対し、必要かつ適切な医療処遇を行うよう要望する。	精神疾患で複数の疾患を抱えている被収容者も含め治療困難な場合は外部医療機関へ受診させるなど、被収容者に対しては適時適切な医療を提供している。
384	神戸刑	H29. 3. 23	精神疾患を有する被収容者の処遇については、必要に応じて医療刑務所における処遇を検討するほか、介護を担当する職員を対象とした研修を充実させるなどして、職員の負担軽減に努められたい。	医療専門施設での処遇が適当と認められる者については、医療刑務所への移送上申をしている。 また、今後は認知症患者に係る職員研修の実施を検討するほか、介護福祉士の配置についても上級官庁に要望することを検討したい。
385	神戸刑	H29. 3. 23	病院移送時に戒護職員を配置する必要から、職員の勤務状況に相当程度の負荷が生じていると史料されるので、職員の補充などを実施し、負担軽減策を検討されたい。	病院移送が相当長期に及ぶ場合などは、他施設からの応援について上級官庁に相談するなど、適切に対応していく。
386	神戸刑	H29. 3. 23	職員のストレスは他の職務に比しても相当程度大きい。職員の精神疾患を予防するためにも有給休暇の連続取得等、さらに休暇を取得しやすい環境を整えるなどの就労環境の向上について検討されたい。	ワークライフバランスの推進の一環として、休暇取得の促進を施設全体の運営目標として設定している。
387	神戸刑	H29. 3. 23	職員のメンタルチェックを行うなどして、定期的に精神疾患の予防に努めるなどの環境改善に努められたい。	平成28年度から職場における高ストレス環境の改善及び職員個別の高ストレス者に対する医師面接の実施を含むストレスチェック制度が導入されている。 なお、職員のメンタルヘルス対策として、平成27年度から矯正管区に専門的知識を有する「矯正管区メンタルヘルス相談員」（非常勤職員）が配置され、心の健康の増進を図る体制が整備されていることから、これを職員に周知し、同制度の積極的活用を推進している。
388	神戸刑	H29. 3. 23	昼夜単独室処遇の被収容者について、既に実施されているような施設清掃などの作業を促して集団処遇につなげる処遇は高く評価するが、今後も医療スタッフや技官との協力・連携を図りつつ、集団処遇につながる工夫について検討を続けることを求める。	各課・各部門と連携を図り、また施設内だけでなく、施設外の関係各機関・各団体との協力・連携体制の充実に努めたい。
389	神戸刑	H29. 3. 23	高齢者の対応は、現在は医務担当等の職員の努力に依存している傾向があるため、当該職員の意見を聴取し、担当職員の増加や介護を行っている職員に対する介護技能を要する業務に関する研修・教育など、必要な措置を検討されたい。	高齢受刑者に対する処遇に当たっては、医務課職員の意見を十分聴取しており、今後とも継続していく。また、介護等の職員研修、教育については、充実に努めてまいりたい。
390	神戸刑	H29. 3. 23	冷暖房の完備がなされている施設との処遇上の公平の観点からも、夏季・冬季の室温管理（特に居室の位置関係における温度差の管理）については、今後も特に注意されたい。	時季に応じて処遇の変更を行い、扇風機や暖房機器を適切に使用し、室温管理しているところ、今後も十分配慮する。
391	神戸刑	H29. 3. 23	洲本拘置支所の保護室に冷暖房機器の設置を求める。	平成28年12月15日に設置済みである。
392	神戸刑	H29. 3. 23	既に外形変更を伴う性同一性障害の被収容者に対する入浴立会いに、女子職員を配置する必要がある旨の意見書を視察委員会から発出しているところ、神戸刑務所から法務省当局に対し、女子職員配置に関する意見が提出されているか。されている場合には、当局からの回答について明らかにするよう求める。	女子職員配置に関する意見は提出していない。

393	神戸刑	H29. 3. 23	性同一性障害の被収容者の下着購入に関する教示願いに対する回答に2か月間を要したことについて、事前に時間がかかる旨の説明がなされていなかったことについて、今後は説明するよう求める。	回答に時間を要するものについては、事前にその旨説明するよう改める。
394	神戸刑	H29. 3. 23	性同一性障害の被収容者に蓄髪を許可する明確な基準がなく、他の被収容者と同様に個別の事情を考慮することで対処していることについて、基準を設定するよう求める。	蓄髪が必要であるかどうかは処遇上有益であるか否をもって個別に判断する必要があり、基準を設けることは適当ではない。
395	神戸刑	H29. 3. 23	衛生係受刑者出役前の、性同一性障害の被収容者が着替えを行っている時間帯に、男性職員が当該被収容者の居室前に衝立を設置する運用を行っていることについて、衝立設置時間の変更を求める。	衝立の設置は、職員ではなく他の受刑者からの視線を避けることが目的である。羞恥心に配慮はするが、そもそも、衝立を設置した時間内で着替えをすることが可能であり、その指導を継続する。
396	加古川刑	H28. 6. 24	食事に関するアンケートを定期的実施し、できる限り対応していただきたい。	平成28年7月7日に、嗜好調査を実施し、その結果を給食業務を委託している業者と共有し、献立の充実に反映させており、これを継続していく。
397	加古川刑	H28. 8. 25	ナイロンタオルの使用許可範囲を拡大されるよう検討願いたい。	頂いた御意見を踏まえ、「所内生活の心得」の一部改正等を進めてきたところであるが、今一度、関係各規定を踏まえ、ナイロンタオルの使用を許可する対象者の見直しを図ることとしたい。
398	加古川刑	H28. 10. 5	被収容者に対する言動について、指導された側が納得できる指導を行えるよう、職員に対し人権教育や指導スキルのアップのための研修を充実されたい。	平成28年12月26日に、アンガーマネジメント研修及び刑事施設職員人権（コーチング）研修を実施した。 職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員の言葉遣い等については、引き続き、職員研修等を通じて指導していく。
399	加古川刑	H28. 12. 20	通達に規定されたレベルに達していない性同一性障害を有する被収容者にも配慮いただきたい。	引き続き個々の受刑者の事情に応じて、居室、入浴等の処遇上の必要な配慮を行ってまいりたい。
400	加古川刑	H28. 12. 20	性同一性障害を有する被収容者のホルモン療法について、収容前に医療機関でホルモン注射を受けていた、あるいは収容中に医師の判断によりホルモン注射の必要性が認められた被収容者には治療をされたい。	現在、該当する被収容者は在所していないが、該当する被収容者が入所した場合には、通知に基づき対応してまいる。
401	加古川刑	H29. 1. 30	寒暖の変化にできる限り対応していただきたい。	季節に応じて指示を發出し、夏季については、スポーツドリンクの支給等の熱中症対策、冬季については、衣類・寝具等の増貸与、感冒対策の一環として動作時間を変更して休庁日の横臥時間を延長するなど、季節に応じた施策を講じている。
402	加古川刑	H29. 1. 30	職員の確保や勤務環境改善について、特に女性刑務官の欠員は速やかに補充し、今後も継続的に女性刑務官の確保に努めていただきたい。	女性刑務官の欠員については、速やかに補充するよう上級官庁と調整しており、今後も継続していく。 なお、平成28年度は、女性刑務官の定着化方を推進し、現時点で退職者は2名である。
403	加古川刑	H29. 3. 16	「所内生活の心得」の内容・表現方法について、定期的に検討を実施していただきたい。	平成28年9月2日及び同年10月5日に改正を行うなど、必要に応じて変更しているが、今後も社会情勢等に応じて表現方法を含め、見直しを進め、必要に応じて変更等の措置を講じていく。
404	加古川刑	H29. 3. 16	「働き方改革」について、施設からの全面的な支援体制の構築を実施していただきたい。	全所的に年休取得日数の増加、育児に伴う特別休暇の取得等に取り組んでおり、平成28年度における年次休暇の平均取得日数は、前年度よりも倍増した。
405	加古川刑	H29. 3. 31	弁護士会の人権調査に対し、できる限りの協力をお願いする。	弁護士会による人権調査については、引き続き、誠実に協力したい。
406	加古川刑	H29. 3. 31	自弁購入物品の品目及び価格について、需要の実態に合致した供給となるよう、上級庁に改善要望を伝えていただきたい。	当所の指定事業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の価格等について、施設限りに対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
407	加古川刑	H29. 3. 31	居室内の消耗品及び備品の交換の必要の有無について、定期的に点検を実施していただきたい。	受刑者から申出があった際に職員が現状を確認して交換等しているほか、月一回、職員が居室内検査を行って備品等の破損等を確認し、必要に応じて交換している。
408	加古川刑	H29. 3. 31	職業訓練の種類や資格取得に係る教育的活動の援助を増やしていただきたい。	職業訓練の種類として、平成29年度には、ビジネススキル科及び介護福祉科の2種類を新設した。 資格取得に係る教育的活動の援助について、簿記、販売士、珠算の資格試験を実施し、資格取得に資する通信教育講座についても実施しているほか、私費による通信教育の受講も実施している。
409	加古川刑	H29. 3. 31	加齢による身体の変化に応じた処遇が必要な被収容者に、可能な限りの対応をしていただきたい。	従来の養護工場や高齢者工場については、それぞれの管理定員を上回っている状況にあったところ、これらの工場の収容人員の緩和を図るため、平成29年2月22日に、養護的処遇が必要な者を集積する工場を新たに1か工場立ち上げたことにより、各工場において担当職員が受持ち受刑者にきめ細かい処遇が可能となった。 処遇については、年齢、心身の障害の程度及び能力等を考慮し、作業だけでなく知的機能等の維持・回復及び向上を図らせるための教育を実施しているほか、歩行に障害を有する者については、杖・歩行器（シルバーカー）等の補助具の貸与を行っているが、引き続き対応していきたい。

410	加古川刑	H29. 3. 31	ひとつの刑務所で男性受刑者と女性受刑者を管理することの是非について検討していただきたい。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第4条において、被収容者の性別による分離が規定されているところ、当所においては、男性受刑者（一般区・交通区）と女性受刑者（女区）の区域を外堀レベルの物理的障壁をもって分離し、また、それぞれに処遇担当の首席矯正処遇官を配置し、その上位に処遇部長を配置することで、被収容者処遇について、原則的な方針を維持しつつ、性差による配慮もきめ細かく行うなどしており、今後も適正に運用していきたい。 なお、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
411	播磨七	H29. 3. 14	受刑者に対する指導・懲罰を行う際には、受刑者の特性や心情を踏まえながら、より適切な指導・懲罰を実施されたい。	研修等を通じて職員に周知するなどし、今後も受刑者の特性等を踏まえ、職員の指導等の趣旨がより内面化するよう努めていきたい。
412	播磨七	H29. 3. 14	受刑者にはセンター内での規則について、適宜、適切な説明を行い、その内容・意義について十分理解させられたい。	研修等を通じて職員に周知するなどし、今後も規則の意義等を受刑者に十分理解させるよう努めていきたい。
413	播磨七	H29. 3. 14	受刑者が行う運動について、更なる調整を図りながら、できる限り室外（グラウンド）で多くの運動ができるよう、対応されたい。	現在、体育館、工場内及びグラウンドの3か所を順転させて運動を実施しているところ、戸外運動を実施した工場と、次に戸外運動を実施する工場との間において、被収容者同士が通路等で接触しないよう、余裕を持って約30分間の間隔を空けているが、この間隔を15分間に短縮した場合、原則として工場内運動を戸外運動に変更することが可能である。 試行的に上記運用を開始することとし、問題が発生しなければ、本格運用させることとしたい。
414	和歌山刑	H29. 3. 27	職業訓練の機会の増大、職業訓練の種類の多様化を積極的に行うよう検討されたい。	職業訓練の機会、種類の増大については、当所限りで行えるものではないため、今後も上級官庁へ働き掛けていきたい。
415	和歌山刑	H29. 3. 27	一部の受刑者による不正授受があったとしても、甘い物を食事のメニューから削除するのは疑問であるため、検討されたい。	定期的なアンケート等で被収容者の希望を把握し、予算、栄養価などを総合的に検討した上で献立部会で献立を策定しており、食事で甘い物が摂取できない状況ではない。
416	和歌山刑	H29. 3. 27	集会における菓子喫食について、菓子の種類及び量について受刑者の嗜好に添えるような措置を検討されたい。	購入できる菓子の種類及び数量については、受刑者の意見等を参考に、一定の金額の範囲内で嗜好や傾向が偏らないように検討し、決定している。
417	和歌山刑	H29. 3. 27	祝祭日の菓子について、量及び予算面の見直しも含め、拡大を検討されたい。	祝日菜代については通達で決められており、予算上の制約から祝祭日の菓子の種類・量の選択の幅は限られるものの、毎月の献立部会において、最も適していると思われるものを引き続き選定していきたい。
418	和歌山刑	H29. 3. 27	自弁物品の価格が高いため、上級官庁に積極的な改善措置を講じられるよう伝えられたい。	当所の指定業者は、全国的な公募により適正に選定された事業者であり、自弁物品の価格については、当所限りで対応することはできないが、頂いた意見については、上級官庁に伝達する。
419	和歌山刑	H29. 3. 27	職員の労働条件等の職場環境に加え、住環境（宿舎）を整備する等、更なる改善を希望したい。	職員の労働条件については、当所限りで対応することはできないが、職場環境の改善については、職員から意見を聴きながら改善を進めている。また、職員宿舎については、平成28年度に、各戸電源を30Aから50Aに増強工事、流し台、洗面台、便器、照明器具等の改修工事を実施しており、今後も改善に努めたい。
420	和歌山刑	H29. 3. 27	過剰収容状態は解消されたものの、更なる収容率の低下に向けた方策を講じられたい。	高率収容の解消については、当所限りで行えるものではないため、引き続き上級官庁に報告し、解消できるように努める。
421	奈良少刑	H28. 11. 10	被収容者が不満を抱えないよう、誠実な診察を実施されたい。	診察においては、医師が症状や処方する薬について説明し、疑問がある場合には、医師に尋ねることができるほか、週2回程度、医療上の申出をする機会を設けており、今後とも適時適切な医療を行っていきたい。
422	奈良少刑	H28. 11. 10	運動会が中止されるなど行事が減少している。適切に行事を実施されたい。	当所廃庁に伴い、受刑者数が減少していることから、運動会とカラオケ大会を中止としたが、代替として体育競技会と矯正支援官によるコンサートを実施するなど、可能な限り実施している。
423	奈良少刑	H28. 11. 10	出所後に他の被収容者から居場所を探すなどと言われて不安になったとの申出があったことから、十分に注意を払ってほしい。	実習場における休憩時等の受刑者同士が自由に交談する場面においては、担当職員が巡回視察を密にして動静把握に努めている。 被収容者が他の被収容者を脅迫したり、威圧的な言動をとっている動静を認めた場合には反則調査に付すなど適正な措置を講じている。
424	奈良少刑	H28. 11. 10	食事の分量が不公平であるとの申出があったため、実情を確認の上、対応願いたい。	被収容者に支給する食事の量が公平になるよう、支給前に職員が確認して調整し、その後の配食時においても不正配食されないよう、常に職員が目の届く範囲内で配食係の受刑者を戒護し、また、監督職員が巡回することでその状況を確認している。
425	奈良少刑	H28. 9. 8	職員の言葉遣いや態度が侮辱的、差別的、威圧的であるとの申出があったため、実情を確認の上、対応願いたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員に対しては、常に公正かつ冷静な態度を失わず被収容者処遇を行うよう指導し、幹部職員が巡回時等に勤務状況を監督しており、適正な勤務状態であることを確認している。
426	大阪拘	H29. 3. 27	委員をもう1名増員し、大学の有識者の方に加わっていただくことが必要である。	意見の内容が施設の長の権限外の事項であるが、意見を頂いたことについては、引き続き上級官庁に伝達する。
427	大阪拘	H29. 3. 27	歯科治療について、医療刑務所や外部診察にて義歯治療を積極的に行っていくことを検討願いたい。	頂いた御意見を踏まえ、今後、医師が義歯による治療等の必要性を認めた被収容者については、医療刑務所や外部医療機関における診察等の手段も視野に入れて検討してまいります。

428	大阪拘	H29. 3. 27	患者からの医療要請の対応について、できる限り本人が納得するよう説明等を行うこと、また、その内容及び経緯を確実に診療記録に残しておくことを要請する。	被收容者からの診察の申出は、保健助手（看護師及び准看護師）がその内容を医師に報告し判断を仰いでおり、診察及び検査結果については、医師が説明しその内容を診療録に記載しているが、診察に至らなかった申出について全て説明することは医療体制をひっ迫させるため困難であることを御理解いただきたい。
429	大阪拘	H29. 3. 27	屋外運動について、被收容者の身体的及び精神衛生上の健康を維持するのに必要不可欠であると考えられるため、十分な機会を確保されたい。	現地改築中であり、雨天等により戸外運動が実施できなかった場合、場所や職員配置関係上、代替日を設けることは困難な状況であることから、30分以上の室内運動の機会を設けている。
430	大阪拘	H29. 3. 27	居室の環境について、冬期の低温環境での毛布の追加貸与やカイロの購入等の対策を講じられたい。	新棟、旧棟には温度等の差があることは把握しており、環境に配慮し毛布の増貸与等の時期を定めている。夏季には、入浴回数を増やすとともにうちわを貸与し、居室内の薄着を認めたり拭身を実施している。
431	大阪拘	H29. 3. 27	自費購入物品の価格について、一般の価格に比べ高いように思われ、現在の価格が適正であるかについての見解をお聞きしたい。	価格の決定は、指定業者が検討すべき事項であるところ、矯正施設における物品販売事業は、その特殊性からスーパーマーケットのような価格や品ぞろえと単純に比較することは難しいと考える。 なお、意見を頂いたことについては、上級官庁に伝える。
432	大阪拘	H29. 3. 27	刑務官の言葉使いについて、威圧的な言葉や態度に対する苦情が散見され、態度や言葉も暴力（いじめ）と解されることから、刑務官の教育や研修の充実を検討する必要がある。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被收容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、引き続き定期的に職員研修を行い、更なる意識向上に努めていく。
433	大阪拘	H29. 3. 27	所内における生活要領の周知について、知的障害等により、その内容を十分に理解できない者もいると思われ、より周知してもらうために、何かの方策を講じられたい。	「所内生活の心得」（全てルビ入り）を配布するとともに職員に対して質問があった場合には、丁寧に説明しているところであるが、関係職員に対しては、疎漏のないよう一層の注意喚起を図っていく。
434	大阪拘	H29. 3. 27	刑務官の「自宅待機」について、丸1日拘束されることになるが、その対価がないようなので、なんらかの配慮がなされるのが適切であると考え。	合理的な即応体制の確保を図っているものであり、自宅待機であっても、終日外出できないというのではなく、即応できない程の外出を控える状況で連絡体制を整えておくというものである。
435	大阪拘	H29. 3. 27	再審請求事件での弁護士との打ち合わせの際の刑務官の立会については、弁護士からの要請があれば、これを控えるべきであると考え。	弁護士選任届が示されていること等の事情が認められる場合、原則として立会をしないとの運用をしている。
436	大阪拘	H29. 3. 27	弁護人のノートパソコン持ち込みを認めるべきである。	パソコンの有する通信機能の使用が可能となる等の理由から、持ち込みを制限している。
437	大阪拘	H29. 3. 27	死刑執行場所の視察の申し出については、実現しなかったもので再考を求めたい。	死刑という生命刑の執行の場であって、日常的な処遇に関わる場ではなく、施設の運営状況の把握を目的とする視察にはなじまないことから、視察の対象外とさせていただいたものである。
438	神戸拘	H29. 3. 7	常勤医が執務を開始し、医療体制への要望は減少したが、診察時間、夜間の処置への不満もあるため、引き続き医療体制の整備・確立を求める。	医師の確保に努めるとともに、引き続き関係機関との連携を強め、夜間の救急医療体制を構築していく。
439	神戸拘	H29. 3. 7	引き続き収容環境の整備・改善を求める。	本年度は居室のカビ対策等に力を入れて収容環境の整備を行ったが、平成29年度は入浴場の改修工事を行うなど、引き続き収容環境の整備・改善に取り組む。
440	神戸拘	H29. 3. 7	被收容者のメガネ購入価格が高いとの意見が出されているが、より安価に購入する方法を検討されたい。	近隣のメガネ量販店にも打診したが、現状の業者以外に入り可能な業者がないのが実情である。
441	神戸拘	H29. 3. 7	被收容者の人権に配慮した適正な処遇を行われたい。	各種研修を実施して職員の人権意識の向上に努めており、今後も継続していく。
442	神戸拘	H29. 3. 7	被收容者からの苦情や要望については、引き続き視察委員会へ情報提供を行うとともに、迅速適切な対応を継続していただきたい。	今後も情報提供に努め、視察委員会からの御指摘、御意見には真摯に対応する。
443	神戸拘	H29. 3. 7	所内で発生した事件・事故については、引き続き、速やかに報告されたい。	当所で発生した事件、事故については、今後も速やかな報告を行う。
444	鳥取刑	H29. 3. 24	被收容者から、医師から提示された治療を拒否したところ、医師から当該病気について今後は治療を受けない旨の誓約書を書くよう言われたとの意見が寄せられた。 仮に、病気を持つ被收容者が、何らかの理由によって、ある時に医師の判断した治療を断ったとしても、医師の判断として治療が必要であればその都度、被收容者に説明し、治療を受けるかどうか確認するなど丁寧な対応をされたい。	被收容者が、医師から提示された治療を拒否した場合、「当該病気について今後は治療を受けない」旨の誓約書を書かせたという事実はない。 なお、本件申出は、糖尿病の治療に関して、食事を制限するに当たっての同意書を記入させたことではないかと思料される。 治療の必要性について何度も説明しても治療を拒否する者については、治療を拒否することが本人の意思であることを明確にしておくために、同文面内に治療を拒否する旨を自筆で記載させているものの、本人の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがあるときは、本人が治療を拒否しても必要な医療上の措置を執ることがある。
445	鳥取刑	H29. 3. 24	複数の被收容者から、鳥取刑務所職員の対応が恣意的又は威圧的との意見があった。昨年度同様、被收容者からの苦情等に対して必要な対処及び人権啓発活動が実施されていることは認められるものの、本年度も職員の言動について意見が複数寄せられており、一部の職員ではあるが改善すべき点はあると思慮するものである。 被收容者から職員の言動等についての改善を求める意見があることを考慮し、さらに職員への教育・啓発に努められたい。	職員の言動についての苦情は、当該被收容者の受け取り方もあるものの、矯正施設の職員として望ましい言動について、幹部職員が講師となって実施する研修のほか、外部講師を招へいして研修するなどして、人権意識の高揚を図っているところである。 今後も、御意見をいただいたことを職員に周知し、同様に人権意識高揚に係る働き掛けのほか、不適正処遇防止研修等における、被收容者の人権に配慮した処遇を行うことの重要性についての指導や教育・啓発を継続して行っていく。

446	鳥取刑	H29. 3. 24	<p>平日の夕食や土日の食事等、居室内で食事する場合、副菜を居室内にて取り分ける方法は、居室内の力関係に影響され、不公平が生ずるとの意見があった。</p> <p>指定された食事区分（A食、B食、C食等）において不公平が生じない仕組みであることが望ましく、配膳について現在の状況を確認し、問題点等があればそれを洗い出し、より公平となる配膳方法を検討していただきたい。</p>	<p>指定された食事区分については、主食に係る区分であり、副食については、区分は設けられておらず、平日の夕食や作業を行わない日について、居室内での配食を行っている。</p> <p>配食の都度、職員が視察し、副食量等については、是正すべきところは是正しており、また、食事の不正授受や喝取等の反則行為については、厳正に取り締まることで対策を講じている。</p> <p>御意見をいただいたことを職員に周知し、平素からの被収容者に対する指導に加え、配置職員の巡回により、配膳がより公平となるよう配慮していく。</p>
447	鳥取刑	H29. 3. 24	<p>被収容者から職員の独断によって保護室に収容されたとの意見が寄せられた。確認したところ、刑務所職員が独断で被収容者を保護室に収容することは出来ないとのことであった。</p> <p>意見が寄せられたことを考慮し、保護室への収容に際しての手続を再度確認していただきたい。また、保護室の常時録画についても今後の課題として検討していただきたい。</p>	<p>保護室への収容に関しては、監督的立場の職員が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第79条の収容要件を判断した上で収容の可否を判断して指揮し、収容しているものである。今後も引き続き適正な収容を図っていく。</p> <p>なお、保護室に収容している間は、監視カメラにより常時録画を行っている。</p> <p>おって、委員会の意見の趣旨が、職員の独断で保護室に収容することを防止するため、収容していない時間についても常時録画すべきとの意見であれば、当所のみ問題ではないことから、その旨を上級官庁に報告することとしたい。</p>
448	松江刑	H28. 5. 25	<p>施設の新築工事が継続して実施されている状況であり、保安警備体制に万全を期すこと。また、工事の進捗状況に合わせ、優先して運動場の整備を考えてもらいたい。</p>	<p>工事による保安警備への影響は少なくないが、常に警備体制を見直し、万全を期している。運動場の整備については、工事の進捗状況によるところが大きい、優先的に考えている。</p>
449	松江刑	H28. 7. 20	<p>矯正指導日に実施している改善指導について、より効果的なプログラムを検討し、方法や内容について見直すといったことも考慮してもらいたい。</p>	<p>現在実施しているプログラムについて、内容や実施方法の検討を行い、より効果的なプログラムを目指し取組を進めていきたい。</p>
450	松江刑	H28. 9. 28	<p>不適正処遇事案はあってはならないものであり、よく事案を省みて再発防止を徹底するとともに、コンプライアンスの徹底をしっかりと意識して勤務全般に当たってもらいたい。</p>	<p>不適正処遇事案については重く受け止め、じゃっ起したのが若年職員であったことも踏まえて、その指導・教育には力を入れ再発防止に努める。</p> <p>また、コンプライアンスの徹底による厳正な勤務姿勢について、より一層意識を高めていきたい。</p>
451	松江刑	H29. 1. 18	<p>職員のメンタルヘルスについて、心理的に負担も大きい業務でもあることから、職場環境の改善や、職員自身のストレス状況の把握といったことに配慮を願いたい。</p>	<p>職員の心の不健康状態を未然に防止するため、ストレスチェック制度が導入されるなど、ストレス状況の把握や改善に向けて取組を進めている。相談体制等の制度を活用し、働きやすい職場の実現に努めていきたい。</p>
452	島根セ	H29. 3. 15	<p>職員の資質向上や人権意識の高揚を図る研修については、外部講師の招聘や外部講座の受講など研修を充実させるために必要な予算要求等の措置を取られたい。</p>	<p>平成28年度において、外部講師を招聘するなど職員の資質向上に係る研修を実施したところ、今後も、当該研修を充実させるため、行政機関及び関係団体等へ講師派遣の依頼を行うなど、所要の方策を講じることとしたい。</p>
453	島根セ	H29. 3. 15	<p>不適切な言動等が認められた職員に対し、適切な指導等を行うとともに、職員がそのような言動に至った経緯等について調査し、職員自身のケアなど必要な措置を取られたい。</p>	<p>平成28年度において、職員の不適切な言動が疑われる事案については、事実関係を詳細に調査し、原因、経緯等を明らかにした上で、職員に対し、必要な指導等を実施しており、今後もこれを継続していきたい。</p>
454	島根セ	H29. 3. 15	<p>職員の言葉遣いに重点をおいた研修を実施していただきたい。</p>	<p>平成29年度中に研修を実施することとしたい。</p>
455	島根セ	H29. 3. 15	<p>施設内監視カメラによる録画映像の保存期間延長を検討願いたい。</p>	<p>改めて協議したところ、施設内の監視カメラのシステム管理等を委託している民間会社から、録画した画像の保存期間を延長するには、高額な機器の再整備等が必要となるとの回答があり、現状において対応は困難である。</p>
456	島根セ	H29. 3. 15	<p>アンケート調査を実施するに際しては、今後も、アンケートの趣旨説明などを継続して行うとともに、その結果、改善点や変更点等の反映状況が受刑者に伝わるように工夫を続けていただきたい。</p>	<p>アンケートの趣旨等については、その実施に当たり分かりやすく説明を行うとともに、改善点等を掲示により周知しているところ、今後もこれを継続していきたい。</p>
457	岡山刑	H29. 2. 24	<p>歯科等治療の待機期間が1か月程度になることも生じているとのことであるが、できるだけ早期に適切な治療を受けられるよう検討されたい。</p>	<p>歯科治療の現状は、義歯（入歯）を必要とする高齢者が増加し、治療件数も増加傾向にあるものの、診療時間を増加させるなどして適正な治療に努めたい。</p>
458	岡山刑	H29. 2. 24	<p>インフルエンザ感染時の休養隔離の際に、複数の感染者を同室に収容することに不安を抱く被収容者がいることから、適切な方策に努められたい。</p>	<p>インフルエンザに感染の疑いのある被収容者には、インフルエンザテストを実施し、同型者のみを同室に収容し、異型のタイプの者を同室に収容することはない。</p> <p>同型の感染者同士ならば発症日が前後しても、重複感染はなく、治療期間の長期化も考えにくいこと、全ての感染者を単独室に収容できる居室がないことから、インフルエンザ患者の対応は現状のままとせざるを得ないことを御理解いただきたい。</p>
459	岡山刑	H29. 2. 24	<p>優遇区分3類以下の被収容者には、入浴時にナイロントオル（自弁）の使用が認められていないので、ナイロントオルの使用を認めることを検討されたい。</p>	<p>ナイロントオルは生活用品所持の優遇措置の一環として、訓令等を踏まえ優遇区分2類以上の者に自弁を認めており、対象者の拡大については、保安上の問題点も考慮しつつ検討したい。</p>
460	岡山刑	H29. 2. 24	<p>扇風機の増設を求める意見が相当数あり、熱中症対策及び夏季の暑さ対策として、適切な増設を要望する。</p>	<p>扇風機の増設は、熱中症対策、収容環境の改善につながることは理解しており、予算面や設置場所などを考慮した上で増設について検討する。</p>

461	岡山刑	H29. 2. 24	布団乾燥につき以前は月1回実行されていたが、それが行われないようになったと聞いており、衛生管理の面から、月1回、又は少なくとも2か月に1回程度は実行されるよう要望する。	屋外での布団乾燥について、衛生管理及び適正な生活環境確保の観点から検討した結果、屋外乾燥は居室棟単位の順転で2か月に1回実施し、また、全被收容者を対象として、毎週1回、居室内での布団乾燥を実施することとした。
462	岡山刑	H29. 2. 24	本年度も、被收容者の一部の者による不正行為やいじめの情報提供が寄せられており、それが事実であるか否かはともかく、今後とも担当職員による指導の徹底を要望する。	視察委員からの情報提供については、必要な調査を行い適切に対処していく。
463	岡山刑	H29. 2. 24	職業訓練については、選考基準をわかりやすく明示するとともに、不採用の理由を当該被收容者に告知したり、採用に必要な点を指導するなどし、職業訓練が適正かつ効果的に実施されるよう努められたい。	職業訓練について、不採用者には、分類職員が理由を告知しているが、仮釈放の見込み、I Q相当値、精神疾患など本人に告知することが相当でない内容もあり、全てを告知することは行っていない。 選考基準を一層わかりやすく明示するとともに、不採用への理由説明を丁寧に行うよう対処していく。
464	岡山刑	H29. 2. 24	本年度も、例年に増して自弃物品の価格が高すぎる、品ぞろえが少ない等の意見が多数提出されている。本省と販売業者との一括契約に基づくため、個々の施設で解決できないことは十分理解しているが、毎年、自弃物品に関し、多数の意見が出ていることから、本省に対し強く要望する。	価格が相当割高であるという視察委員会の意見については、上級官庁にも伝達していきたい。
465	岡山刑	H29. 2. 24	自弃で購入する書籍について「品切れ」が多すぎるのではないかと意見があり、適切な方策がないか検討されたい。	取扱い書店の変更も含め、適切な方策を検討したい。
466	岡山刑	H29. 2. 24	本年度も、食事の量、メニュー、味付け、保温等についての不満の意見が多数提出されており、施設においては、各々工夫・努力されているところは理解しているが、今後とも工夫・努力の継続を要望する。	年2回、各工場の代表者を集めた給食委員会を開催し、献立等に関する要望を聴取し、その内容を可能な限り反映させており、今後も食事の充実を努めたい。
467	岡山刑	H29. 2. 24	1、2類集会のお菓子について金額、量、質の向上を求める意見も例年同様多く提出されており、アンケートを実施するなどして変更可能なものについては、対応を検討願いたい。	1・2類集会の菓子は、500円以内の複数の組合せの中から選択させる取扱いを行っており、今後、アンケートの実施等により適宜見直しを行ってきたい。
468	岡山刑	H29. 2. 24	クラブ活動は被收容者にとって精神的にも大きな意味のある余暇活動と考えており、講師の確保ができず中断しているクラブ（例えば歌唱クラブなど）についても可能な限り再開できるよう努力されたい。	中断しているクラブ活動については、講師の確保についても努力していきたい。
469	岡山刑	H29. 2. 24	夏季に居室で靴下の使用を認めないのは衛生面（水虫予防など）からも問題があると思われることから使用を認め、同時に、夏季に下着としてランニングシャツのみの使用を認め、（半袖）丸首シャツの使用を認めないとのことであるが、特段不都合がなければ丸首シャツの使用も認めるよう要望する。	靴下及び丸首シャツとも私物は通年使用を認めている。 なお、貸与する下着については、種類も複数あり、希望どおり個人毎に仕分けして配布することは困難であり、今後の検討事項としたい。
470	岡山刑	H29. 2. 24	冬季に「えりなし」と呼称する長袖中シャツの着用を居室においては義務付け、工場では任意としていると聞いているが、居室についても室温に応じて柔軟な対応を検討されたい。	「えりなし」と呼称する長袖中シャツの着用については、職員から指示があった場合他、居室点検時、入室時等の統一した服装の必要がある場合に着用を義務付けており、それ以外については被收容者の任意としていることから現状のままとしたい。
471	岡山刑	H29. 2. 24	被收容者から施設内で簿記の資格取得の要望がなされており、受刑者の社会復帰の促進の観点からすれば望ましいと思われることから、関係機関との協議も含め、検討されたい。	自主学習において資格を取得できるものは珠算検定のみであり、他の資格の取得はできない。自主学習者の資格取得については、簿記も含めて検討したい。
472	岡山刑	H29. 2. 24	本年度も、（具体的な名前を挙げての）担当職員の言動や対応への不満を申し出る意見がいくつかあり、今後も被收容者の処遇に当たる職員に対し適切な研修及び訓練を実施していくよう要望する。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被收容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も被收容者処遇に関する研修を継続し、人権に配慮した適切な処遇が行われるよう努める。
473	岡山刑	H29. 2. 24	本年度は被收容者から1239通（平成29年2月7日現在）の「意見・提案書」が提出されており、的を射た「意見・提案」も多い反面、誤解に基づくもの、施設からの情報をきちんと受け取れていないと思われる「意見・提案」も多々あるとの印象を受けている。施設と委員会との議論の中で、誤解ないし情報が適切に届いていないと思われる事項については、施設において、今まで以上に積極的に被收容者に情報提供をしていただくよう要望する（例えば、隔月発行の「吉備路」を有効に活用することも検討されたい。）。	被收容者に対する情報提供の在り方については、今後の課題として検討をしたい。
474	広島刑	H29. 3. 24	看護師・准看護師から医師へ情報が正確に伝わるよう一層努力されたい。	受刑者の日常生活における動静等、医師が確認することができない情報や既往歴等を確認した上で、必要な医療情報を的確に医師へ伝えるよう引き続き努力していく。
475	広島刑	H29. 3. 24	医師不足の解消について今後も根気強く取り組むよう求める。	医師確保のため、大学への広報活動を通じて矯正医療の周知を図り、大学医局への派遣依頼、矯正展でのPR活動、インターネットによる募集等、今後も続けていく。
476	広島刑	H29. 3. 24	霜焼けの者、霜焼けになりやすい者について、ゴム手袋の使用を許可するなどの配慮をお願いしたい。	ゴム手袋の自弃は、居室内における洗濯用を使用する場合に限り認められることとなっているところ、居室内において洗濯を実施させていない当所においては、自弃の必要性は認められない。
477	広島刑	H29. 3. 24	夏場の熱中症について相当な対策があるのを理解したが、換気・水分補給等十分な配慮を要望する。	熱中症対策として、空室扉を開放することで風通しを良くするとともに、全受刑者に対しイオン水を給与するなどしており、引き続き夏場の環境に配慮していく。
478	広島刑	H29. 3. 24	食事は受刑者にとって数少ない楽しみであり、常に工夫と改善を望む。	予算上の制約があるが、受刑者アンケート結果を踏まえ、栄養価や熱量等に留意し、引き続き季節メニュー等内容の充実に取り組んでいきたい。

479	広島刑	H29. 3. 24	刑務官の受刑者に対する態度への苦情について、指導方法など工夫しながら引き続き教育・指導をなされたい。	処遇部門職員に対し言葉遣い研修を実施するなど、指導方法など工夫しながら引き続き教育・指導を継続する。
480	広島刑	H29. 3. 24	余暇活動について積極的な対応を望む。	余暇活動は、自己契約作業、通信教育、自習教育、文芸クラブ活動、所内誌「心窓」の発行、篤志面接委員の面接指導、レクリエーション、各種集会等及びテレビ・ラジオ放送の9分野に分かれているところ、今後、より積極的な援助の必要性が認められた分野については、その都度、具体的な方策を検討してまいりたい。
481	広島刑	H29. 3. 24	テレビ視聴を恩恵としてではなく、社会復帰に必要なものとして扱うべきである。	テレビの視聴は、いわゆる恩恵として実施しているものではないが、関係法令等に基づき、時々の報道に接する機会として工場就業受刑者には居室内や工場の食堂等で視聴させているほか、テレビモニターのない単独室で昼夜間処遇中の受刑者に対しても、社会生活適応能力の育成を目的として、定期的に集団でビデオを視聴する機会を付与しており、社会復帰の足掛かりとなるなどの効果が期待されることも踏まえ、今後の運用を検討してまいりたい。
482	広島刑	H29. 3. 24	工場において、特定の受刑者が懲罰を受けた場合、全員がビデオ鑑賞できなくなるというやり方は早急に改められるべき問題である。	優良工場のビデオ視聴は、就業受刑者が懲罰を受けたことのみをもって視聴を停止する制度ではなく、反則行為や作業災害の発生防止に努め、成績が優良と認められた工場に対しビデオ視聴という特典を与え、工場の一体感を醸成させ、改善更生の意欲を高めさせることを目的とする制度であることを御理解願いたい。
483	広島刑	H29. 3. 24	2・3類集会における嗜好品の購入価額の上限が350円程度に制限されていることについて改善を要請する。	嗜好品の購入価格は、優遇区分第3類の者が350円程度、優遇区分第2類の者が500円以内として運用しており、これについては、受刑態度が反映されるよう、あえて格差を設けているものであるが、菓子の価格動向などにも配慮し、嗜好品の購入価格の上限について、本年度中に変更する。
484	山口刑	H29. 3. 30	希望する全被収容者に対し、できる限り定期的に、臨床心理士によるカウンセリングを受けさせられるようにしていただきたい。	個々の受刑者の特性等を踏まえ、カウンセリングの有効性や必要性について個別に判断した上で、臨床心理士等の資格や専門知識を有する処遇カウンセラーによるカウンセリングを適切に実施していく。
485	山口刑	H29. 3. 30	被収容者の高齢化を受け、医療の必要性が高まっているため、医療スタッフの増員や、外部の医療機関との連携を強化することにより、被収容者からの医療上の要望に対し、早期かつ適切に対応できる体制を整えていただきたい。	医療スタッフの増員は、当所限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していきたい。また近隣医療機関との協議を行うなど外部の医療機関との連携を強化し、外部の医療機関の受診が必要な場合は早期かつ適切に対応を行う。
486	山口刑	H29. 3. 30	山口刑務所に常備されていない薬を処方できないとするのではなく、被収容者の従前の通院先と連携するなどして、できる限り被収容者が入所前に服用していた薬を入所後も服用できるようにしていただきたい。	医師が必要と認める処方薬については常備されていない薬であっても購入しており、また、医療上必要な情報については、従前の通院先等から診療情報を取り寄せるなど引き続き適切な医療を行う。
487	山口刑	H29. 3. 30	死亡事案については、再発を防止するためにも、発生時に限らず、その後の調査経過についても、適宜、視察委員会に報告していただきたい。	死亡事案については、発生時の状況や対応、司法検視の結果等について説明を行っているが、今後も理解が得られるように説明に努める。
488	山口刑	H29. 3. 30	受刑者生活心得については、「宅下げ」、「発受」など、一般人には分かりにくい文言が用いられており、被収容者への配慮が必ずしも十分ではない印象を受けるため、「受刑者生活心得」の記載においても、被収容者から十分な理解が得られるような説明を心掛けていただきたい。	日常生活等における被収容者からの質問に対しては、職員がその都度説明に努めているが、受刑者生活心得の記載等において分かりにくい文言については補足・修正等を行うことについて検討する。
489	山口刑	H29. 3. 30	被収容者が取扱いに疑問をもった際には、「受刑者生活心得」に記載がない取扱いについても、その取扱いが必要とされる事情をできる限り分かりやすく説明し、理解を得るように努めていただきたい。	被収容者からの質問に対しては、回答が可能なものについては回答し、説明等を行っているが、今後も説明が必要なことについては分かりやすい説明に努める。
490	山口刑	H29. 3. 30	今後とも、被収容者の個人情報の取扱いには十分に配慮していただくとともに、被収容者の人格を尊重する言動を心掛けるよう改めて周知徹底し、研修やロールプレイを行うなどして、職員が被収容者の立場で考えられるような意識作りをしていただきたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、引き続き、研修方法を工夫しながら、被収容者の人格を尊重し、個人情報に配慮する意識作りを行っていく。
491	山口刑	H29. 3. 30	女性の未決被収容者から、日焼け止めやリップクリームを購入できるようにしてほしいという要望があったため、今後とも、女性被収容者に対する配慮をしていただきたい。	女性の未決被収容者については、日焼け止めやリップクリームを購入できるように変更したが、今後も、女性被収容者に対する必要な配慮を行う。
492	山口刑	H29. 3. 30	参観者に対するアンケートの実施について、一般市民である参観者の意見は、施設運営の参考になると思われるため、アンケートの実施を前向きに検討いただきたい。	参観者に対するアンケートを実施する。
493	山口刑	H29. 3. 30	山口刑務所の介護福祉科の職業訓練を受講させるなどした「やまぐち再犯防止プロジェクト」は、再犯防止施策として非常に有益なものと考えられる。今後とも、同プロジェクトを継続し、できる限り多くの受刑者を同プロジェクトの対象としていただきたい。	引き続き「やまぐち再犯防止プロジェクト」を継続し、できる限り多くの受刑者を同プロジェクトの対象としていく。
494	岩国刑	H29. 3. 23	医療スタッフの増員及び地域医療機関への委託等、迅速・適切な診療実施のための基盤整備を希望する。	受刑者の高齢化が進行し、疾病を有する者も増加しているなどの状況にあり、御意見のとおり、医療体制の充実は重要な課題であると認識している。引き続き上級庁へ実情を説明して必要な要望を行うとともに、地域の医療関係機関からも協力を得られるように努めたい。
495	岩国刑	H29. 3. 23	集会の菓子の購入方法や購入金額の不满については、受刑者の認識不足も一因と推測されるので、視察委員会の際に説明いただいた内容を受刑者に対して説明する等周知していただきたい。	御指摘の点については、菓子購入の際の説明に加えることとした。

496	岩国刑	H29. 3. 23	受刑者の高齢化が著しい刑務所・刑務支所に介護専門スタッフを配置する方針という報道もあったが、専門家の支援等も活用しながら、高齢受刑者の実態に即した適正な処遇を期待する。	これまで非常勤職員の介護福祉士により生活介助等の支援を受けており、平成29年度も同様に非常勤の介護福祉士を採用する予定である。御意見のとおり、引き続き外部専門家の支援を受けながら高齢受刑者に対する適切な処遇に努めたい。
497	岩国刑	H29. 3. 23	高齢者の犯罪増加、再犯が社会問題にもなっている現状だが、貴所の職員である社会福祉士や外部の関係機関と連携の上、社会復帰後の生活、福祉等の支援を行うなど、再犯防止に関する各種の施策を適宜に実行していただきたい。	御意見のとおり、今後も社会福祉士や関係機関等と連携して、高齢受刑者等の社会復帰後の福祉支援等に向けた取組を実行していく。
498	岩国刑	H29. 3. 23	女性職員に関する問題点（偏った年齢構成や離職率が高いことなど）につき、職員自身の利益等の観点からはもとより、女性職員の執務環境の改善による職場定着がひいては受刑者に対する処遇の充実等にもつながる点も踏まえ、必要な改善策や若年職員に対する充実した指導・支援を実施していただきたい。	女子職員の定着は喫緊の課題であると受け止めており、引き続き職員の定着や執務環境改善に努める。
499	美祿七	H29. 3. 31	各居室に備え付けたテレビで録画された番組を放映しているが、社会復帰をより促進するためには、リアルタイムでのテレビ放送を見ることが現社会でどのようなことが問題・話題になっているかを知る最も適した方法と考えられるため、リアルタイムでのテレビ放送の実施を検討されたい。	居室におけるリアルタイムのテレビ放送の視聴については、制度、予算及び当センターの設備構造上の問題等、その実施に困難な点があるため、現在では、多目的ホールにおいて、朝・夕の一定時間にリアルタイムに時事情報に接する機会を設けている実情にある。今後、上級庁とも協議しつつ、引き続き、民間事業者等関係者とも、時事の報道に触れる機会の充実について検討したい。
500	美祿七	H29. 3. 31	居室棟多目的ホール等で自由時間や休業日などにパソコン機器を実際に使用して学習できる機会を設けることができないか検討されたい。	自由時間や休業日におけるパソコン機器を使用する自主学習機会を設けることは、PFI施設である当センターにおいて、業務委託契約を行っている民間事業者等関係者との協議を要する案件となるものであり、今後、センター生の円滑な社会復帰への支援に係る一方策として検討したい。
501	美祿七	H29. 3. 31	休日の多目的ホールの使用に関し、センター生が懲罰を受けた場合に、連帯責任として当該訓練室の全員が多目的ホールの使用を3か月間も使用できないとの取扱いは、懲罰を終了したセンター生が他の訓練室に移動して多目的ホールの使用を享受できる場合があることに対し、合理性を欠くものではないかの疑問があることから、検討願いたい。	休日の日中における多目的ホールの使用は、新聞の閲覧や給茶機の使用等に限る一方で、「無事故訓練室」に就業するセンター生については、一部の時間帯において、優遇的な取扱いの一環として、多目的ホールでの自由交談を許すこととしているものである。したがって、御指摘にあるように、規律違反事案が生じた場合に連帯責任を負わせるための措置ではなく、まして、センター生同士で監視し合うことを目的としたものでもない点について御理解願いたい。ただし、この取扱いにより、実際に反則行為を起こした者以外の者の方が、かえって不利益を受けているとの意見については、考慮する必要があると思われるので、この点に関しては検討することとしたい。
502	広島拘	H29. 3. 23	受刑者の改善指導について、その指導回数及び一単元当たりの指導時間の見直し、受刑者の特性に応じた個別指導の導入等、改善指導のより一層の充実を図るよう求める。	受刑者の改善指導について、指導者及び指導場所等の実情を勘案しつつ、指導内容及び指導要領を検証するなどして、指導効果を高めるよう努める。
503	広島拘	H29. 3. 23	被収容者、とりわけ未決拘禁者の呼称について、被収容者のプライバシー（人権）を尊重して、原則として番号で呼び、本人の名前（苗字）で呼ぶことは必要最小限に止めるよう求める。	被収容者のプライバシーを尊重していくが、全ての処遇場面に於いて被収容者を番号で呼ぶことは困難である。ただし、被収容者のプライバシー保護のため、他の被収容者に聞こえないようにするなど、被収容者の呼称方法に配慮するよう、引き続き、職員に周知していく。
504	広島拘	H29. 3. 23	職員の職場環境を更に良好なものにするため、現在実施している業務の効率化等をより一層進めていくよう求める。	引き続き、業務の効率化に努める。
505	徳島刑	H28. 8. 8	被収容者の中には、刑務所の職員が意見提案箱の鍵を持っていることに不信感を抱いている者もいるようであり、意見提案箱の鍵の保管を当委員会で行いたい。	視察委員会において管理することとした。
506	徳島刑	H28. 10. 11	被収容者からの医療上の申出については、看護師又は准看護師がその状況を把握し、医師に報告して医師において診察の要否を判断することとされているが、医師法や刑事収容施設法に照らすと、この取扱いについて疑問なしとしないことから改善願いたい。	被収容者から膨大な医療に関する申出があることから、これら全てに対して直ちに医師による診察を行うことは現実的に不可能であり、むしろ緊急性を有する者などに対して適切な医療を行うことができないことから、医師が被収容者の申出の状況を直ちに把握できる場合を除き、まずは看護師等の資格を持ち、日頃の動静等を把握している職員が症状等を聴取した上で、医師に報告して診察の要否を判断する取扱いを行っているところ、関係法令に抵触するものではないと考えており、現在の運用を継続する。
507	徳島刑	H28. 10. 11	全ての被収容者に配食が行われるまでには、一定の時間を要すると思われることから、配食される順序が後の方になった被収容者については、食事の時間が短くなると思われるので、そのようなことがないよう配慮されたい。	配食の順番は、平等性の観点から、毎日、一番目に配食する居室を変更しており、空食器の回収は、一番目に配食された居室から順番に行っているため、配食される順番が後の方になった居室は、その分、空食器の回収の順番が後の方になるため、食事の時間が短くなることはない。 なお、年齢や体調等により個人差があるため、時間内に食べられないからといって不必要に急がせることはない。
508	徳島刑	H28. 10. 11	被収容者からは、食事が冷めてしまわないよう例えば保温容器を用いるなどの方法も提案されているので、食事をなるべく温かい状態で食べられるよう、改善を検討願いたい。	現在使用している容器は保温性を勘案したものであり、現時点で改善の必要性はないと考える。
509	徳島刑	H28. 10. 11	被収容者からは、現在、共同室内で使用できる三品皿について単独室及び工場内食堂においても使用できるようにしてほしいとの要望が出されているので、導入できないか検討願いたい。	三品皿の使用については、現在、共同室及び一部の単独室で使用している実情であるが、予算上の制約などの事情から、現在使用していない居室及び工場食堂内での使用を含めて、今後、検討していく。

510	徳島刑	H28. 11. 21	被収容者からは、起床から点検までの時間（洗面及び清掃の時間）を十分に確保するため、起床時刻に先立ち、例えば「まもなく起床3分前です。起床の準備をしましょう。」などといった予告の放送を流してほしいとの要望が寄せられており、改善を検討願いたい。	平成28年3月31日までは、起床前の予告として、BGM等の放送を流していたが、一部の被収容者から睡眠妨害という苦情等があったため、同日以降、放送を流さない取扱いに変更したものであり、当面の間、運用状況を注視することとしたい。
511	徳島刑	H29. 1. 5	被収容者からは、簡単な掃き掃除程度は自由にさせてほしいとの意見が寄せられているので、検討願いたい。	簡単な掃き掃除、用便後の便器の掃除、水が飛び散った際の洗面台の掃除などは、食事、就寝その他起居動作すべき時間帯を除き、適宜、実施可能である。
512	高松刑	H29. 3. 24	熱中症対策について引き続き取り組んでいただきたい。	今後も、気候、気温に応じ、湯水に伴う節水も考慮した上で、適切に対応する。
513	高松刑	H29. 3. 24	運動会の実施種目については、被収容者の意見を踏まえた上で決定されたい。	今後、必要に応じて受刑者の意見を聞く機会を設けることも検討する。
514	高松刑	H29. 3. 24	卓球のラケット等が古くて使用に耐えられないとの訴えがある。運動器具については、必要に応じて随時更新することを検討されたい。	卓球のラケットについては、すでに更新している。その他の運動用具についても必要に応じて更新する。
515	高松刑	H29. 3. 24	自弃物品の価格について、一般社会内で購入するときの価格に近づけるように業者に申し入れるなどの努力をしていただきたい。	上級官庁及び取扱業者に対し、意見を頂いたことを伝え、検討を依頼した。
516	高松刑	H29. 3. 24	被収容者に対し、投棄中止や希望した薬が処方されない理由について、被収容者が理解できるように、できる限り丁寧に説明していただきたい。	これまで説明は実施しているが、今後も可能な限り十分な説明を行う。
517	高松刑	H29. 3. 24	刑務官による被収容者に対する対応について、適切に行われるよう、引き続き厳格に指導・監督されたい	引き続き職員に対する指導・監督を行う。
518	高松刑	H29. 3. 24	今後とも被収容者の更生に資する、被収容者の人権に配慮した適切な処遇を行われたい。	今後も被収容者の人権に配慮して適切な処遇を行う。
519	高知刑	H29. 2. 28	給食の献立及び味付けを改善されたい。	今後も給食業務民間委託事業者と協議を重ね、給食内容の充実を図っていく。
520	北九州医刑	H29. 3. 31	被収容者に対し、提案箱の所在をしっかりと周知してほしい。	提案箱については、各居室に備えている「所内生活の心得」により周知しているため、引き続き周知を図りたい。
521	北九州医刑	H29. 3. 31	提案箱への投かんの秘密が確保される方法を検討されたい。	意見書等の投かんは出選室等の際、自ら行うこととしているが、職員の立会なしで被収容者の単独行動を認めていないことから、投かん行為を秘密にさせることは困難である。
522	北九州医刑	H29. 3. 31	新聞が閲覧できるように運動時間の延長や閲覧場所の増加など対応を求める。	運動時間と面会時間が重なり、新聞を閲覧できない場合もあることから、早急に是正策を検討することとする。
523	北九州医刑	H29. 3. 31	過去の新聞を図書の一つとして閲覧貸出できるようにしてほしい。	新聞の材質や量的な問題から、適切な保管や保管場所の確保が困難なため、実施不可能であることを御理解願いたい。
524	北九州医刑	H29. 3. 31	貸出用の図書に新しい書籍を入れていただきたい。	予算事情にもよるが、できる限り備付け書籍に新刊を整備するよう努めていきたい。
525	北九州医刑	H29. 3. 31	できるだけ屋外での運動の機会を与えてほしい。	現在は、雨天等で運動場の使用ができない場合を除き、戸外運動を実施している。
526	北九州医刑	H29. 3. 31	職員から暴言を受けた等の声が聞かれたため、実情を確認の上、改めてほしい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、適切な対応や言葉遣いについては、引き続き職員研修を実施するなどして指導を徹底していきたい。
527	北九州医刑	H29. 3. 31	施設内の移動の際に軍隊調の行進をさせないでほしい。	行進要領については、集団を円滑に移動させるため、節度を持って行進するよう指導しているが、軍隊調の行進は行わせていない。
528	北九州医刑	H29. 3. 31	被収容者に1日につき10時間を超える作業に従事させないようにしてほしい。	関係法令等に基づき、自営作業等で必要な場合は作業時間を延長している。
529	北九州医刑	H29. 3. 31	やむを得ず10時間を超える作業に従事させる場合には、必ず延長食が食べられるようにしてほしい。	10時間を超えて作業に従事した場合、延長食を支給している。
530	北九州医刑	H29. 3. 31	介助係に休みを設けてほしい。	法令に基づき、介助係に対しても、他の被収容者同様に作業を行わない日を定めている。
531	北九州医刑	H29. 3. 31	ちり紙の利用枚数を1日30枚から40枚に増やしてほしい。	当所においては、一人1日当たりのちり紙の支給枚数を男性は15枚、女性は30枚としているところ、医療上必要がある場合等は、適宜支給枚数を増加して支給している。
532	北九州医刑	H29. 3. 31	作業をした場合は、休養中でも報奨金を出してほしい。	当所において、刑務作業として認められる作業を実施した者に対しては、実働時間に応じて、作業報奨金を計算し、出所時に支給している。休養等で刑務作業を実施していない者には、作業報奨金の計算はできない。
533	北九州医刑	H29. 3. 31	歯科治療の待ち時間を改善してほしい。概ね1か月、場合によっては3か月というのでは長すぎる。	現在、歯科治療については概ね2か月待ちのところ、招へい歯科医師と調整している。引き続き、待ち期間短縮に向けて努力したい。

534	北九州医刑	H29. 3. 31	日商簿記やそろばんなどの資格試験を受けられるようにしてほしい。	日商簿記やそろばんの資格試験については、商工会議所等から当所が試験会場として認定される必要があるため、現状では当所で当該資格試験を受験させることは困難である。 なお、受刑者が出所後、就労に必要な資格を円滑に取得できるよう、当所では通信教育を受講できるよう配慮している。
535	北九州医刑	H29. 3. 31	資格取得等に必要なテキストを図書室に備えて、問題集を購入できるようにしてほしい。	資格取得に必要な書籍については、予算事情を考慮しつつ、計画的な整備を検討するとともに、問題集については、当所の指定業者から購入可能である。
536	北九州医刑	H29. 3. 31	使い捨てマスクの使用を許可してほしい。	関係法令等により、マスクについては、特に必要が認められる場合に、使用を許す取扱いとなっており、医療上等の必要性が認められれば、使用を許可することとしている。
537	北九州医刑	H29. 3. 31	2類の菓子にジュースなしという選択肢も入れてほしい。	優遇区分2類以上の者の嗜好品の購入については、ジュースを含む2種類の品目から選択させているところ、今後、ジュースを含まない品目の選択肢について検討することとする。
538	北九州医刑	H29. 3. 31	ナイロンタオルが購入できるようにしてほしい。	ナイロンタオルの使用については、受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）記1の（3）のイに基づき、優遇区分2類以上の者に使用を許している。
539	北九州医刑	H29. 3. 31	妊娠中の女子職員が運動や入浴に一人で立ち会うことにならないように、一層の配慮をお願いしたい。	女子職員に対し配慮すべき実情がある場合において、当該女子職員に負担を掛けることがないよう、女子職員又は男子職員の応援も含めて対応している。
540	北九州医刑	H29. 3. 31	年休の取得数に部署によって差があり、最低の部署と最高の部署では1.5倍となっている。配慮をお願いしたい。	職員の年休については、積極的かつ有効な活用ができるよう取得を推進しているが、引き続き、部署にかかわらず取得が進むよう配慮したい。
541	北九州医刑	H29. 3. 31	視察委員会が他施設を視察し、他施設の視察委員会との意見交換を行うことで視野が広がり、担当する施設の良い点や悪い点を発見し、改善策を導き出すことがより可能となる。 このように、他施設への見学や他施設の視察委員会との意見交換会は極めて重要な意義を有しているため、是非ともこれを再開して欲しい。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第7条第2項に「委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとする。」と規定されており、当所視察委員会の活動としては他の矯正施設の視察はできないものと思料される。 なお、参観は可能であることから、当所が参観を希望される施設との調整を行うことは差し支えない。
542	福岡刑	H29. 3. 31	刑事施設の医療制度について、外部医療機関管轄の診療所化や外部委託の拡大など、抜本的改革に向けた現実的で具体的な取り組みを行うべきである。	外部医療機関管轄の診療所化等、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告したい。 なお、医師確保への取組については、引き続き、積極的な広報活動に努めていくこととしたい。
543	福岡刑	H29. 3. 31	高齢者及び知的障害者等に対する矯正処遇の実施については、制度の改革が必要だと思われるため、刑法の規定から作業義務を削除する必要がある、刑法の改正が望まれる。	刑法の改正については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。
544	福岡刑	H29. 3. 31	被収容者の自己啓発や社会復帰の意欲を喚起するため、安価に入手できる古書の購入を認めてはどうか。	古書の購入については、安定的な書籍の供給、販売店舗の確保が困難であることから、慎重に検討していきたい。
545	福岡刑	H29. 3. 31	久留米拘留支所の保護室内において、鼻を刺すような刺激臭がするため、早急に検証の上、原因を明らかにして改善策を講じるべきである。	現在、強力な防臭剤を置くなどして改善措置を講じているが、改善されない場合は、更なる改善策を検討することとしたい。
546	麓刑	H29. 3. 31	職員による被収容者への言動について、意見が寄せられていることから、職員全体の人権意識の向上のため、指導や勉強会、研修等でのより一層の努力・工夫をされたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、機会あるごとに、処遇首席等が、適切な言動を心掛けるよう指導しており、引き続き、被収容者の人格を尊重した処遇を行ってまいりたい。
547	麓刑	H29. 3. 31	風呂の湯に髪の毛やごみが浮遊しているという意見が一時的に多く寄せられていたことから、今後も継続的に衛生面における点検を行い、脱衣場等についても常に清潔さが保てるように留意されたい。	入浴場には、網状の道具を備付け、毛髪やごみをすくい取ることができるようになっており、脱衣場等については、グループごとに清掃を実施している。今後も継続的に衛生面に配慮して点検指導していきたい。
548	麓刑	H29. 3. 31	施設の医療に関し、申請から診察までに時間がかかるなど被収容者から意見や不満が出ている。できる限り速やかに受診できるようにするなど、今後も医療体制の充実や運用方法に改善できる点はないか継続して検討されたい。	医師の診察は、緊急性の有無などを考慮した上で、順番に実施している。産婦人科や精神科等の専門医の診察を要する場合には、限られた人数で診察しているため、診察まで多少の時間を要する場合もあるが、緊急性や症状によっては、外部医療機関で受診するなどの対応を行っている。今後とも関係機関などの協力を得て、適切な医療体制の構築に努めたい。
549	佐世保刑	H29. 2. 21	当所の収容率は被収容者の処遇及び生活のために適切であることから、今後も適正な収容率を維持していただきたい。	上級官庁へ働き掛けながら適正な施設運営を実施する。
550	佐世保刑	H29. 2. 21	常勤医師の欠員が長期化していることから、引き続き医師の確保に努め、被収容者の健康管理を図っていただきたい。	今後も常勤医師の確保に取り組む。
551	佐世保刑	H29. 2. 21	刑事施設視察委員会の目的及び活動内容について、被収容者に周知を図っていただきたい。	引き続き視察委員会の活動及び意見の提出方法等について周知を続ける。
552	佐世保刑	H29. 2. 21	生活上の要望が多く見受けられたため、アンケート等を実施して要望の聴取を充実していただきたい。	被収容者に対して各種の調査を実施しているが、同調査内容を精査していきたい。

553	佐世保刑	H29. 2. 21	今後も地域活動に積極的に参加し、地域住民との良好な関係の維持に努めていただきたい。	引き続き地域の自治会活動に積極的に参加し、地域住民との良好な関係を継続する。
554	長崎刑	H29. 3. 14	洋画を字幕放送で実施する場合には、字幕放送を希望しない被収容者について、別室で字幕放送ではないテレビ視聴をさせるなどの配慮をしていただきたい。	優遇措置の一環として、洋画番組（字幕放送）を実施していたところ、非識字者への配慮を欠いたことから、平成28年度において既に洋画番組（字幕放送）は放映しない運用に改善している。今後も適切な被収容者処遇に努めることとしたい。
555	長崎刑	H29. 3. 14	雑誌等を購入するにあたり、間違いがあれば好ましくないことから、今後も引き続き雑誌等の物品販売については、間違いを起さないように配慮されたい。	月刊誌の購入事務手続の過誤を防止するため、申込方法等を詳細化するなど、事務処理の運用を改善した。
556	長崎刑	H29. 3. 14	予算の配慮、他施設との均衡などの問題があると思われるが、積極的に上級官庁に対して、エアコンの設置を要望していただきたい。	予算上の制約もあり、全ての居室や工場にエアコンを設置することは困難であるところ、平成28年度には、病棟居室2室にエアコンを増設した。今後も、エアコンの増設、あるいは、設置を要望することについて、状況に応じて検討していきたい。
557	長崎刑	H29. 3. 14	近年、提案書の提出件数が減少している。提案箱の増設があったが、提案書の減少傾向が止まらない場合、提案書を投かんしやすくする方法と一緒に検討していただきたい。	「長崎刑務所視察委員会だより」を各工場に備え付け、昼夜間居室処遇者には回覧するなどし、視察委員会の活動状況の周知を図るとともに意見箱を増設するなど、意見書提出に支障が生じないよう措置を講じている。今後も刑執行開始時指導の際に周知を徹底したい。
558	熊本刑	H29. 3. 31	夏季における暑さ対策について提案が出されており、より一層配慮していただきたい。	エアコンや扇風機の増設及び使用時間の延長等の取組に加え、被収容者に対し熱中症予防の知識付与のための訓示等を行っている。今後も更なる健康管理に努める。
559	熊本刑	H29. 3. 31	職員の態度や言葉遣いについての不満が多いことから、適正な対応をなされるよう希望する。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、職員に対しては、被収容者処遇における適切な言動等について、機会をとらえて監督者から指導したり、職務研究会を開催するなどして、意識の向上に努めており、今後もより適正な言動を心掛けるよう指導してまいりたい。
560	大分刑	H29. 3. 28	「意見書・提案書」は居室棟内の所定の箇所に設置し、職員の間手なしに「意見・提案書」が作成できる運用に変更されたい。	講堂に設置している提案箱に隣接する場所に「意見・提案書」用紙と筆記具を設置していることから、居室棟には用紙を設置することを検討したい。
561	大分刑	H29. 3. 28	パジャマ、襟布、シーツ、枕カバー及び毛布カバーの洗濯頻度を2週間に1回ではなく、汚れや臭気の程度に応じた洗濯頻度とされたい。	洗濯処理能力を勘案しつつ衣類等ごとの洗濯頻度を定めているが、特に汚染等が著しい場合には、職員が現状を確認した上で、個別に対応している。
562	大分刑	H29. 3. 28	コルセット・サポーター等補正器具の洗濯頻度について、申し出がある限り、衣類・下着と同様の頻度で洗濯を実施されたい。	コルセット・サポーター等補正器具については、月1回から2週間に1回程度に洗濯頻度の増加を検討したい。
563	大分刑	H29. 3. 28	洗濯ネットについて、申し出を受けた場合のみ洗濯の可否を判断するのではなく、原則として洗濯を実施されたい。	洗濯ネットを計画的に洗濯させることについて検討したい。
564	大分刑	H29. 3. 28	処遇内容や施設の運用方法を変更する際には、その都度、被収容者に対して、変更の合理性を説明し、被収容者の理解を得るように努力されたい。	処遇内容や施設の運用方法を変更する場合には、告知放送や必要に応じて職員から説明し、周知して理解を得ているところであるが、理解を得られない者に対しては、個別に対応している。
565	宮崎刑	H29. 3. 29	本所は老朽化がみられるところ、引き続き上級官庁に対して要望を出すなどして、より良い環境が整えられるよう行動されたい。	大規模修繕への予算措置がなされるよう上級官庁に働き掛けを行うとともに、計画的な修繕を徹底し、現存する建物の延命措置を講ずることとする。
566	宮崎刑	H29. 3. 29	今後も、被収容者に対して、視察委員会の存在及びその活動内容並びに提案箱の存在及びその活用方法について周知徹底することとする。	今後も被収容者に対して視察委員会の存在及びその活動内容並びに提案箱の存在及びその活用方法について、入所時の告知や所内生活の心得への記載等を通じて周知していくこととする。
567	宮崎刑	H29. 3. 29	施設内の医療・保健体制について、医師の増員、協力医の確保、人員体制の充実など、今後も、より適切な医療・保健体制の確立に努めていただくよう要望する。	今後も、協力医の確保及び関係医療機関との良好な関係を維持するとともに、医療スタッフ、機材の充実を図るため上級官庁に対し必要な予算措置を要求するなどして適切な医療体制の確保に努める。
568	宮崎刑	H29. 3. 29	扇風機の使用について、場所によっては相当高温多湿の状況になるところもあるので、柔軟な対応をするよう要望する。できれば、温度計及び湿度計の設置場所を複数設けていただきたい。	扇風機の使用に当たっては、被収容者間の公平性を担保しつつも、医療上その他特別な事情がある場合には、柔軟な対応を行うこととしている。なお、温度計及び湿度計の設置場所は複数設けている。
569	宮崎刑	H29. 3. 29	非常勤職員の不祥事案が発生しないよう注意を払っていただきたい。	今後一層非常勤職員による不祥事防止に向け力を注ぐこととする。
570	宮崎刑	H29. 3. 29	職員の執務環境について適切な配慮がなされるよう要望する。	引き続き職員の執務環境について、適切な配慮をしていきたいと考えている。
571	鹿児島刑	H28. 9. 26	視察委員会及び提案箱の設置場所等の周知徹底を検討願いたい。	視察委員会及び提案箱についての告知放送を実施するとともに、説明文を各工場食堂内の掲示板等に掲示した。
572	佐賀少刑	H28. 7. 29	台拭き、布巾の水洗いが認められていないこと、洗剤の使用が制限されていることについて、見直しを検討願いたい。	台拭き及び布巾の水洗いは認めており、洗剤の使用制限も行っていないことについて、内規を発出し、職員及び被収容者に対し周知した。
573	佐賀少刑	H28. 7. 29	開放居室の増設を検討願いたい。	現在、制限区分第2種以上に指定されている人数に対して居室数が不足している状況であるため、増設を上級官庁に働き掛けていきたい。
574	佐賀少刑	H28. 9. 30	将棋大会の開催を検討願いたい。	年間で弁論大会やソフトボール大会等の諸行事を多く開催しており、現時点においては導入は難しいが、開催を希望する意見が多くあれば検討したい。

575	佐賀少刑	H28. 9. 30	優遇区分第2類以上の受刑者が購入及び使用できる「洗顔フォーム」については、入浴時のみ使用が許可され、居室での使用が認められていないところ、入浴時のみ使用許可であると、週に2回しか使用できないので、居室での使用も認めることについて検討願いたい。	居室内での使用を認めることとした。
576	佐賀少刑	H28. 11. 28	「筋力トレーニング」のクラブを作ることを検討願いたい。	指導者や場所、指導時間の確保の面から難しい。現在ある中の体育系クラブであるエアロビクスや剣道クラブ等に参加するように促したい。
577	佐賀少刑	H28. 11. 28	本棚の上の段に日用品を置くように決められているが、下の段にも置けるように改善を検討願いたい。	受刑者の規律秩序維持等の観点から居室内の整理整頓要領に基づき、私物棚の上段にシッカロール、歯ブラシ等を下段にちり紙及び電気カミソリを置くよう指定し、整理整頓状況が一目で分かるようにしているものの、下の段等の空きスペースに他の物品を置くことを認めないものではないため、再度、受刑者に対して周知を図ることとした。
578	佐賀少刑	H28. 11. 28	外での運動の際に足を洗うことを希望したが、靴下を履いて裸足でなかったことを理由に、足を洗うことを却下された。足を洗うのは個人の権利と思われるので、足を洗えるように改善を検討願いたい。	足洗いについては、未決収容棟の運動場で運動した場合、地面が舗装されておらず、スリッパで出ると、足が土で汚れるため、以前から足を洗わせていた実情があるが、明確な指示等の定めがなく、職員間でも認識が区々であったため、内規を発出し、足洗いのできる取扱いに統一した。
579	佐賀少刑	H29. 3. 23	施設の老朽化が認められ、夏季、冬季の生活環境の悪化が懸念されることから、被収容者の人権に配慮しつつ、適切な処遇が行えるよう、予算の制約はあるにせよ可能な限り善処を願いたい。	施設の改築工事については、予算上の制約があるが、今後とも上級官庁に働きかけを行うとともに、計画的な修繕を徹底する。
580	福岡拘	H29. 3. 31	職員の言動により、被収容者の人格が傷つけられることのないように、引き続き十分な監督と教育を行われたい。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、研修等のあらゆる機会を通じ、全職員に対し、被収容者に対する不適切な処遇の防止について引き続き指導を徹底してまいりたい。
581	福岡拘	H29. 3. 31	居室における設備等には限界がある中、熱中症対策等の対応を取っているのは認められるが、虫の発生等についても速やかに対応されたい。	今後とも適切な居室環境保持に努め、突発的な事案に対しては、適時対応していくよう配慮する。
582	福岡拘	H29. 3. 31	民事訴訟に係る出廷許可判断については、十分に検討されることを要望する。	民事訴訟への出廷の可否については、引き続き、出廷の必要性や戒護上の支障の有無等を総合的に考慮し、個別具体的に判断していきたい。